第３回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成19年第３回幕別町議会定例会

（平成19年９月４日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第１　会議録署名議員の指名

17　杉坂達男　　18　助川順一　　19　千葉幹雄

日程第２　会期の決定

（諸般の報告）

日程第３　行政報告

日程第４　認定第１号　平成18年度幕別町一般会計決算認定について

日程第５　認定第２号　平成18年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

日程第６　認定第３号　平成18年度幕別町老人保健特別会計決算認定について

日程第７　認定第４号　平成18年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

日程第８　認定第５号　平成18年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

日程第９　認定第６号　平成18年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

日程第10　認定第７号　平成18年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について

日程第11　認定第８号　平成18年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

日程第12　認定第９号　平成18年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第13　認定第10号　平成18年度幕別町水道事業会計決算認定について

日程第14　請願第１号　「後期高齢者医療制度並びに70歳～74歳の医療費２倍化（２割負担）の改善を求める意見書」の提出を求める請願書

日程第15　陳情第６号　身体障害者福祉に関しての陳情書

日程第16　陳情第７号　生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善に関する陳情書

会　議　録

平成19年第３回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　平成19年９月４日

２　招集の場所　　幕別町役場５階議事堂

３　開会・開議　　９月４日　10時00分宣告

４　応 集 議 員　　全議員

５　出 席 議 員　　（20名）

議長　　古川　稔

副議長　千葉幹雄

１　中橋友子	２　谷口和弥	３　斉藤喜志雄	４　藤原　孟	５　堀川貴庸
６　前川雅志	７　野原恵子	８　増田武夫	９　牧野茂敏	10　前川敏春
11　中野敏勝	12　乾　邦廣	13　芳滝　仁	14　永井繁樹	15　杉山晴夫
16　大野和政	17　杉坂達男	18　助川順一		

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町　　長　岡田和夫	副　町　長　高橋平明
副　町　長　遠藤清一	教　育　長　金子隆司
教 育 委 員 長　林　郁夫	代表監査委員　市川富美男
農業委員会会長　上田健二	会 計 管 理 者　管　好弘
総務部長　増子一馬	経　済　部　長　藤内和三
民　生　部　長　新屋敷清志	企　画　室　長　佐藤昌親
建　設　部　長　高橋政雄	忠類総合支所長　川島博美
札 内 支 所 長　熊谷直則	教　育　部　長　水谷幸雄
総　務　課　長　川瀬俊彦	糠内出張所長　中川輝彦
企 画 室 参 事　羽磨知成	農　林　課　長　菅野勇次
会　計　課　長　鎌田光洋	

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　堂前芳昭　　課長　横山義嗣　　係長　國安弘昭

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

17　杉坂達男　　18　助川順一　　19　千葉幹雄

議事の経過

（平成 19 年９月４日　10:00　　開会・開議）

［開会・開議宣言］
○議長（古川　稔）　ただ今から、平成 19 年第３回幕別町議会定例会を開会いたします。
　これより本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（古川　稔）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（古川　稔）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　　本日の会議録署名議員に、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員を指名いたします。

［会期の決定］
○議長（古川　稔）　日程第２、会期の決定を議題といたします。
　　お諮りいたします。
　　本定例会の会期は、本日から９月 26 日までの 23 日間といたしたいと思います。
　　これにご異議ございませんか。
　（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
　　したがって、会期は本日から９月 26 日までの 23 日間と決定いたしました。

［諸般の報告］
○議長（古川　稔）　この際、諸般の報告をいたします。
　　監査委員から、地方自治法第 235 条の２第３項の規定による、例月出納検査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配付してあります。
　　後刻、ご覧いただきたいと思います。
　　これで、諸般の報告を終わります。

［行政報告］
○議長（古川　稔）　日程第３、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
　　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　平成 19 年第３回町議会定例会が開催されるに当たり、日ごろより、町政各般に渡ってお寄せいただいております議員各位の温かいご指導、ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。
　　本年も 10 月１日に、111 年目の開町記念日を迎えますが、昨年２月に村としての歴史の幕を閉じました旧忠類村 56 年の歴史を受け継いだ新幕別町としては、２年目の開町記念日であります。
　　ここに、偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不撓不屈の精神を持って、本町発展の礎を築かれたご遺族を偲びますとともに、町民各位の限りない郷土愛により、本町が着々と発展を続けておりますことに、深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。
　　さて、例年、開町記念日に、本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会から頂きました答申を尊重し、14 名の方を顕彰させていただくことといたしました。

長年に亘り、町議会議員として本町の自治振興にご功績のありました駒畠、本保征喜さん、忠類日和南山弘美さん、錦町、纐纈太郎さん、札内若草町、故豊島善江さん、忠類中当、草野奉常さん、忠類本町、大坂雄一さん、札内青葉町、佐々木芳男さん、日新、伊東昭雄さん、忠類幸町、齋藤順教さん。

さらには、社会教育委員として、本町の教育行政の振興に貢献をされました、札内文京町、多田順一さん。

以上10名の方々に、自治功労賞をお送りさせていただきます。

また、民生児童委員として、地域福祉の向上にご尽力されました、旭町、花井豊さん。消防団活動を通じ、地域防災にご尽力いただきました五位、園部幸宏さん、忠類本町、熊谷執さん。

以上３名の方々に、社会功労賞を。

地域での奉仕活動にご活躍いただいております南町、井尻正義さんに、善行賞をお送りさせていただくことといたしました。

受賞されます皆さまのご功績に対しまして、心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

次に、過日決定がありました今年度の普通交付税について、申し上げます。

まず、本年度の普通交付税の総額は、52億1,925万7,000円で、前年度対比、２億9,033万3,000円。率にして5.27％の減となりました。

本年度の普通交付税算定の特徴といたしましては、一つには、算定項目を統合した包括算定経費が導入され、従来の個別算定経費の項目数を３割削減し、抜本的な算定の簡素化が図られたことであります。

人口、面積を基本として簡素化された新基準による算定方法。いわゆる新型交付税といわれるものでありますが、この算定方式の変更に伴う影響として、約１億円の減となっております。

二つ目としては、平成17年度から行革効果として、年度間比較による歳出削減の取組や、徴収率の状況などが、交付税に算定されておりましたが、本年度からはさらに、出生率、ごみ処理料、農業算出価格など、新たな項目が追加され、地方自治体の幅広い事業などの取組に対する努力成果を測定し、交付税を措置するという、いわゆる「がんばる地方応援プログラム」が、割増し算定として導入されたことであります。

この算定による影響といたしましては、約2,000万円の増額となっております。

また、地域振興費の中で算定されておりました旧地域総合整備事業債の交付税措置終了になりまして、約１億9,000万円の減となりました。

100 年記念事業関連における起債償還に対する交付税措置期間が終了したことによるもので、総体の交付税減額に大きな要因となったところであります。

以上の特徴のほかに、例年のことではありますが、会議費用や事業費補正の変更。

あるいは、合併後、５年間包括的に措置される合併補正などによりまして、普通交付税の算定が行われた結果、前段申し上げましたように、前年度比で約２億9,000万円の減額となったところであります。

当初予算での普通交付税の見込みを、約5,000万円下回っておりますことから、今後の財政運営については、慎重に進めてまいらなければならないものと考えているところであります。

次に、第５期幕別町総合計画の策定について、申し上げます。

平成20年度から29年度までを計画期間といたします第５期総合計画の策定につきましては、町民の皆さんによる検討組織であります町民会議での検討、町民アンケートの実施、忠類地域住民会議での検討など、広く町民の皆さんのご意見、ご提言の集約を終え、現在、素案作成の最終段階を迎えているところであります。

また、条例に基づきます総合計画策定審議会につきましては、公募の６人を含みます30人の委員さんを委嘱し、去る８月７日に、第１回の審議会を開催いたしたところであります。

今後、審議会の審議、答申を得て、12月の第４回町議会定例会に提案いたしたいと考えているとこ

ろであります。

次に、かねてより係争中でありました、本町の固定資産評価委員会に対する株式会社しまむらからの異議申立て事案について、申し上げます。

平成 13 年に、株式会社しまむらが、札内新北町に新築いたしました自社店舗の固定審査評価額が高すぎるとして、平成 14 年７月に、本町の固定資産評価審査委員会に対し、異議申立てがなされ、同委員会は、適正な評価額であるとの判断により、棄却の決定を下したところであります。

この決定を不服として、同社は、平成 15 年４月に、釧路地方裁判所に訴状を提出し、係争中となっておりましたが、本年２月８日、同裁判所において、評価額の一部については、減額が必要と判断されましたものの、本町の主張がほぼ認められた内容の判決が下されたところであります。

しかしながら、本年２月 23 日に、同社が一審判決に不服があるとし、控訴状を提出し、札幌高等裁判所において、書面審査を行っていたところでありますが、去る７月 31 日に、同社より、札幌高等裁判所財産民事部に、今回の事案にかかわる控訴を取り下げる旨の書面提出が出されたところであります。

この控訴取下げにより、一審の釧路地方裁判所での判決が確定し、結審となったところであります。

なお、評価額の一部について、減額する判決が確定したことに伴いまして、平成 14 年度までさかのぼり、株式会社しまむらが納付いたしました固定資産税のうち、還付加算金を加えました５万 4,500 円を、同社に還付するものであります。

次に、民生委員、児童委員の一斉改選について、申し上げます。

本町では、平成 18 年２月の町村合併以後、民生委員協議会の区域を、幕別地域と忠類地域の２カ所として活動を行ってまいりましたが、本年 12 月１日には、３年ごとの民生委員、児童委員の一斉改選が行われますことから、両協議会において、民生委員協議会の組織運営等に関する検討を行ってまいりました。

このほど、その検討結果を受け、一斉改選後における本町の民生児童委員協議会を１組織とすることと、民生委員、児童委員の定数を、幕別地域は２人増の 52 人、忠類地域は、２人減の５人の合計 57 人とする内容の方針を決定し、道の意向調査に回答したところであります。

また、主任児童委員の定数につきましては、市町村合併を行った町村では、従来の定数基準３人にかかわらず、１協議会につき、最大４人の配置について、協議に応ずるとされておりますことから、定数一人増員し、４人を配置する方針で、道に要望いたしておりましたところ、本年８月 20 日付けをもって、決定の通知を受理したところであります。

なお、去る８月 22 日に開催いたしました民生委員推薦会におきまして、民生委員、児童委員 57 人、主任児童委員４人、合計 61 人の候補者全員について、推薦決定を頂き、道に推薦書を提出させていただいたところであります。

次に、季節労働者の通年雇用促進支援事業について、申し上げます。

季節労働者の通年雇用の促進を図ることを目的とした、厚生労働省所管の通年雇用促進支援事業は、本年 10 月から開始されることに伴い、音更町を事務局として、士幌、上士幌、鹿追、新得、清水、芽室と本町の８町で構成する、十勝北西部通年雇用促進協議会を、去る８月１日に設立いたしました。

この協議会における支援事業といたしましては、ハローワークや関係機関の協力を得ながら、各町を巡回する相談会のための通年雇用促進支援員を配置することや、雇用支援セミナーの開催、雇用実態調査などを計画いたしているところであります。

なお、本協議会の設立に伴いまして、今議会に、協議会の負担金の補正予算を提案させていただいたところであります。

次に、農作物の生育状況について、申し上げます。

今年は、一時期低温に見舞われたものの、春先から概ね良好な天候に恵まれ、生育も順調に推移しているとお聞きいたしているところであります。

主な作物について申し上げますと、小麦につきましては、７月 27 日から収穫が始まり、８月 13 日

までに、全町での刈取り作業を終えたところでありますが、収穫量につきましては、地域によってばらつきはありますものの、昨年を上回る反当たり 10 俵程度が見込まれております。

また、９月１日現在の作況調査によりますと、長いもが平年に比べ２日送れと若干遅れてはいるものの、その他の作物につきましては、生育は順調で、豆類や馬鈴薯は、ほぼ平年並。甜菜が１日、ごぼうが２日、サイレージ用とうもろこしは８日早い状況となっております。

今後におきましても、良好な天候が続きまして、各作物の収穫作業が順調に進み、平年を上回る収穫量が確保されるよう期待をいたしているところであります。

次に、公共工事の発注状況について、申し上げます。

８月末現在におけます公共工事の発注済額は、13 億 9,600 万円で、発注率にいたしますと、71.2%ほどなっております。

土木工事関係におきましては、札内南大通立体交差関連の札内鉄道南沿線通、北栄区画整理関連の札内４線、忠類地域の西当北４線、忠類北 11 線等の改良舗装工事のほか、道道整備などに関連する雨水・汚水の下水道工事、及び水道の上水道の第３次拡張工事などの発注を終えたところであります。

また、建築工事関係では、旭町団地公営住宅建設工事、忠類旧物産センターの改修工事などの発注を行ってきたところであります。

今後の発注では、札内東中グラウンド整備や、元忠類線道路改良工事のほか、幕別簡易水道などの工事を予定いたしており、引き続き、早期発注と適宜発注に意を用い、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き、町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　これで行政報告は、終わりました。

［一括議題］

○議長（古川　稔）　日程第４、認定第１号、平成 18 年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第 13、認定第 10 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 10 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第７条第１項の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する「平成 18 年度幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

なお､地方自治法第 98 条第１項の規定による検閲･検査権を付与するものといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって本件については、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する「平成 18 年度幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上審査することとし、地方自治法第 98 条第１項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

［請願付託］

○議長（古川　稔）　日程第 14、請願第１号、「後期高齢者医療制度並びに 70 歳～74 歳の医療費２倍化（２割負担）の改善を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

中橋議員。

○１番（中橋友子）　朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

「後期高齢者医療制度並びに 70 歳～74 歳の医療費２倍化（２割負担）の改善を求める意見書」の提出を求める請願。

請願者、幕別町札内春日町 315 番地の 11、十勝勤医協「幕別町」友の会、会長高野幸雄。

紹介議員、中橋友子、野原恵子、谷口和弥。

幕別町議会議長、古川稔殿。

請願趣旨。

政府は、2006 年６月に「医療制度改革関連法」（15 の関連法）を成立させました。

その中の一つが「後期高齢者医療制度」です。

この制度は、75 歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、介護保険料とあわせて月額１万円を超える負担を強い、保険料を滞納した高齢者からは、保険証を取り上げようとしています。

一方で、高齢者を健診制度の枠外として、健診を受けられなくし、診療報酬を、現役世代から切り離し、別建てにすることで、必要な医療が受けられなくするものです。

まさに高齢者から医療を遠ざける、世界に類を見ない「年齢による差別医療」の導入です。

さらに、現役世代に高齢者医療を支える「特定保険料」として新たな負担を持ち込もうとしており、全国民に負担を強いるものです。

また、同時に 2008 年４月からは、70 歳～74 歳の医療費負担が１割から２割へ２倍に引き上がります。

もし、これらが実施されると、高齢者が安心して必要な医療を受けられなくなってしまいます。

私たちは、高齢者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、意見書を関係機関に出していただきたく請願いたします。

請願項目。

新たな「後期高齢者医療制度」を一時凍結し、内容の改善を図ること。

２、70 歳～74 歳の医療費２倍化（２割負担）をやめること。

３、医療に使う国の負担を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

以上。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上であります。

○議長（古川　稔）　説明が終わりましたので、請願第１号に対する質疑を省略し、民生常任委員会に付託いたします。

［陳情の付託］

○議長（古川　稔）　日程第 15、陳情第６号、身体障害者福祉に関しての陳情書及び、日程第 16、陳情第７号、生活保護、児童扶養手当などの福祉切下げの中止と改善に関する陳情書を一括議題といたします。

ただ今議題となっております、陳情第６号、身体障害者福祉に関しての陳情書及び、陳情第７号、生活保護、児童扶養手当などの福祉切下げの中止と改善に関する陳情書の２議件は、民生常任委員会に付託いたします。

［休会］

○議長（古川　稔）　お諮りいたします。

議事の都合により明５日から 12 日までの８日間は、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、９月５日から９月 12 日までの８日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］

○議長（古川　稔）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は９月 13 日、午前 10 時からであります。

10：26　散会

第３回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成19年第３回幕別町議会定例会

（平成19年９月13日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第１　会議録署名議員の指名

１　中橋友子　　２　谷口和弥　　３　斉藤喜志雄

（諸般の報告）

日程第２　一般質問

会　議　録

平成19年第３回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　平成19年９月13日

２　招集の場所　　幕別町役場５階議事堂

３　開会・開議　　９月13日　10時00分宣告

４　応 集 議 員　　全議員

５　出 席 議 員　　（20名）

議長　　古川　稔

副議長　千葉幹雄

１　中橋友子	２　谷口和弥	３　斉藤喜志雄	４　藤原　孟	５　堀川貴庸
６　前川雅志	７　野原恵子	８　増田武夫	９　牧野茂敏	10　前川敏春
11　中野敏勝	12　乾　邦廣	13　芳滝　仁	14　永井繁樹	15　杉山晴夫
16　大野和政	17　杉坂達男	18　助川順一		

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町　　長　岡田和夫	副　町　長　高橋平明
副　町　長　遠藤清一	教　育　長　金子隆司
教育委員長　林　郁夫	代表監査委員　市川富美男
会計管理者　管　好弘	総務部長　増子一馬
経済部長　藤内和三	民生部長　新屋敷清志
企画室長　佐藤昌親	建設部長　高橋政雄
忠類総合支所長　川島博美	札内支所長　熊谷直則
教育部長　水谷幸雄	総務課長　川瀬俊彦
糠内出張所長　中川輝彦	企画室参事　羽磨知成
福祉課長　米川伸宣	町民課長　田村修一
農林課長　菅野勇次	商工観光課長　八代芳雄
経済部参事　田井啓一	土地改良課長　角田和彦
施設課長　古川耕一	車両センター所長　森　範康
会計課長　鎌田光洋	地域振興課長　姉崎二三男
経済課長　飯田晴義	建設課長　吉田隆一
学校教育課長　伊藤博明	生涯学習課長　長谷　繁

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　堂前芳昭　　課長　横山義嗣　　係長　國安弘昭

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

１　中橋友子　　２　谷口和弥　　３　斉藤喜志雄

議事の経過

（平成 19 年９月 13 日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣言］
○議長（古川　稔）　これより本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（古川　稔）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（古川　稔）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　本日の会議録署名議員に、１番中橋議員、２番谷口議員、３番斉藤議員を指名いたします。

［諸般の報告］
○議長（古川　稔）　次に、諸般の報告を事務局よりいたさせます。
○事務局長（堂前芳昭）　17 番杉坂議員より、本日、遅参する旨の届出がありましたのでご報告いたします。
○議長（古川　稔）　これで諸般の報告を終わります。

［一般質問］
○議長（古川　稔）　日程第２、これより一般質問を行います。
　一般質問は通告順に、一問一答方式により行います。
　なお、各議員の１回目の質問は、演壇にて発言し、再質問以降は副演壇で行います。
　また、質問される各議員の持ち時間は、答弁を含め 60 分以内です。
　最初に、芳滝仁議員の発言を許します。
　芳滝議員。
○13 番（芳滝　仁）　通告に基づきまして、質問いたします。
　幕別町における耐震対策について。
　1923 年、大正 12 年９月１日に発生した関東大震災の甚大な被害を風化させず、防災に対する大切な教訓とするために、９月１日は防災の日とされています。
　幕別町においては平成 11 年に策定された防災計画が見直され､本年度中に新しい防災計画が策定されることになっています。
　平成 15 年に発生した十勝沖地震においては、死者１名、不明者１名、住宅全壊が 116 棟ほか、その被害については記憶に新しいところですが、それ以降、平成 16 年の新潟県中越地震、平成 17 年福岡県西方沖地震、平成 19 年３月の能登半島沖地震、７月の中越沖地震までに、震度５以上の地震は 15 回を数え、死者数は 80 名を超えています。
　行政としては町民の生命と生活を守るために、最善を尽くすことは当然のことであります。
　以下、幕別町の耐震対策について質問いたします。
　１、全町防災訓練の実施について。
　２、地震予知の情報収集と伝達について。
　３、庁舎を含め、公的施設の耐震対策について。
　４、庁舎コンピュータ関係のセキュリティについて。
　５、町職員の地震発生時に備えた訓練について。

６、避難場所、避難所、避難路の確保と町民への周知について。
７、災害時要援護者の把握と対策について。
８、地域、公区の自主防災組織の育成と強化について。
９、食料、水、毛布ほか、生活関連物資の備蓄について。
10、救護、医療の確保について。
以上です。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　芳滝議員のご質問にお答えいたします。
「幕別町における地震対策について」であります。
ご質問の要旨にもありましたように、本町では、昨年度から防災会議委員の皆さんのご意見を伺いながら、幕別町地域防災計画の見直し作業に取り組み、計画案について北海道知事と協議を進めてきたところでありますが、去る７月 31 日付けで協議が整い、知事から本町の計画案を認める旨の回答を頂いたところであります。
今回の見直しは、大きく三つの観点から実施いたしました。
１点目は、合併後の新幕別町としての防災体制作り。
２点目は、新たな法律であります日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法の施行。
３点目には､高齢者や障害者などの災害時要援護者対策の強化という観点で見直しを行っております。
現在、印刷作業等を進め、近々、皆さんのお手元に配付させていただきたいというふうに考えております。
本日はその新たな防災計画に基づいてお答えをさせていただきます。
はじめに、全町防災訓練の実施についてであります。
本町では、全町民を対象として、平成８年から平成 12 年にかけ、町内を５地区に分け、順次、防災訓練を実施いたしてきたところであります。
最後の訓練から既に７年が経過し、その間、全国で何度か、大地震の被害を受けていることもあり、住民の日ごろからの地震への備え、防災意識の向上を図るためにも防災訓練は大切であろうと考えているところであります。
従前行ってきたような訓練ではなく、避難所での対応方法や地域の皆さんで災害時要援護者を誘導するなど、町民自らが実践的な行動を体験できるような訓練等の実施が可能かどうか、検討をしているところであります。
今後とも引き続き、検討してまいりたいというふうに考えております。
次に、地震予知の情報収集と伝達についてであります。
気象庁を中心とした緊急地震速報の提供が、本年 10 月１日から開始される予定であります。
この速報は、地震発生直後、震源に近い地点で観測したＰ波と呼ばれる初期微動から、数秒から数十秒後に遅れてくる強い揺れである主要動の到達時刻や震度を予測し、人工衛星などを用いて全国に伝達するシステムであります。
NHK などの放送事業者や NTT におきましては、この速報を利用して地震予報的な情報を提供する予定というふうに伺っております。
地方自治体におきましても、この速報を活用して、防災行政無線などとの組合せにより、住民への周知が可能となります。
全国的には、現在、岩手県釜石市と兵庫県市川町の２市町が、このシステムを構築し、試行をしているというふうに伺っております。
ただ、このシステム整備には多額の費用を要しますことから、中長期的な課題として調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。
次に、ご質問の３点目、庁舎を含め、公的施設の対策についてであります。
平成７年に制定されました建築物の耐震改修の促進に関する法律により､昭和 56 年５月以前の旧耐震

基準による建築物に対する耐震診断・耐震改修が努力規定として、設置者に求められておりますが、その一部が平成18年１月に改正され、対象となる建築物の範囲が拡大し、本町におきましては、対象建築物は、役場庁舎を含めまして８施設となっております。

このうち、役場庁舎、札内中学校校舎の耐震診断につきましては、既に実施済みでありまして、ともに基準を満たしていない結果が出ております。

このことから、札内中学校につきましては、本年度耐震改修の実施設計を発注いたしており、耐震化に向けての作業を進めているところであります。

他の６施設につきましては、幕別小学校ほか、学校施設が五つ。それと、忠類コミセンであります。

これら学校施設につきましては、総合計画の中で耐震診断を計画的に実施していくという予定であります。

このほか、公的施設につきましては、避難所として指定している施設のうち、旧耐震基準による建築物が学校施設で糠内小学校などの３校、さらには、15カ所の近隣センターがありますが、今後は、こうした建築物を優先しながら、年次計画に基づきまして、耐震診断を実施していかなければならないものと考えております。

次に、ご質問の４点目、庁舎コンピュータ関係のセキュリティ対策についてであります。

現在は、行政事務の多くがコンピュータ処理されておりますことから、地震の発生により、その機能が停止することがないよう、また、万が一、機能が停止した場合においても、速やかに業務が回復できるよう、対策を講じているところであります。

具体的には、メイン機器でありますサーバ類や通信機器につきましては、床にボルトで固定した専用の棚に収容し、安全の確保に努めております。

また、停電時の対応につきましては、短時間の停電の場合、サーバ類や通信機器には、専用のバッテリーから瞬時に電気が供給されることになっており、長時間の停電に際しては、自動的に運転を開始する自家発電装置を本庁舎の外部に整備し、サーバ類や窓口のパソコンに電気を供給することといたしております。

各種データの保存につきましては、機器が破損した場合でもデータを失うことがないよう、毎日のデータをコピーしたテープを耐火キャビネットに保存いたしております。

さらに、危険の分散という観点から、月ごとの最新のテープを札内支所に保存をいたしております。

通信回線の切断への対応といたしましては、本庁舎と忠類総合支所間、札内支所間については、町の専用回線のほかに、バックアップ用にNTTのデータ回線を設備し、回線の二重化を確保いたしております

今後も、事務処理や通信の分野において、コンピュータによる処理が拡大することと思いますので、セキュリティや安全対策に十分配慮してまいりたいと考えているところであります。

５点目の町職員の地震発生時に備えた訓練についてであります。

本町では、地震を含めた災害時に備え、情報伝達訓練や図上訓練を十勝支庁と毎年１回実施しているほか、同様の訓練を帯広開発建設部とも不定期ではありますが実施しているところであります。

新たな防災計画では、災害時の職員配置基準を詳細に定めており、さらには具体的な職員行動マニュアルの策定も進めているところであります。

災害時に、職員がこのマニュアルに基づいた適切な行動ができるように、訓練の実施を検討してまいりたいと考えております。

６点目の避難場所、避難所、避難路の確保と町民への周知についてであります。

今回の防災計画見直しにおきましては、避難所の再編なども行っておりますことから、広報紙等を通じ、町民の皆さんに周知をしてまいりたいと考えております。

７点目の災害時要援護者の把握と対策についてであります。

阪神淡路大震災など過去の震災では、死者・行方不明者の半数以上が65歳以上の方でありました。

前段申し上げましたとおり、今回の見直しでは過去の災害を教訓として、災害時要援護者対策の強化

を主眼の一つとしているところであります。

災害時要援護者名簿として、障害者や高齢者、介護を要する方たちの名簿を作成し、万一の際に備え、その把握に努めているところであります。

また、災害時要援護者へ保健福祉サービスの提供ができる福祉避難所を新たに設定したところであります。

さらに、現在、職員に対する災害時要援護者対策マニュアルの策定を進めているところであり、適切な対応ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

８点目の地域、公区の自主防災組織の育成と強化についてであります。

万一の災害時に被害を最小限に食い止めるには、発生直後から 72 時間以内の対応にかかっているというふうに言われております。

しかしながら、災害の規模が大きくなればなるほど、役場、消防、警察などの防災関係機関がすべての現場に向かうことが困難となるのが実情であります。

こうした中、災害時の避難や救助活動において、共助といわれる地域住民相互の助け合いや、その主体となる自主防災組織が重要だといわれております。

町では、自主防災組織の編成を推進しているところであり、協働のまちづくり事業において、防災支援事業として、各公区での防災計画の策定や防災訓練の実施などへの支援を行うなど、自主防災組織の育成を図っているところであります。

また、これまで、出前講座や公区長がお集まりになる際に、自主防災組織の重要性などを説明させていただいているところであります。

現在、町内で自主防災組織を編成している公区は５公区ありまして、そのうち幾つかの公区では防災訓練を実施しているところでありますが、町では、それら公区と連携し、訓練に協力させていただいているところであります。

今後も引き続き、自主防災組織の育成・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

９点目の生活関連物資の備蓄についてでありますが、本町では、食料、水、毛布のほか発電機、灯油ストーブなど災害救援物資を６カ所に分散して備蓄いたしております。

食料につきましては、水を加えるだけで食べることのできるアルファー米が 5，270 食、インスタントラーメン 120 食、缶詰 240 個を備蓄いたしております。

水につきましては、２リットル又は 1.5 リットルのペットボトルで 800 本、毛布は、2，070 枚備蓄いたしております。

さらに、不足するような事態の場合には、幕別町の商工会、北海道及び北海道町村会と取り交わしております災害時の協力協定に基づいて、日常生活に必要な物資を提供していただくこととなります。

最後に救護、医療の確保についてであります。

災害時には、多くの負傷者の救護が必要となることが予想されますが、災害対策本部の保健班が応急救護に当たるとともに、十勝医師会及び十勝歯科医師会と締結しております医療救護活動に関する協定に基づいて、医師等の派遣を要請することとなります。

また、災害の規模が大きく、負傷者も多い場合は、独立行政法人国立病院機構が中心となって組織している災害派遣医療チームへの派遣を要請することになりますが、万が一の事態におきましては、関係機関・団体の協力を得るなど、災害から町民の命を守るため、最善の努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　芳滝　仁議員。

○13 番（芳滝　仁）　再質問させていただきます。

１番目の、店長の防災訓練のところでありますけれども、防災計画をまだ拝見しておりませんので、その中身について、少し一つの精神と申しますか。先ほど、ご答弁の中にありましたが、共助という、そういうお言葉が出てきました。

今、公助、共助、自助という、公で助ける、ともに助ける、自分で助けるということが、一つの防災の、一つの基本的な精神として、考えられておるところであります。

その辺の、考え方につきまして、防災訓練の中で、きちっと見せつけていく必要があろうかと思うのでありますが、その辺のことはどうでありますでしょうか。

そして、中越地震があって、さらにまた、中越沖地震がありまして。

その中越地震の後、例えば、柏崎市だとかにおきましては、非常に検討がされてあります。

その中で、生かされてあったことが、実は、コミュニティの淘汰と、そして、いわゆる体制組織をつくっていくということが、それが車の両輪のようなことであると。コミュニティができていなかったら大変だし、また、それを動かしていく、いわゆる地域の体制というものが、きちっとでき上がってないと、そのコミュニティが動かないのだということで、そのところで、大事だと、対策を講じたところが、大変速やかに対応ができたというようなことが、テレビで放映されたということでありまして、非常に参考になるなと思ったところであります。

そういう一つの形というものも、訓練という中で、精神として位置付けていく必要があるのでなかろうかというふうに思うわけでありますが、その辺はどうでありますでしょうか。

地震の予知、情報収集につきましては、もうなるべく早い伝達が必要なわけでありますが、ご答弁のように、そのことにつきまして、計画を進めていただきたいと思うわけであります。

庁舎含め、公的施設の耐震につきましてでありますが、これは札内中学校の件は、いろんな場面で結構ご答弁を頂いておりまして、具体的に進んでいるところでありますけれども。

また、ご答弁の中で、旧態新基準による建築物というところで、これを優先して対応されているというご答弁でありますが。

一つお伺いをしておきたいのは、この庁舎について、どういうふうな形でお考えでいるのかという。ここが確か本部になるわけでありますから、その辺のことにつきましてのお考えを少しお伺いをしたいなと思うところでございます。

町職員の地震発生時に備えた訓練につきまして、マニュアルを作ってきちんとしていくということは、それは大切なことだと思います。

その中で、阪神・淡路の大震災をはじめ、頻繁しております大きな地震のところで、一番問題にされていますのが、情報の収集ということが言われてあります。

その辺の、１カ所に集中をして、そして、それを伝達をしていく。そのことで、初期のその対応が速やかにできていくということがあるのだというご報告がされてあります。

その辺の一番大切な情報収集のことにつきましての形がどのように整っているのかということを一つお伺いをしたいと思います。

そして、新しい計画書の中で、６番目でありますけども、避難場所、避難所のことでありますが、お知らせをするということであるのでありますが、それを見ればわかるのでありますが、何箇所、避難所が設定をされてあるのか。

そして、いわゆる収容面積の確保がどれぐらいできているのかということがあります。

これは平成 16 年の中橋議員の質問の中にもありまして、少し課題となっておったことでありました。

お伺いしておきたいと思います。

要援護者の把握につきましては、全国では今、76％ぐらいができていないという報告がされてあります。

本町におきましても、把握をされておる最中、作業の最中だとか思うのですが、できるだけ速やかに把握をする必要があろうかと思うのでありますが、この把握をし、そしてサポートをしていくというところで、いわゆるここに、その町の職員と、そして、前段で回答がありましたけれども、いわゆる公区におけるサポートの体制をどのような形で連携をさせていく。それが大切なことだと思うのでありますが、その辺のことにつきまして、少しお伺いをしたいと思います。

公区の自主防衛組織の育成と強化につきましてでありますが、これはご答弁のとおり、公区でも一生

懸命されていらっしゃるところもあります。

特に、先ほども申し上げましたが、中越沖地震の反省で、やはり一番大切なのは、地域、町内会、　幕別町でありましたら公区でありますでしょうか。そのところの一つの防災対策訓練が、一番住民の災害における一番大切な対策だろうということが言われてあります。

向こう３件両隣という言葉がありまして、こういう言葉が、いわゆる柏崎の反省の中から、よく聞こえてきた言葉としてあります。

公区におきましては、これはあかしや南１公区の地震防災の手引という、一つの資料があります。

これは、何年もかけて、公区でやり直し、やり直しでき上がってきたものでありまして、まずは、地震発生時で 30 秒が勝負なのだと。その 30 秒で、まずどうするかと。その後で、共助に移っていって、そして、公助が到達するのだと。

震災時に、一番頼りになるのは、隣近所だというふうな形で書き出しがありまして、隣近所の被災者同士では、生き埋めにつきましての救出は 98％だったと。

自衛隊などの救助隊は、約２％だったというふうなそういうことから、非常に地域の、いわゆる発生時に対する、そういうやはり意識づくりと訓練が、非常にこと細かく記されてあります。

恐らく公区長会議等でも、これは発表されて、いろいろ参考にはされているのだと思うのでありますが、こういう一つのすばらしいマニュアルと申しますか、公区のマニュアルができ上がってのことでありますので、そういうものも、一つ、利用させていただいて、地域のその自主防衛組織につきまして、本当に早急に徹底をしていく必要があろうかと思うのでありますが、その辺をお伺いしたいと思います。

９番目の食料・水・毛布等の備蓄でありますが、中橋議員の平成 16 年の質問のときと余り変わっていないのであります。

発電機、暖房器具でありますが、これが幾つずつぐらい備えていらっしゃるのかを、お伺いをしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　私の方から、答えられる分を答えさせていただいて、担当の方から、後ほどまた、補足をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、全町の防災訓練、どういう考え方でやるのかということでありますが、ご案内のように、前回、幕別町内を５ブロックで分けて実施したときには、それぞれの地域から、避難場所へ誘導される中で、皆さんが揃って歩いて避難されてきたと。

その場において、いろんな訓練を見たり、実際に体験したりというのが主な内容でありました。

今回、おっしゃいましたように、公助、自助。あるいは、お互いが助け合うということになりますと、その避難所でおけるそれぞれの役割を、同じ住民の皆さんが、弱者の人たちをどう対応していくかというような、俗に言うように、我々の公だけでなくて、住民の皆さん自らがそこで実践をされるような訓練の仕方が望ましいのかなと。

そういうことができるのかどうかを含めて、検討させていただいているというのが実状でありまして。

すぐ来年住んでいけるか。１年遅れになるかわかりませんけど、何らかの方法で、実践的な訓練をしていくことが大事であろうというふうには実は思っております。

それから、情報収集については、今もそうでありますけども、いろんな災害が発生した中には、職員もそうでありますけども、このほかにも建設業協会の皆さんとの協定、あるいは、今度、郵便局はちょっとどうなるのかわかりません。

今までは郵便局なんかとの協定もありまして、いろんなところをそれぞれの地域、それぞれの立場の中から、情報を収集させていただいて、それを対策本部でまとめる中で、指令を一つにするというようなことで、対応をしてきたわけでありますけども。

これがばらばらにならないように。そして、的確な情報が掌握できるような体制づくりをさらに進めていかなければならないのだろうと思いますし、これらも先ほど言いましたように、上部団体との連絡

等についても、年訓練の中で実施をさせていただいているところであります。

避難所、29 カ所あるということですけども、詳細については、担当の方からお話をさせていただきます。

それから、要援護者の関係なのですけども、これも実は、プライバシーの問題がありまして、なかなか難しい面も実はあるやに聞いております。

ただ、よく地震なんかでもそうですけども、後になって、あそこの高齢者の方がいらっしゃらない、見当たらないというような場合が出てくるケースがあって、やはり、そういった一つの名簿を、町なりどこかの確認していないと。持っていないと、いざというときには困るのではないかと。そういったことも含めて、それが地域の皆さんとどう連携をとれるか。

これは公区長会議なんかでも、あるいは、自主防災組織の皆さんとも、協議をしていかなければならない問題であろうというふうに思っております。

それから、公区の自主防災組織の必要性は、先ほど申し上げましたように、公区長会議でも何回かありますし、その公区の実践を、皆さんの前で発表していただいたこともありますし、いろんな角度から、私どもも支援を。そして、公区の皆さんにお願いをしている状況でありますので、引き続き、進めてまいりたいというふうに思っております。

備蓄はそう数は増えていませんけど、更新の問題がありますから。１回、揃えても、何年かするとそれはまた更新をしていくということでありますので、それなりのものは揃えているつもりでありますが。

発電機でしたか。それらについては担当の方から答弁をさせていただきます。

それともう一つ、庁舎の関係でありますけども、平成 10 何年ですか、診断調査をやって、いわゆる不適格だという判定が出ました。

そして、平成 15 年に庁舎内に、耐震対策の本部を設置して、検討させていただきました。

そして、平成 16 年には、当初予算に、役場庁舎の耐震に係る設計費まで実は計上した経緯があります。

ところが、並大抵の金ではとても耐震はできないと。いうなれば、これは建物、当時２億ぐらいで建てたものが、今やると７億も８億もかかる。

それになると、もう 30 年以上も、今で言えば 35 年になるのでしょうか。経過しているので、新しいものを考えた方がいいのではないかというような言葉で話がいきまして、実はそこでストップをし、当時、予算も全額最後に落としてしまったというのが実状で、そのまま現在に至っているとわけであります。

ただ、こういった事例がありますし、お話ありましたように、庁舎がその対策本部になることは間違いないわけですから、今後、この庁舎の建設問題。ただ、いろんな耐震のみでなくて、庁舎の建設問題となりますと、いろんな問題が発生してくるわけでありますので、いろんな中から検討はしなければならないと思いますけども、すぐどうこうということは、なかなか難しい問題かなというふうにも思っております。

○議長（古川　稔）　民生部長。

○民生部長（新屋敷清志）　私の方から、はじめに、質問要旨の６点目の収容場所、避難所の箇所数と人数等について、お答えをさせていただきます。

まず、避難所につきましては、幕別地域が 29 カ所。それと、忠類が９カ所。合計で 38 カ所になります。

また、収容人数についきましては、全部足しますと、２万 281 人という収容人数になっております。

面積につきましては、それぞれあるのですけれども、合計した数字は持っていませんけれども、大きいところでありますと、5，800 平米のところから、小さいところでは、137 平米ぐらいのところまで、それぞれあります。

それと、質問要旨にあります９点目の食料・水・毛布等の備蓄状況でございますが、暖房機につきましては、ストーブが 10 台ということなのですけども、これについては、本庁の方に一括して管理をしております。

それと、発電機につきましては20台あるのですけれども、これにつきましては、地域ごとに申しますと、幕別地域に15台、札内で４台、それと、糠内が１台ということになっております。

それと、毛布につきましては、幕別地域が1，590枚、それと、札内が380枚、忠類が70枚、それと、糠内が30枚というような、大きく分けましたら、備蓄状況については以上であります。

○議長（古川　稔）　芳滝議員。

○13番（芳滝　仁）　ご答弁いただきまして、大体考えが一緒かなというふうに思いました。

それで、庁舎の問題、大きな問題でありますから、またご検討いただくということで、具体的な問題で、今、部長の方からお答えいただきました件でありますが、避難所が、確か前の回答のときには、29から30というふうな回答が出ておったと思うのでありますが、また、数が変わらないということで、そのときもその避難場所につきましての面積につきまして、指摘がありまして、例えば、エコノミー症候群であるだとかということが大変心配だということが言われております。

その辺のことにつきまして、いわゆる幕別地区における数が増えていないということがどういうことなのかなと、こう思うのであります。

あと、発電機は少し増えておるようでありますけども、忠類地区がないというご答弁でありました。

食料等いろんなこと、近隣の自治体から救援があろうかと思うのでありますけども、緊急の発電機だとか暖房機だとかということにつきましては、できるだけ避難所において、活用できるような形にした方がいいのではないかなと、こう思うのでありますが。

その辺のことにつきまして､具体的なことなのですけども､お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（古川　稔）　民生部長。

○民生部長（新屋敷清志）　まず最初に、避難場所についてでございますけども、29カ所。幕別地域ですね。

それから、忠類が９カ所となっておりますけども、そのほかに、これは一時的にそこに避難していただくという形を考えておりまして、長期間にわたってそこに避難をしていただくということは考えていなくて、そのほかに、福祉避難所というのを設けることにしております。

といいますのは、保健福祉センターでありますとか、ふれあいセンター福寿でありますとか、バリアフリー化されたところですね。

そういうところにつきましては、別に、福祉避難所ということで設けることにしておりますので、今言いました29カ所、あるいは９カ所については、一時的なところで考えております。

それと、忠類地域の備蓄状況でございます。

今後、どの程度必要なのかというところも併せまして、検討してまいりたいと思います。

○議長（古川　稔）　以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹）　通告に従いまして、審議会等の見直しについてをお伺いいたします。

審議会の設置には、地方自治法によるものや法律又は条令の規定に基づかず、町政に対する町民意見の反映等を目的としたものがあります。

審議会を設け、町民の意見を聞くことは、町民参加のまちづくりにつながっていくことで、大いに進めるべきであります。

町では、まちづくりに住民の意思を反映し、住民と行政が協働して地域社会の発展と福祉向上を図ることを目的に制定されたまちづくり町民参加条例に沿い、行政情報の積極的な提供とともに、町政への住民参加の機会を提供しています。

その一環として、附属機関の委員について、特に、専門性を必要とする機関などを除き、定数のおおむね３割を目標に、公募により委員を選考しております。

行政改革大綱（第３次）推進計画の事務・機構の再編の中で、各種審議会等の設置目的、活動状況を把握し、審議会等の在り方及び委員定数の見直しを図り、一層の活性化を推進するとし、その実施年度

を平成 20 年度としております。

以下、審議会の見直し方針についてお伺いをいたします。

１、廃止及び統合の検討について。

２、運営の見直しについて。

３、委員の選任の見直しについて。

４、公募委員の積極的な登用について。

５、長期就任の見直しについて。

６、年齢構成の見直しについて。

７、行政関係者の就任の制限について。

８、重複就任の見直しについて。

９、開催経費の節減について。

10、新たな審議会の設置について。

最後に、行政と審議会の目的の共有化と行政情報の開示についてをお伺いするものであります。

以上であります。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　永井議員のご質問にお答えいたします。

審議会等の見直しについてであります。

平成 18 年 10 月策定の第３次幕別町行政改革大綱及び推進計画に基づきまして、より効率的な行財政運営を目指し、住民サービスの向上を図れるように努めているところでありますが、それを具体的に推進していくための一つの手法として、審議会等の見直しに取り組んでいるところであります。

本町では、現時点におきまして、町民が委員として就任している審議会等は、43 ありますが、各審議会等の設置目的､活動状況等を精査し､審議会等の在り方及び委員定数の見直しを図ることなどにより、一層の活性化を目指してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の１点目、廃止及び統合の検討についてであります。

基本的には、審議会等の設置目的を達成して、今後とも存続する必要性がない場合は廃止の方向で検討することとし、担う役割に共通点が多く、統合しても法的な問題点や特別な課題などがない場合は、統合の是非についての検討を行うことになるものと考えております。

現時点におきましては、今年度をもって審議が終了している審議会等が一つ、制度改正により他の審議会等でも役割を担うことが可能になるものが一つあるというふうに思っております。

現在、統廃合の検討を進めているところであります。

ご質問の２点目、運営の見直しについてであります。

会議等の運営につきましては、通常、審議会等の会長が議事進行を務めて、審議案件の説明については事務局が担当する職員が行い、委員の皆さんにご審議を頂く、そういった手法をとっているわけでありますが、この運営方法は、これまでの実績から判断いたしましても、特に不都合はないものと、それなりの成果を上げているものというふうに思っております。

基本的には､現状のままで運営していくことで問題はないものと考えておりますが､案件によっては、審議会等の中に部会を設けて、各部会ごとに深いご論議をしていただくというような手法もあるわけでありまして、さらに充実した論議ができるように、運営方法の見直し等も検討してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の３点目、委員の選任の見直しについてであります。

委員の選出区分につきましては、基本的に、審議会等ごとに担う役割が違いますから、一律とはならず、法律等で規定がある場合や専門的知識を必要とする場合など様々な要素に応じて適切に定められているものというふうに認識をいたしております。

このような現状から、今、特に問題はないものというふうに思っておりますが、委員定数につきましては、審議内容をより深めるために増員が必要かどうか。あるいは、審議に影響がない範囲での減員が

可能かどうか。審議会ごとに検討をしているところであり、適正な人数とすべく見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の４点目、公募委員の積極的な登用についてであります。

本町では、例年、２月の広報紙におきまして、附属機関の委員を公募いたしております。

平成 19 年度の応募状況につきましては、平成 19 年度中に任期満了を迎える附属機関が六つあり、それぞれの公募委員枠の合計として 28 名を公募したところでありますが、結果としては 18 名の応募となっております。

ご応募いただいた 18 名すべての方々に公募委員として委嘱させていただいたところでありますが、定員枠を下回ったことから、今後、さらに、制度の PR や新たな人材発掘に向けての取組が必要であろうと認識いたしているところであり、公募委員の積極的な登用に向け、努めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の５点目、長期就任の見直しについてであります。

現状におきましては、審議会等の役割を十分に果たしていただくために、専門的な知識を持ち、特定の経験等があり、あるいは地域の実情に熟知している方などを長期間にわたり就任いただいている審議会等もあるわけであります。

一例を申し上げますと、通算 20 年間以上就任をしている方がおられる審議会等、例えば、幕別町健康づくり推進協議会などが六つほどあります。

個別の審議会によっては、過去からの経緯が審議において重要な要素となる場合もありますことや、適任の委員を委嘱することが困難な場合もありますことから、現状におきましては、ある意味では長期就任もやむを得ない面もあるものと考えております。

しかしながら、安易な対応は当然慎まなければならないという面もありますので、長期就任につきましては、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

ご質問の６点目、年齢構成の見直しについてであります。

現状におきまして、幕別町行政改革推進委員会のように、20 歳代から 70 歳代までの年齢構成となっているものや、他の審議会等につきましても一定の年齢幅があり、全体的には比較的幅広い年齢構成になっているものと認識をいたしております。

このことは、各審議会等の委員の選出に当たりまして、できるだけ年齢層にかたよりが生じないように留意してきたことの表れでもあろうというふうに思っております。

今後も幅広い年齢層で構成するという方向で進めてまいりたいと考えております。

ご質問の７点目、行政関係者の就任の制限についてであります。

基本的には、町民の声をできるだけ幅広く聞き、町民の皆さんとともに協働でまちづくりを進めていくためには、審議会等に多くの町民の皆さんが参画できることが望ましいものだろうと考えております。

現状におきましても、行政関係者の就任につきましては、原則的に法律等により行政関係者の就任が規定されている場合は、これは専門的な知識を持った行政関係者が必要な場合。あるいは、行政機関同士の協力・情報交換等が必要な場合などがあって、一概に行政関係が駄目だということにもならない部分もありますけれども、それらも踏まえながら対応してまいりたいというふうに思っております。

ご質問の８点目、重複就任の見直しについてであります。

現時点における重複就任につきましては、委員等の総数 431 名のうち 111 名が重複就任。25.8％を占めております。

この内、二つの審議会等に重複就任している方が 78 名と最も多いわけでありますが、最多では六つの審議会等に重複就任している方が２名という実態でもあります。

特定の方に重複し過ぎることは、本人の責任も重くなり弊害もありますことから、可能な限り幅広く多くの方に委員として就任いただけるように、今後、全体で調整を図るよう努めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の９点目、開催経費の節減についてであります。

会議等の開催経費につきましては、平成18年度中にも見直しを行いました。

従前、長時間に及ぶ会議の時に支給しておりました弁当等については、今年度から廃止がされ、経費の節減を図ったところでありますが、今後もできるものから引き続き節減に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の10点目、新たな審議会の設置についてであります。

急激な少子高齢社会の進行、あるいは地球規模での環境問題、高度情報化の進展、多様化する住民ニーズなどに適確に対応していくためには、新たな審議会等の設置が必要になることも当然想定されますことから、今後の社会・経済情勢などを見極めながら、適宜、検討してまいりたいというふうに思っております。

11点目の目的の共有化と行政情報の開示についてであります。

各審議会等の果たす役割は、町民の期待・ニーズに応えるまちづくりに寄与するという点において、目的を共有化することができるものと考えており、各審議会等が、その機能を十分に発揮できるよう、行政情報の提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、行政を推進する上で、重要な役割を担っている審議会等であることも認識をいたしております。

今後も住民の声を幅広く取り入れるという観点からも、多くの方に参画していただけるような環境整備を行う必要もあるものと考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　質問の途中でありますが、この際、11時５分まで休憩いたします。

10：52　休憩

11：05　再開

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きますが、非常に議場の中、暑くなっておりますので、上着外される方は外していただきたいと思います。

永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹）　それでは、細部の質問をする前に、審議会等の役割の見直しの全般にかかわって、町長の考え方をちょっと確認させていただきます。

審議会を設置した場合、それと平行して、恐らく庁舎内で、予備的調整とその方向の確認をするために、庁舎内に委員会が設置されると思います。

それで、ここでお考えを聞きたいのは、この庁舎内委員会と審議会との役割についてなのですけれども、庁舎内委員会の本来の役割というのは、審議会で決められた方向性に従って、事業を実施するに当たり、各部局間の事業等のすり合わせを行うというところが本来の役割で私はあると思いますが、ときとして、このことについては、我が庁舎内であるとかないとかということではなくて、一般論で申し上げますが、ときとして庁舎内委員会がイニシアチブをとってしまって、審議会が結局、翼賛的な機関になってしまう例が、他の自治体では見受けられている事例があります。

そうした場合、審議会の出した方向性が、行政から見て、表現ちょっと申し訳ないですが、ふさわしい方向でない場合があっても、行政自ら審議会の中で、軌道修正してしまえば、審議会そのものの議論が委員からかけ離れていくというか、少し遠のいていくという現象も生まれるのではないかと、私は考えます。

審議会での検討、決定内容が直接我が住民の生活に影響を及ぼすことが多いものですから、審議会の回数というのは、恐らく１回から多いところでも４、５回程度だと考えられますけれども、その回数の中で、一定の目標に向かって落としどころを決めていかなければいけないということになりますと、審議会そのものの存在感というのが、逆に問われてくる状況になるのではないかと。私はそう考えます。

それで、審議会の例えば、顔ぶれがある程度固定化したり、その中で十分な意見が行えなくなってし

まう。
　また、審議会の中で、立案計画されたものが発表されても、その成果が十分表に表れないこともあると思います。
　そうした場合、住民の関心度の低さにつながっていくことにもなりますし、参加してもその効果が十分現れなければ、また、それが期待できなければ、そしてまた、その中での議論がある程度封鎖されるというか、閉じ込められるような環境であれば、住民の参加が少なくなっていくのではないか。
　いわゆる、先ほど公募の中でも申し上げられた公募の募集枠に達するのに時間がかかってしまう。又は達しないという現状にもつながりますけれども、こういった背景の中で、町長は我が町に対して、その審議会の役割の見直しについて、まず、太枠でどう考えられているのか、お伺いをします。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　今、ご質問ありました審議会の立ち上げとか、審議会にお願いする。開催する。
　そのために庁舎内に委員会ができるということは、ちょっとないのですけども。
　審議会は数がたくさんありますから、いろんな審議会があって、いろんな審議をお願いする手法はあると思います。
　何々審議会にこういった諮問をお願いし、答申を頂くという手法もあります。
　こういったことについて、建議を頂くという審議会もありますし、こういった課題についてどうでしょうかというご意見を頂く。
　いろんなことが審議会それぞれによってあると思います。
　決して私どもが、まちでこういうふうに考えているから、審議会でこうしてほしいなんていうことは、当然あってはならないことでありますし、当然私どもは、諮問について答申をいただければ、当然尊重するという姿勢でいることには変わりはありませんので、私ども、いろいろな審議会の中では、まず、町の考えなり、あるいは、町を取り巻く、行政を取り巻く現況を説明した中で、いろんなご意見を頂き、ご審議を頂く、そして、そのことは私どもは最大尊重していきたいということを思っておりますし、そのことが庁舎の。ちょっと永井議員が言われる庁舎の中の委員会というのはちょっとわからないのですけども、総合計画なんかは、庁舎内にも総合計画の委員会があって、総合計画の審議会なんていうのもありますけども。
　それ以外に何々の、例えば、ごみ問題の減量審議会に議案を出すとか、そのために庁舎内にそういう委員会があるかといったら、そういうのは特にはないわけですから。
　ケースベイケースのこともあろうかと思いますけども、私は気持ちとしては、最大限そういった審議会の意向を尊重しながら進めていきたい、対応してまいりたいというふうに思っています。
○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。
○14 番（永井繁樹）　わかりました。
　それでは、質問事項に移らせていただきます。
　まず１点目の廃止及び統合の検討についてのことでございますが、我が町の審議会等の状況をみますと、開催日数、それぞれいろんな事情があられて、１回から、多いものでは、忠類住民会議などは 12 回ということで、これは昨年度ですね。この実績がありますけれども、中には休んでおられる審議会もありますので、正確なところは掴んでおりませんが、年に１回程度の開催というところで、いろんな事情があると思うのですけれども、それらについては、原則、基本的に単純に考えますと、１回程度の審議会ですと、ある程度の見直しの対象にされていくのが普通ではないかと思います。
　それと、町長は過日の議会の中でも申されていますパブリックコメントの制度の活用などを謳われておりますから、当然、これらの業種手法をとりますと、それによって設置をしなくても審議会も今後発生するのかなという考え方も私は持っておるのですが、これらに対する考え方がどうなのか。
　また、その審議会が、意見聴取、又は意見の交換の場が大まかな場になっているようなものは幕別町にはないのか。
　あるとすれば、そういったものも、廃止統合の対象になっていくと考えますが、これらについてはど

うでしょうか。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　今おっしゃいましたように、年に１回程度の開催しかないというもの。かなりの部分あります。
　例えば、つい最近の表彰者選考委員会なんかは、これは間違いなく年１回で大体終わるのでしょうけども、ただ、そうかといって、これをどこか統合するというようなことにもちょっとならない問題もあろうかと思います。
　それらのパブリックコメントの問題を含めて、いわゆる審議会の中で意見を頂く。これは当然一つの手法でありますから、いろんな意見を頂いたり、建議を頂くことも、私は必要なことだろうというふうに思っておりますし、あるいは、私どもの方から、こういう課題、こういう案件について、皆さんのご意見を求める。
　あるいは、議決を頂かなければ進められないもの。いろんなことがあろうかと思いますので、そういったことを、先ほど申し上げましたように、いろんな町の姿勢、町の仕事を住民の皆さんにお知らせをする。あるいは、皆さまから、町の仕事に対する意見を聞きながら、それを最大限これからのまちづくりの中に生かしていくことが、私は大事なことなのだろうというふうには思っております。
○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。
○14 番（永井繁樹）　次、運営の見直しについて、お伺いをいたします。
　私が一番心配するのは、審議が形がい化する。要するに、審議が十分尽くされないで、行政側のイニシアチブが多くなることが、一番懸念材料になります。
　それらについて、関係がありますのでお尋ねしますが、現在の審議会の中で、私が求めたいのは、審議を活発にさせるということになりますと、事前に資料等の配付をされて、やはり初めて委員になられる方も多いですから、その辺を考慮した場合は、やはりやさしく資料配付をして、事前知識をきちっと提供して、その委員会の場に臨んで、意見を言ってもらうというのがいいのではないかと。
　また、欠席者に対しては、私も幾つかの審議会経験ありますが、欠席者に対しては、そのまま欠席で終わりで、意見書の提出を求めるとかということは余りされていないと思うのですが、やはり、委員となられた以上は、その責任もございますので、事情等によって欠席される場合、やはり、その方のその審議会における意見をきちっと事前に頂いておくということが、一つの方法でないかと思います。
　それと、開かれた町政を推進するために、我が町でもプライバシーにかかわるものは特別な理由がある場合は除き、公表できませんけれども、審議会の審議を公表するというところで、行革大綱の中にも、一部そのことに触れた部分がございますが、ホームページ等にその審議会の議事録を公表するということなのですけど、これ、私見ている限りで、どの程度されているのか。現況の中で。
　このことはかなり事前的な知識を先に情報として提供する意味ではかなり有効になるものですから。
　これらについて、お尋ねをします。
　まず、そこまで。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　お話ありましたように、資料の事前配付、あるいは、欠席者に対する対応、これらについても、必要なものは当然やっていかなければならないと思いますけれども、場合によっては、一度お集まりいただいたときに、いろんな説明をさせていただいて、次回にまた共有をしていただくというような手法をとっている審議会、委員会等もあるわけでありますので。
　そういったことも含めながら、よりよい方向で対応していきたいというふうに思います。
　ただ、公表につきましては、特にいろんな審議会等の結果を、すべて公表しているわけではもちろんあるわけでありますけども、中には公開請求条例によって、公開を求められる。それに対応したケースというのは、何回かあるわけでありますけれども。
　今後、それらも含めながら、そうした公開することが可能かどうかも含めて、検討させていただければというふうに思います。

○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。
○14 番（永井繁樹）　今のその情報公開のことなのですが、これは今回の第３次の行政改革大綱の中で、公正で透明な行政運営の 31 番の中に、情報の共有化ということで、住民参加機会の拡充と、各種会議の審議過程等の透明性の向上を図るため、会議録はホームページを通じ、住民に公表するというところで、19 年度から実施計画で明記されているのですよね。
　ですから、いろんな事情があると思いますが、これらについては、積極的にホームページのサイトの中に、きちっとわかりやすいサイト名を使って、誰がみてもそこから情報が得られるということにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　今、おっしゃいましたように、情報公開、私、余りないと言いましたけど、例えば、大きな問題でありました国民保護条例に係るもの。その経緯については、ホームページの方には公開をしているということでありますし、これからもそういった必要に応じて対応をしてまいりたいというふうに思います。
○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。
○14 番（永井繁樹）　それでは、次に、委員の選任の見直しについてお伺いをいたしますが、基本的には効率的な審議会運営を行うためには、委員の数というのは最小限度とするのが基本かと思いますが、幕別町の場合、見ますと、５名から、多いものでは 30 名ぐらいの設定になっております。
　これはいろんな審議会の特徴があってこうされているとは思うのですが、他の自治体では、やはり原則指数表を決めて、やはり 10 から 15 という人数設定をしているような自治体がかなり多いと思いますが、今後に向けて、この定数の簡素化ですね。
　必要最低限度するというという方向の中で、どのように、定数そのものを考えていくのか。
　考えがあればお伺いします。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　先ほども答弁させていただきましたけども、その数多くある審議会にあっては、いろんな意見をお聞きする。幅広くお聞きするために、今よりも逆に増員しなければならない委員会、審議会等もあるかと思いますし、永井議員おっしゃるように、もっと簡素化する。いわゆる、大体が 10 名から 15 名ぐらいが一番適当だろうとすれば、それに合わせるような審議会になるようなもの。
　いろんなものがあるかと思いますけど、一概にすべてが減らせるとか、何名が一番いいということにはなかなかなりづらい部分があるのだろうと思いますので。
　あくまでもケースバイケースによって、これからも増員、減員については対応していきたいというふうに思います。
○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。
○14 番（永井繁樹）　あと、見直しの中に、女性委員の登用にかかわってのご答弁がありませんでしたので触れさせていただきますが、我が町では、何パーセントで設定しているのかわかりませんけれども、それぞれの審議会に、女性の委員さんがおられます。
　それで、幕別町においては、この女性委員の登用される割合というのは、どの程度の目安でおかれておられるのか。
　いかがでしょうか。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　これも先ほど言いましたように、女性の方を多く必要とする審議会もありますでしょうし、地域バランス、年齢バランスの中で、女性をどうするかというようなことで、一律、どのぐらいを目標ということでは定めたものはありませんけれども、今、先ほどの答弁で申し上げましたように、審議会の委員が 431 名いらっしゃるわけですけども、このうち、男が 295 人、女性が 136 人、率にいたしますと、女性が 32％という率になっておりますので、決して低い数字ではないのかなと。
　それなりの数字かなというふうには思っていますけども。

これは先ほど来、申し上げましたように、高ければいい、低ければ駄目だということだけでは済まない問題でもあろうかというふうにも思っております。
○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。
○14番（永井繁樹）　全体的にパーセンテージ３割を超えるということは、全国的な形でみますと、標準以上かなと思います。
これについては、男女共同参画にかかわっての促進ということになりますので、できますれば、各審議会とも３割を超えられるように、努力をされていただきたいと思います。
次に、公募委員の積極的な登用についてですが、先ほど、前段の町長の考えの中でも触れさせていただきましたが、公募委員の枠が十分に達せられないという現状があったように思います。
それで、これは答弁でも申されているように、やはり制度のPRやそういったもの。新たな人材発掘ということも含めて、どうしても委員のマンネリ化もあるとこではあると思いますが、この制度のPRというのが、かなりうちはちょっと足りないのかなということで、新しい委員さんにどんどん参加してもらうためには、かなり事前的なPRをしなければいけないと思いますが、現時点で、今後に向けた対策として、公募をきちっと確保できるPR体制をどのように考えられていますか。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　言葉ではPRを進めるというのは簡単なことですけど、なかなか現実的に、具体的にどのような手法をとって進めていくかとなると、なかなか難しい問題もあるのだろうというふうに思いますけれども、当然、２月にお知らせに載せて公募するわけでありますから、そのときに、こういう審議会の、内容はこういうものになっておりますので、是非というようなことでPRをさせていただいているわけですけども。
これらをもう一歩進めて、いろんな団体やいろんな会議の場、あるいは、集まりの場なんかでも、私どもがお願いしていくようなことも、これから考えていかなければならないのかなというふうにも思っておりますけども。
いずれにしても、何とか住民の皆さんに関心を持っていただいて、参画していただけるような、そういう方法に向けての取組を進めていくことが大事であろうというふうには思っております。
○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。
○14番（永井繁樹）　それでは、次の長期就任の見直しについて、お伺いをいたしますが、ご答弁の中では、一部20年以上というところで就任されている方もおられると。
それと、この20年以上、理由はそれぞれあると思うのですが、より多くの方に審議会に参加をしていただくということになると、この年数というのはかなり特別な例だと思いますが、基本的に長期就任を妨げるためには、委員の任期そのもの、再任を含めて、私は５年から６年前後というのが一番いいのかなと。
特別な事情があって、その10年とか10年以上にする場合もあるでしょうが、それはやはり考え方の姿勢で、私は短くすることは十分可能だと思いますが、この長期就任についての今後の指標的な見通しですね。
これらについてはどうお考えでしょうか。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　20年の方もいらっしゃるというふうに申し上げましたけど、やはり長期に就任しされている方は、どちらかというと、専門的知識を有する方で、具体的にいいますと、お医者さんなんかが長くその職にあるのだろうというふうに思います。
ただ、町内も今、かなり医療機関なり医師の方も増えてきましたから、その人だけでなくても、変わりの方ができるのだろうというふうにも思っていますけども、従前はどうしても、幕別地域のお医者さんあたりに、ずっと医療にかかわる、あるいは、介護ですとか福祉だとか、保健にかかわるような協議会、審議会の委員をお願いしてきたという経緯があって、これから、当然、先ほど言いましたように、そう長くを同じ方にお願いするということでなくて、いろんな面で改善はしていかなければならないな

というふうに思っております。

それともう一つは、今までの中は、審議会の委員さんなんかは、よく職場ですとか団体の長の方にお願いしていた経緯があるわけでありますけども、これらも今は、お願いするときには、例えば、商工会の会長さんにお願いするのではなくて、商工会に文書を出して、誰かを推薦していただきたいというような手法を、今、とるようにはしてきておりますし、農業協同組合も、代表理事ということになると、一握りに限られてしまいますけども、そうではなくて、いろんな職場や団体の中から、そういった人たちを選んで推薦していただけるような、そういった手法も、今、とっているところでありますので。

先ほど来申し上げておりますように、できる限り多くの方々に就任していただくことが望ましいのだろうというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹）　今の長期就任については、長期就任、例えば、10年前後もかなりおられると思うのですが、やはり10年もやっていますと、意思決定にかなり硬直化が私は出てくると思うのです。

ですから、そういったことから、また、委員の高齢化にも当然つながりますので、大変協力をされている事情はわかるのですけれども、やはりここはそのことを考えるのであれば、長期就任の見直しを早急に検討されて、やはり、意思決定の硬直化にならないように、私は努力されることを強く希望いたします。

それで、年齢の構成につきましては、今後の行政の適切な努力に期待をします。

あと、行政関係者の就任の制限ですけれども、ご答弁の中では、最終的に状況を踏まえて対応したいということで、一部行政関係者についての制限をするということは考えられていないということだと思うのですけれども、やはり行政主導にならないようにするためには、他町村の実態においては、やはり行政関係職員は原則として２割以内と。幕別町であれば、町職員については１名以内という指標数値をきちっと掲げられた方が、私はいいのかなと思います。

どちらにしても、今回、こういった審議会については見直すということが一つの方針になっておりますので、こういった人数的なものにかかわる、数字的なものにかかわるものについては、目安となる指標数値、やはりこれを私は掲げることが、大事だと思いますが、この行政関係者についてはどう考えますか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　私自身は、行政関係者の審議会、あるいはいろんな委員会の就任はゼロでいいというふうに思っております。

ただ、法的に必要なものについては、これはどうにもなりませんけども、それ以外については、あえて職員がそれにつく必要はないのでないかなというふうに思っていますし、現実にもほとんど就任はしているものは少ない。いないといってもいいぐらいだというふうに私は思っております。

○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹）　それでは、次に、重複就任の見直しについて、お伺いいたしますが、ご答弁の中で、６審議会、重複していると。数的には２名ですから、多い人数ではないのですけれども、重複するということは、どういう事情でそういう重複をされるのか、ちょっと事情が十分わからないではいるのですけれども、重複者、これは二人程度ですからいいですが、例えば、これが二つとか三つとかという形で重複された場合、当然、審議会がたくさんありますので、これ、開催日程の調整とか、たまたま重なれば欠席になるとかということがありますね。

受持ちが多ければ多いほど、その方のお仕事等もございますので、欠席等の問題も発生します。

それらについても十分考慮はされていると思うのですが、私はこの兼務数の範囲というのはかなり絞り込んでいかないと、今後、やはり、いろんな部分で障害が生じると考えますが、町長はどのように考えますか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　これは、実は先ほども言いましたように、どちらかというと、お医者さんですと

か、農業協同組合のトップですとか商工会のトップですとか、あとは社会福祉協議会の会長さんですとか、老人クラブ連合会の会長さんというような役職で協議会の委員に就任されている。

こういったことが、結局、五つ、六つに重なってきているのだろうというふうに思います。現実はそうであります。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、これからは、必ずしも団体のトップだけでなくて、団体の中から推薦していただければ、そういった面の改善といいますか、解決にもつながっていくのだろうというふうに思っておりますので。

今まではどちらかというと、必ず何か推薦していただく、就任していただくときはトップというようなことがあったのですけども、それらについても、先ほど申し上げましたように、今後、順次改善をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。

○14 番（永井繁樹）　それでは、次、開催経費の節減についてでございますが、答弁内容については理解をいたしますが、現在、審議会の委員に充てられている手当のことについて、ちょっとお伺いいたします。

この手当については、私は削減した方がいいのでないかということで、その削減が節減になるということなのですが、これ、一概に簡単な形ではできない事情もわかります。

それぞれの基準の中で、手当が支給されております。

委員長で 9，000 円でしたか。委員で 8，200 円とお聞きしておりますが、これをいろんな経費節減の中で取り組まれている町ですから、この辺にメスを入れて、最低必要な金額というのですか。

これは幾らか私はちょっと想像できないのですが、これあたりの改革については、現時点ではどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　これ、当然条例事項でありますから、それぞれの町村によっても違いはあるのでしょうけども、大体私どもはこういった日額報酬、あるいは、農業委員さんとか教育委員の月額報酬の中についても、委員さんや私どもの給与も含めてですけども。

トータル的には管内なバランスの中で、ある程度の町政をとっている部分がかなり多いのではないかというふうに思っていますけども。

そういった意味では、今のうちの日額報酬についても、そうずば抜けて高いとか、極端に安いとかということではなくて、それなりの位置になるのかなというふうには思っております。

ただ、今、いろんな面での進められておりますけど、特に、こんなことを言うとまたちょっとあれなのですけど、お医者さん等が係る部分についてはどうしても高くなっている部分が多いというような現実でありまして、今、一般の執行附属機関の委員の場合は、大体委員長で 8，200 円で、委員が 7，000 円ということでありますので、これが管内的にいくと、音更や帯広からすると、まあまあなのですけど。芽室あたりはもっと低いというような形も聞いておりました。

こういったことも、今後の見直しの中では、十分検討はさせていただければというふうには思っております。

○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。

○14 番（永井繁樹）　今のことに係りまして、例えば、開催が例えば１回程度で、それが時間的に、これは時間で換算するのは大変失礼な話なのですけど、30 分とか１時間で終わってしまうというところに、審議会に出た委員の方の意見もあったのですけれども、中にはちょっともらいづらいという印象を持たれる方もいるのですよね。

ですから、それは規則に則っているからそれでいいとは思うのですが、やはり、そういう状況を考えたときに、その時間とかそういうものでは計算はできないと思いますが、やはり、審議会に来ていただいて、いろんな距離感もありますから。

いろんな仕事も持たれている方。ですから、仕事の合間に１時間、２時間潰したときに、それだけの

ある程度の保障問題もあるでしょうし、いろんな意味合いがあるのだと思うのですけれども、やはり財政難の状況の中で、うちよりも低い金額設定されている自治体があるということは、それなりの理由があって設定されていると思いますので。

これについては、今後、できるだけ早い時期に検討されて、前向きな減額方向に向かっていただければ、私はいいのかなと思います。

それと、次の新たな審議会の設置についてなのですが、今度は当然こういうことは考えられると思います。

ただ、設置をしていただくときに、審議会の所管事項そのものが狭いと、類似した審議会が今後発生することも考えられるので、今まである審議会の内容を十分に検討されて、重複を避けるためには、今後つくる審議会というのは、所管事項をできるだけ広くしていくということが、私は必要になってくるかと思いますし、現在ある審議会の所管も含めて、広範囲なものにできるものについては改善していくという考え方も必要かと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　先ほども言いましたように、自治体を取り巻く行財政環境の変化する中で、今後、新たな審議会の設置というものは、出てくる可能性もあるのかと思いますけども。

今段階で、私どもは何をどうするということは思っておりません。

ただ、逆に、先ほど言いましたように、もっと統合できるようなものがあるのかないのか。それらについては十分検討をさせていただいて、おっしゃるようなことで、これからも進めてまいりたいというふうに思いますけども。

何といいますか、同じような問題となりながらも、また、その構成をどうするによって違うというような問題があります。

一つの問題を二つに合わせて一つにしたい。そのときに、両方の委員を合体して何十人にすればいいかとなると、やっぱりそうもならない。新たな委員会のメンバーを構成するときに、いろんな選出区分というようなことの難しさもあるやにも聞いておりますが。

そういったことも含めながら、これから対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。

○14 番（永井繁樹）　それでは、最後の、行政と審議会の目的の共有化と、行政情報の開示についてですけれども、これについては、例えば、最初の段階で、委員がその審議会で何をするのかということが、当然はっきりしないと思いますから。行政では事前に説明とか、そういったことをきちっと場を持たれて、委員が消化不良を起こさないという状況の中で、取り組まれていると私は考えます。

それで、そういった正式な委員会を始める前に、その審議会の目的や範囲ですね。審議する範囲を十分に理解させるためには、やはり、これは正式でないですから。発足前の正式でないレクチャーというのですか。そういったものを説明するレクチャーですとか、いろんな事例の紹介をされて、その中で、ある自治体では、ブレーンストーミングといって、自由に意見を発言していただいて、それは批判をしないという中で、独創的なアイデアを出してもらうような取組をしているところもあります。

そうすることによって、初めてなる委員の方も、又はなっている委員の方も、目的とかそういった審議会の役割を、ある程度きちっと認識することができると思いますが、私は今まで見た感じでは、その辺が徹底されていないように思うのですけれども、これらについてはどう考えられていますでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　おっしゃるように、委員さんをお願いする。委嘱をして、そこで審議が始まったときに、この委員会の目的はこうこうこういう目的でというようなことで、委員会がスタートするというのが、現実的な対応なのだと思っていますけども。

事前のそういった、もっと深い意味で、この委員になっていただくためには、こういう施策の中で、こういう委員会があるのだというような勉強といいますか。今言いますように、この目的の共有化というようなことになってきますと、かなりいろんな難しい面もあるのかなというふうにも思いますけども。

いずれにしても、目的は同じテーブルの中でまちづくりを進めていくということで、住民の皆さんの意見を頂く。そしてご提言を頂くということになっていくのだろうと思いますし、それをこれからも十分に発揮していただけるような体制で臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。

○14 番（永井繁樹）　あと、最初にちょっと質問した中で、庁舎内の委員会的なものはないということで、ちょっと私の勘違いもありましたけれども、委員会的なものがないということであれば、事務局が主に行政側の職員がされるということで、その行政側と言った方が私はいいのかなと思いますが、そういった中で、審議会が出された方向性を実現するというために調整を行う役割も、事務局も含めていろんな意味であると思うのですけれども、場合によっては、審議会に提案する原案が、これは本当に表現、適切で申し訳ないのですが、その行政側がもちろん立案して、ある程度の調整が終えられるみたいな方向性が出されてしまうときに、審議会との方向性との一致がなくなりますから。

この辺で柔軟な対応ができなくなる場合も、私は考えられるだろうと。あるとは言っていません。考えられるだろうということの中で、審議会の委員が納得を十分して、それだけの時間を十分とってやるべきと考え、その審議会の意見にある部分では尊重していくような形というのは大事になってくると思います。

それらについて、町長、どう考えられますか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　先ほども申し上げましたように、委員会、審議会に意見を頂くということになれば、当然のことながら、やっぱり自分たちでこういう町の考えに対してどうだということでいかなければ。すべてお任せするから意見を出してくださいということにはならないのだろうというふうに思います。

そういった意味では、通常の場合は、担当部局と理事者側で、一つの素案があって、委員会が開催する。

あるいは、もっと横断的に、企画室なんかを中心にして、庁舎内で、庁議を含めて、いろんな場で検討したものを素案として、審議会に付議していくと。いろんな方法ありますけれども、決して私どもは、そのことを押し通して、誰が出した原案が、素案がすべてだというようなことでの審議会の対応はしていないつもりでありまして、あくまでも皆さんの意見を聞いて、私どもが出した案に対して、皆さんどういうご意見ですかというようなことの中から審議が進めていくことが、私は必要なのだろうというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。

○14 番（永井繁樹）　あと、行政情報の開示についてなのですけれども、どの程度行政情報が開示されているかはちょっと推測はできないのですが、例えば、行政情報の開示ができないものがあって、そのできないものを含めた議論は、審議会で私は避けるべきだと思うのですね。

ですから、できないものがあれば、逆に議論を避けているということは、できるだけ出した方が議　論がしやすいということになるのですけども、これらについての今後の町としての方向性ですね。

やはり僕は、情報開示というのはかなり情報公開の意味合いから含めても、された方がいいと思う。

情報開示していないという意味ではないですよ。

そういうことも考えられますから。

それについてどう考えますか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　私の立場からいうと、審議会、委員会でいろんなご審議を頂く。そのことを公開できないということが私は原則ないのだろうというふうに思います。

すべて公開することが、私どもの役割だというふうに思っておりますので。もちろんそういうケースもあるのかもしれませんけど、それは本当にまれなことかなというふうに思っていますけども、私どもとしては、できる限り皆さんにその結果を公開する、開示していくことが、私どもとしては必要であろ

うというふうに思っております。
○議長（古川　稔）　永井繁樹議員。
○14 番（永井繁樹）　今の答弁、審議会の結果を公開するということはいいのです。
問題は、その審議会にいる委員の方に、その行政情報をきちっと事前に提供できるかということを私は聞いているのであって。そのことが徹底されないと、そのことが一般町民に情報公開されても、また、つじつまが合わないと。バランスが合わないですから。
その審議会における情報開示のことについて、再度、ちょっと考え方をお聞かせください。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　当然のことながら、委員会に付議し、ご意見を頂くわけでありますから、私どもが持っている情報のすべてを当然公開し、そしてお話をさせていただいて、議論をしていただくということが、私どもとしては原則であろうというふうに思っておりますし、当然そうあるべきだというふうに思っています。
○議長（古川　稔）　以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。
この際、13 時まで休憩いたします。

11：46　休憩
13：00　再開
13：00　杉坂議員入場

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、藤原孟議員の発言を許します。
藤原孟議員。
○４番（藤原　孟）　通告に従いまして、質問いたします。
震災回避のため工場分散型の企業誘致を。
地震や台風による自然災害が、ここ数年日本全土に多くの傷跡を残しております。
特に中越地方では、過去の地震の後遺症がいまだ癒えない状況にもかかわらず、今年７月に新潟中越沖地震が発生し、被災による痛ましい事件の状況が報じられております。
政府は、2002 年に災害対策強化地域として自動車産業が集中している愛知県全域を東海地震に備えるために指定いたしました。これは、日本の経済の動向にも影響のある自動車産業のリスクを最小限に回避するためのものであります。
しかし、新潟中越沖地震はこの地域に集中している自動車生産工場を直撃し、被災により部品製造ラインは休止、大手自動車メーカー14 社が生産活動の停止に追い込まれました。
このような状況から、自動車産業は被災によるリスク軽減に備えるため、工場をさらに分散することを企業トップは真剣に取り組みました。
新たに役割を担う部品工場の進出を、空白地域に計画しております。
この機会を逃すことはありません。町は、今まで、企業誘致には積極的に対応してきたと思いますが、さらに、情報収集に努め、企業の動向を的確に捉え、今まで以上に企業誘致に取り組むことが必要ではないかと思います。
地域再生の切り札に、地域格差解消のために、雇用の確保を図るために、職員はさらに情報収集のための企業訪問を行い、町長がトップセールスマンとなって企業誘致に取り組む姿勢が必要と思いますが、決意をお伺いいたします。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　藤原議員のご質問にお答えいたします。
震災回避のための工場分散に合わせた企業誘致についてであります。
ご質問にもありますように、先の新潟中越沖地震における被害で、自動車部品メーカーの操業休止が、

多くの自動車メーカーに影響を与えたとのニュースは記憶に新しいところであります。

大規模地震対策特別措置法に基づき、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知などが、地震防災対策地域として指定されており、これらの地域の大規模な製造系の工場を持つ企業では、先ほどお話がありましたように、全国的な影響を懸念し、工場の分散についての検討がなされているというふうに言われております。

本町には、基幹産業であります農業を核とした製造業や、地域に根ざした中小企業が進出立地いたしておりますが、長引く景気低迷の中で、経済のグローバル化、環境問題への対応など、企業の設備投資控えが続き、従前のような企業進出は難しい状況にあり、また、既存企業の他地域への流出、用地を取得したものの未だ利活用されていない企業があるなど、大変厳しい状況にあります。

現在まで実施してまいりました企業誘致に対する取組といたしましては、ダイレクトメールによる工業団地の紹介や本州方面での企業訪問、近年においては、関係機関との連携をより一層進め、情報提供を受けることを視点に置いた取組を行っております。

前段申し上げましたとおり、経済を取り巻く現状は厳しい状況ではありますが、定住対策、新たな雇用の場の創出などの観点からも、企業誘致は本町の発展のために重要な取組であるというふうに考えております。

ご提案いただきました企業動向も察知すべく情報収集に努めるとともに、私どもも、上京の折には、幕別町出身者で構成する東京幕別会や関連企業などを訪問し、これらの人脈を通じ、情報の収集をいたしておりますが、加えて、札幌幕別会や関係機関の情報提供を生かし、担当課はもとより全庁一丸となって、企業進出に結びつくよう、さらなる努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　藤原孟議員。

○４番（藤原　孟）　今の町長の答弁で、企業誘致のやり方について、努力はしているということでした。

その成果につきまして、町民の間では、行政はよくやっていると評価は聞こえてきません。

多くの町民は、ことこの企業誘致に関しては、音更、芽室に比べると、大きな敗北感を持っている。

よい結果が出ていないので、行政への不満というものが大きいと考えております。

それを踏まえて、財政は非常に厳しいということですが、反面、やらねばならぬことがあると思います。

今や､地域活性化の特効薬とまで言われる自動車産業誘致､その成否は地域の格差をますます広げる。町として、目に見える政策を打ってほしいと考えます。

名古屋中京工業地帯に、その地域に根ざした企業誘致室を設置し、職員を配置し、熱意が直接相手に伝達できる方法をとる。

なじみの薄い町村が、相手によく知ってもらうこと。そこから始める拠点づくりを名古屋につくり、裾野の広い自動車産業の企業誘致に、成果を上げる考えはないでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　企業誘致に係りましては、かねてからの懸案でもありますし、長くいろいろな活動を続けておりますけども、なかなか実行が上がらないのも現実であります。

特に、企業誘致に当たっては、ただ、町の姿勢といいますか、町の職員が企業を訪問するだけでは、なかなか成果が上がらない。

できれば、やはりその間に立つような人脈といいますか、縁といいますか、そういったものが大事なことなのかなというふうにも実は思っております。

そういった意味では、先ほど申し上げましたように、東京幕別会なんかでは、何か企業を紹介していただけないかと。そういう縁を持っていただけないかというようなこと。

あるいは、先ほども情報提供の中で、多いのは、実は金融機関でありまして、こういった金融機関は

企業との結びつきがかなり強くて、工場進出、あるいは、施設の設備投資をしたい。
そういった情報をかなり掴んでいらっしゃる。持っていらっしゃるというようなことで、我々もそういったことも大変頼りにしながら、企業の情報収集に当たっているわけでありますけども。
なかなか今おっしゃいましたように、ご提言いただきましたように、中京地区に、名古屋に、幕別の事務所をつくって、そこで企業誘致運動を進める。言葉としてはいいのかな。やりがいがある仕事。あるいは、そのことによっての誘致が実現できるのかなという期待もありますけども、なかなか現実論には、あそこに職員を置いて、それだけのものを我が町としてやっていけるかということになりますと、まだまだ難しい面もあるのかなというふうに私は思っております。
厳しい状況の中であることだけは間違いないですし、ご提言ありましたように、企業が誘致することによって、町が活性化するということも、これまた事実であろうというふうに思います。
私どもも引き続き、地味な活動ではありますけれども、企業訪問、あるいは情報収集などに意を用いながら、努力をしてまいりたいというふうには思っております。
○議長（古川　稔）　藤原孟議員。
○４番（藤原　孟）　自動車業界においては、今まで東海地震に備えるということで、非効率的ではありますが、北海道、北九州、岩手等に生産活動を置いております。
ただ、この十勝には六つのテストコース的なものがあります。
当然、必ず自動車業界は、身近に部品工場をつくるという状況になってくると思います。
その中で、最新の情報、中小企業基盤整備機構から提案されていますのは、まだ現場のトップでは、工場移転、新設は慎重であると。
しかし、企業の経営陣は、リスク発生のために、しっかり備えよと大号令をかけております。
このチャンスを逃がすことがないように、当然、町長が言いますように、民間の情報。また、熱意をともに行動に表せば、必ずや企業誘致が実現できるのではないかと思っております。
企業誘致の行動をともにとれば、町民の間に、また、職員の間に、雇用と税収増という期待感が高まり、住民の気持ちは活性化するのではないかと考えております。
自前で雇用と財源の確保を目標として取り組んでいただければ、町民の目に見える誘致運動を展開することが、企業誘致の成功に向ける第１の道ではないかと思います。
町長の決意を最後にお尋ねいたします。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　企業誘致の取組。実は、行政の分野と、それから、土地開発公社が、工業団地を造成したことによって、それらと併せて取組を進めてきたというような経緯もあります。
私も公社とかかわった時代には、北海道が東京ですとか大阪ですとか名古屋に、それぞれ事務所を持っておりまして、私もそういうところへ訪問させていただいて、まずは北海道の置かれている状況。あるいは、それぞれの企業が北海道に対してどのような企業の立地に関する考え方があるのか。そういったことの掌握といいますか、ニーズを掴むというようなこともやってきた経緯があります。
今、苫小牧を中心とした新たな自動車産業が北海道に出たこともあります。
私どもも十分その辺も踏まえながら、北海道との動きなども見ながら、これからも企業誘致に当たって、努力をしてまいりたいというふうに思っております。
○議長（古川　稔）　以上で、藤原孟議員の質問を終わります。
次に、中野利勝議員の発言を許します。
中野敏勝議員。
○11 番（中野敏勝）　通告に従いまして、２点について質問いたします。
公営住宅玄関前の通路の整備について。
住宅玄関前の通路は最も身近で、しかも毎日利用されているところであり、安全、快適な住まいや生活向上の上からも整備が必要と考えます。
特に幕別町緑町にある平屋の公営住宅、また、札内桂町や泉町、東春日などにある公営住宅前の通路。

一部舗装のところもあるが、ほとんどが砂利を敷いたままの状態で歩きにくく、冬の除雪では砂利も一緒にかき上げられ、春先は靴に泥が付いて、玄関は汚れ、子育て家庭や高齢者家庭から改善の要望があります。

老朽化が進み、建て替えなどの計画もあることと思いますが、敷石や簡易舗装などの改善計画はないでしょうか。お伺いいたします。

次に、生活道路の安全確保について。

生活道路は工事や整備で様々変化するところがあります。日ごろ、通りなれた道路で事故がおきております。

幾ら安全運転を心がけて注意をしても、相手が注意を怠り、徐行もせずに接触、衝突してくる場合があります。

郊外では避けられる事故でも、市街地においては避けられない場合が多い。

特に、暁町１号通りと暁町南７号線の交差点、事故が多発しております。

この通りは通学路ではないが、白人小学校や札内東中学校の子供たちが登下校に利用しているところです。

中学生は自転車で通学している生徒もいて、一歩間違うと人身事故になりかねません。

この交差点は幅員が同じであるため、どちらが優先道路なのか分かりません。町の交通防災係では危険一時停止の看板をつけていますが、右側の電柱に取り付けてあるため、見落としや勘違いで通過してしまう車両があります。

この時に事故が起きているのです。

人身事故が起きないためにも、正規のとまれ標識を取り付け、安全確保に努めるべきと思います。

お伺いいたします。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　中野議員のご質問にお答えいたします。

公営住宅玄関前の通路の整備についてであります。

ご質問の公営住宅玄関前の通路につきましては、過去の公営住宅建設時に通路の舗装を行うことは補助対象と認められず、敷砂利で整備を行ってきた経緯があります。

このため、通路の舗装は住宅管理費の予算の中で計画的に、現在、整備を進めてきたわけでありますが、平成５年度以降は、住宅再生マスタープランに基づき、町営住宅の建て替えに合わせて外構整備として舗装を行ってきているところであります。

整備率は町営住宅 183 棟 874 戸の内、87 棟 570 戸、率にいたしますと 65.2%となっております。

現在、公営住宅の建て替えなどにつきましては、住宅再生マスタープランに代わる公営住宅ストック総合活用計画を本年度中に策定する予定でありまして、全入居者を対象にしたアンケートも実施しながら、各団地ごとに課題の整理を行い、建て替えや改善、あるいは、お話ありました玄関前の通路舗装化等も含めて、維持保全などの方向性を定めるものであります。

今後は公営住宅ストック総合活用計画に基づく建て替えや改善に合わせて整備を行いますとともに、建設から年数が経過した団地で、未舗装の箇所につきましても、入居者が安全で快適な生活が送れるよう計画的に整備いたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、生活道路の安全確保についてであります。

ご質問の要旨のとおり、この交差点におきましては事故が何度か発生しており、危険な交差点であるという認識をしております。

このため、本町の取組といたしましては、優先道路がどちらかわかりやすくするためのドット線の表示や、優先道路側に「スピード落とせ」の看板、非優先道路側に「一時停止」の警戒看板を設置したところであり、一定の効果はあがっているものと考えておりますが、なお、十分ではない部分もあるものと思っております。

ご承知のとおり、一時停止などの規制標識につきましては、公安委員会が設置するものであります。

本交差点につきましては、これまでも設置について帯広警察署を通じ、北海道公安委員会釧路方面本部へ要望をいたしてきたところでありますが、実現に至っていないのが現状であります。

今後もなお一層強く要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようにお願いをいたします。

以上で、中野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　中野敏勝議員。

○11 番（中野敏勝）　今の答弁を聞いていますと、前向きに計画的に整備を行っていただけるというようなことでありますけれども、春先などは、非常に雪解け時期で、周りがしばれあがっていて、玄関のそばに下水のマンホールがあったりするところもあるわけです。

そのマンホールが下がってしまっている。逆に。

そういうところは非常に危険なわけですね。冬場というのは、どうしても日が短い関係で、回覧とかそういうものを持っていくときには、つまずいたりなんかもするというようなことも言われているわけです。

また、住宅、長屋とかそういう形になっている関係で、街灯も通らないというか、そういう関係もあるわけです。

こういうところを、どのように把握されているのか、お伺いしたいわけです。

○議長（古川　稔）　施設課長。

○施設課長（古川耕一）　今のお話ありました公営住宅玄関前通路の関係でございますけども、私ども、いろんな方といろんなお話を、入居者の方ともさせていただきまして、いろんな事情につきましては、十分把握に努めているところでございます。

今後につきましては、今、アンケートも 80％程度の回収率で、それに集計作業を今進めているところでありまして、それの入居者のご事情、あるいは、いろんなご提言等も、今年作成をいたします公営住宅のストック総合活用計画の中で、十分に盛り込みながら、入居者に不便のかけないようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川　稔）　中野敏勝議員。

○11 番（中野敏勝）　よく点検をして、そういうところから整備をお願いしたいというふうに思います。

次の部分ですけれども、交通安全の部分ですけれども、今年は非常に全道的にも交通事故が、事故死が多いという報道がなされております。

幕別町においても、死亡事故が発生しておる時期でもあります。

この暁町の交差点の部分ですけれども、これは、先ほど質問の中にもありますけれども、通学路ではないのですけれども、子供たちが非常に多く、登下校に活用されている地域でもあるわけです。

そのようなところでありますけれども、町ではとまれの標識というか、とまれというような看板をつけているのですけれども、右側にある電柱に付けているわけですね。

それを左側につけることによって、車に直接見えるのではないかというふうに思うのです。

気をつけて見ていれば、右側についているなということはわかるのですけれども、左側にないために通り過ぎてしまうというようなことがあるわけです。

こういうところ、改善すれば、当然、安全に通行できるのでないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　この道路、ちょうど国道と平行している部分。それに交差点の部分、ツタヤさんの横ですから、国道の信号が青になって渡るときに、飛び出す、スピードを上げて渡っていくというようなことが、要因の一つだということもよく言われております。

それと今お話ありました看板のことなのですけれども、確かに右側にあって本来ではないのですけど、左側はご承知のとおり、歩道が非常に狭い歩道でありまして、民地があって、そこはもう看板が立てら

れるような、もちろん電柱もなければ、看板設置が難しい。

要するに、看板設置するとなれば、歩道の部分に、ポーチのこういうようなものをつくらなければ、建設現場にあるような普通の看板では、これまた除雪だとか歩道通行に障害もあるのでしょうし、そういったことで、今は右側にあります電柱に看板を付けさせていただいているというのが実状でありますけども。

それらについても、十分検討しながら、看板設置が可能かどうかも含めて、いわゆる左側に看板設置することが可能かどうかも含めて、これからも検討してまいりたい。協議してまいりたいというふうに思いますけども。

今の状況では、なかなか公安委員会の方では、許可といいますか、設置していただくことが難しい状況にある。

もちろん、要望は引き続き、これからも出していただきたいというふうに思いますけども。

今すぐできることとして、どういうことがあるのか、十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　中野敏勝議員。

○11 番（中野敏勝）　ドット線というか、点線みたいな形で表示はしてあるのですけれども、そういうふうにするとともに、路面に止まれという形で書くことは不可能なのでしょうか。

○議長（古川　稔）　建設部長。

○建設部長（高橋政雄）　道路標示を行う場合は、道路管理者の中でできる仕組みになっております。

○議長（古川　稔）　中野敏勝議員。

○11 番（中野敏勝）　あらゆる対策を講じて、事故の起こらないように。子供たちが巻き込まれないようにしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（古川　稔）　以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○17 番（杉坂達男）　それでは、私からは、今後の地方の地域農業が、一層振興していく上で、当面課題となっていること。あるいは、今後、課題となり得ることについて、町長にその考え方等について、お伺いをしたいと思います。

なお、五つに分けてお伺いしたいと思いますが、私は、はじめの２点、これから申し上げます２点については、幕別農業が十勝農業をリードしている。そういう自負心のもとで申し上げたいと思います。まず１点目は、食糧の自給率が下がっている中でのバイオエタノール燃料生産対策と、自給率を高める対策が整合性を持っているか。

あるいは、こういった地域において、それらがよく理解されているかということであります。

ここ近年、特に今年に入ってからは、このバイオ燃料に国民の関心が多く集まっております。

このことは、日本が京都で約束した国際的な約束ごとありました。

それからまた、来年、洞爺湖で、きっと同じような約束をするはずです。

それに向けては、国も我々の想像のできないような考え方を持っておるやに聞いてもおります。

次に、農地政策の改革についてであります。

これは、１番目の食料政策の問題とも整合性を持つわけでありますけども、今度の農地政策の改革では、もちろん、年次的にいろんな制度改正が進められてきております。

株式会社の農業算入も認められております。

しかしながら、そこには制約があります。

しかし、これからは、その制約をすべて外すと言っておりますの。

さらには、20 年を超える長期の貸借も認めるということを言っております。

私は、長期というのが、私も農業者の一人として、この対策関係が 20 年にも及ぶというようなことは、

みじんも考え方ことがありませんでした。

そういったことでの新しい農地制度の改革については、町長としていかがお考えかについてを伺いしたいところであります。

なお、新しい法律でも、担い手というのは、我々家族経営であり、農業生産組織のことを言っております。

これは基本的なことでありますし、農業が決して土地から離れないものだということも基本的なことでもあります。

次に、この地域の中のことについて、お伺いしたいと思うのですが、まず、町営牧場の将来的な管理運営についてであります。

この近年、非常に預託頭数が減っている現象が顕著であります。

しかし、これは将来的にどうなのか。

ずっと減り続けていくのかについての見通しとその対応が必要ではないかなというふうに思います。

もう既に農業ごとにも、将来的な農業者の経営の実態についての推移を把握しておられると思います。

それらを集約するのはいとも事務的にも簡単であります。

農業委員会なんかもそれらを把握しておりますけれども、その現象たるや、どういう推移をたどるかについても把握しております。

行政当局がそれらを把握することは、当然のことでありますから、今後ともそういったことを中心にしながら、大いなる検討が必要でないか。こういうふうに思っております。

次が４番目の、農業者の健康管理についてであります。

とりわけ、酪農家。私も酪農家でありますが、この労働時間といいますか、朝４時半、そして、夜、牛舎の明かりが消えるのは、多分８時前の経営は余りないのではないかなと思います。

多分、８時前に消える経営があるとすれば、きっと農業従事者を短期的、あるいは長期的に雇っておられる。そういう経営の内容でないかなと、私はそういうふうに思っております。

これらについても、我々家族労働にも、その自助努力たるや限界があります。

そういったことからくる不規則な食生活、朝ご飯を食べない。これは酪農家に限らないようにも聞いておりますが、朝ご飯を食べない、朝食をとらない農家の若い人たちが、この近年どんなに多いことか。

それらからくる胃腸障害だとかいろんな障害の病気が、この近年顕著でもあります。

また、そういう問題を解決するためには、一定の労働力が必要だというその経営の中での必要量がありますから、これを満たすには、先ほど申し上げましたように、自分たちの家族の努力だけでは満たされない。

いわゆる、農業従事者として働いてもらえる人を雇用して、協力をしていただかなければならない。そのためには、自分のうちに住み込んでもらう。そういうこともなかなか、働いてくれる側も、あるいは、お願いをする方も、きっと気苦労の多いことだろうと思います。

したがって、そういうことのために、これは６月にも、我が地域の増田議員から、そういう要望がありました。

あえて私からもお願いをしたいと思いますが、そのために、宿舎に変わる、あるいは寮、そういったものに変わるようなものを、是非、側面的な行政の支援としてお願いをしたいということを申し上げたいと思います。

このままで労働事情では、若い人たちがどんどん健康を損ねていきます。

まず第１には腰痛でしょうし、そして胃腸障害が出てきます。

秋に一度、巡回ドッグにまいります。ようやくそれに行ける人たちは、そんなにたくさんではないのかもしれませんが、大方の人がいろんな障害をそこで発見されます。

発見されればいいわけですが、発見されないで、そのまま何年も放置されることが、なおもずっとあることで、我々がずっと願っていた若い奥さんたちが、スカートをはいた酪農、このままでは到底望むに及びません。

そういったことでの側面的な支援が、今、必要なことだと思います。
ご承知のように、農業というのは、一朝一夕にその経営が円滑に、あるいは、思うように展開するものでもありません。蓄積であります。
毎日毎日の蓄積であります。
しかも、今の農業事情、ご承知のとおりであります。
次に、農業と観光について、最後にお伺いをしたいと思います。
町内において、特に忠類地域というのは、あの立地条件からいたしまして、観光に適している。いわゆる観光農業に適している立地条件を備えていると私は思っております。
将来的に、交流人口、流動人口の確保もできると思っております。
観光農業として、その経済効果が大きくできるものでもあるとも、これまでずっと考えてまいりました。
今後、今まで我々が暖めていたものも含めて、地域からの提案、そして、直接地域の皆さんの参加を求めながら、一層の発展が望めるのではないかなというふうに、私は思っております。
そのためには、これまで我々もいろんなことをやってまいりました。
一部行政にも支援をしていただきながら、いろんなことをやってまいりましたが、これでは到底及びません。
専門的なものもありませんでしたし、あるいは、いろんなコンサル的なこともございませんでしたが、これから求められるのは、そういったものから脱却した新しい姿の観光農業が必要不可欠だと、私の地域には思います。
こういったことが、例えば、ミニ観光牧場であるとか、あるいは、加工施設の設置なんかによって、それらが一層実現可能な姿に近づいていくのではないかなと思います。
もちろん、先に申し上げましたように、これを行政に依存しきるということではございません。
幸い、今、手掛けております本町の総合計画、10カ年計画ができつつあります。
この幕別町内の忠類地域としての振興計画が、今、私が提案と同時に、町長にお伺いをしておりますことも含めて、是非とも、計画立案に持ち運んでいただきたいということをお願いしたいと思います。
以上、五つに分けて、当面の課題、それから、国に向けての地域からの意見。それらも含めて、五つに分けてお伺いをいたしました。
○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　杉坂議員のご質問にお答えいたします。
今後における地域農業の振興についてであります。
はじめに、食料自給率の向上対策とバイオエタノール等生産対策との整合性についてでありますが、近年、地球温暖化問題などから、石油などの化石燃料から脱却して、生物由来の資源、いわゆるバイオマスエネルギーの利活用が注目されており、なかでもさとうきびや小麦などを原料とするバイオエタノールは、ガソリンの代替燃料として世界で普及しつつあります。
このような状況の中で、本年６月に北海道農業協同組合中央会など農業５団体が、北海道バイオエタノール株式会社を立ち上げ、取組を始めたところでありますが、バイオエタノールは、てん菜や小麦などの農産物をその原料として使用することから、農産物が食料からバイオエタノールの原料に流れ、食料自給率が低下するのではないかという懸念もあります。
しかしながら、現在、北海道バイオエタノール株式会社で想定している原料は、国の交付金の枠を超えた交付金対象外のてん菜と規格外の小麦であり、食料自給率に及ぼす影響は極めて少ないものと言われております。
また、バイオエタノールの生産は、てん菜の産糖量に基づく生産調整の中で、生産者の所得の低下を補い、農地の有効活用にもつながるものと考えております。
現段階では農作物の生産現場としての具体的な取組は見えておりませんが、食料供給という重要な役割を果たすとともに、食料以外の需要の開拓にも目を向ける必要性があるものと考えております。

次に、２点目の農地政策の改革についてであります。

ご質問にありますように、先般、農林水産省が示しました新たな農地制度体系の中で一般企業への農地貸借や20年を超える長期貸借制度の創設など、農地貸借の規制緩和、あるいは担い手への面的集積や他府県で多く見られる耕作放棄地の解消に向けた新たな農地施策が提起されました。

一般企業に対する農地貸借の原則自由化や、20年を超える超長期的な貸借期間などは、地域の担い手や農業生産法人の育成が妨げられるなど、懸念される点が多くありますことから、農水省としては、今後さらに有識者会議の意見を取り入れ具体的な制度内容をまとめるとのことであります。

それらの動向を見極め農業関係機関と連携を図りながら、本町としても対応してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、本町の農業者や農業担い手が、安心して農業経営が図られるような農地制度になるよう期待をいたしているところであります。

次に、３点目の町営牧場の将来的な管理運営についてでありますが、現在、町では幕別地域に１カ所、忠類地域に４カ所、合計５カ所の牧場を管理運営いたしております。

ご指摘のとおり、町営牧場の預託頭数は年々減少している傾向にありまして、具体的な数字を申し上げますと、５年前の平成15年度の預託頭数がすべての牧場、すべての畜種合計で1，459頭であったものが、平成18年度においては1，090頭、４分の３程度に減少いたしております。

今後もこのような状況が続くとすれば、将来の牧場の在り方について検討する必要性があるものと認識いたしておりますが、公共牧場は多頭化する傾向にある酪農・畜産経営や畑作兼業の酪農・畜産農家へのサービスの提供など、その果たす役割は大きく、また、生乳の生産調整やWTO、FTAなど農業情勢が不透明な中にあって、今すぐ将来的な見通しを立てるということは難しいものと思っております。

今後の預託頭数の推移、農業情勢などを見守りながら、整理統合や民営化など今後の牧場の在り方について検討をいたしてまいりたいというふうに考えております。

次に、４点目の農業者の健康管理についてでありますが、農業者、特に酪農家のみなさんの労働時間は非常に長く、また、その労働の特性として食事の時間が不規則になったり、休日が取りにくいことなど大変なご苦労があるものと思っているところであります。

このような中で、酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などを行う酪農ヘルパー制度については非常に有意義なものであり、現在では、ゆとりある酪農経営に欠かすことのできない存在になっているものと認識をいたしております。

本町では、酪農ヘルパー制度の実施団体として、幕別地域が幕別池田酪農ヘルパー利用組合、忠類地域は南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合の二つの団体が組織されており、制度のさらなる充実は大変重要なことと理解いたしておりますが、基本的には任意団体でありますことから、自主的な運営を尊重しつつ、側面的な支援を図ってまいらなければならないものと考えております。

また、農業従事者の雇用等に対する宿舎等の関係でありますが、現状におきましては、受入農家や農業に携わる方々の要望は満たしている状況にあるものというふうにお聞きをしております。

今後におきましては、公営住宅や農業者が所有する受入施設に住んでいただくことや、研修や体験の実態に応じて農業担い手支援センターの宿泊棟に居住していただくことなどを基本としつつも、なお一層、住居の確保に向け、関係機関と協議をしながら総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、５点目の農業と観光についてのご質問でありますが、これまでも申し上げておりますように、合併後のまちづくりにおきましては、地域の均衡ある発展を図ることが最大の課題であり、そのためには、地域の特性・長所を生かした地域づくりを進めていくことが肝要であろうと考えております。

忠類地域につきましては、十勝管内でも有数の酪農地帯に位置するとともに、観光資源や景観にも恵まれておりますことから、これらの特性をなお一層伸ばしていくことによって、交流人口の増加を図るとともに、これをいかに地域経済への波及効果や地域の活性化に結び付けていくかが課題であろうと考えております。

このようなことから、町といたしましても、合併前から引き続き、道の駅の移転新築、パークゴルフ場の夜間照明の設置、シーニックカフェが開設されている共栄牧場東屋周辺の環境整備。

さらには、今週土曜日に忠類農協農畜産物直売所としてオープンいたします旧物産センターの改修など、観光機能の強化に向けた取組を進めてまいりました。

また、雪上パークゴルフ場の開設、ナウマン公園菖蒲園のライトアップなど新たな試みにより、交流人口の拡大にも努めてきたところであります。

旧態依然とした感覚から脱却し、新しい取組として、ミニ観光農場や加工施設の設置による酪農製品の加工販売等をというご質問についてであります。

観光の振興、あるいは、グリーツーリズムの振興を図る上での一番の難しさは、やはり行政だけの力では限界があるということだろうというふうに思います。

行政が主体とはなり得ない点にあるわけでありますが、一定の器は用意できても、それを運営する主体は、あくまでも民間が主となるものであり、観光客をもてなす住民の心意気や、受け入れ体制の充実が、まさに成否を左右するとも言われております。

また、グリーンツーリズムを促進する上では、農家の機運の高まりや余剰労働力を生み出していくことが前提となるわけであります。

忠類地域におきましては、幸いにして、民間活力、住民の心意気という点では、昨年から開設されたシーニックカフェにおいて実践されておりますし、グリーンツーリズムの面でも、農協直売所の開設がきっかけとなり、機運が高まっていくものと期待をいたしているところであります。

加工施設をとのことでありますが、御存じのとおり、忠類地域におきましては、ほとんどの農畜産物の加工が可能な設備を備えた忠類農協の加工施設があり、一般住民を含め多くの方々に利用されているとのことでありますが、現在、製品の販売化を念頭に、食品衛生管理体制の充実を検討しているといったこともお聞きいたしているところであります。

地域内における器としては、一定程度整いつつあるものと考えております。

したがいまして、今後におきましては、住民の活力や機運の高まりを大切にしながら、住民との協働により、一つひとつの観光資源が点から線へ、さらには、線からゾーンへと、地域全体が観光ゾーンとしての魅力を備えられるよう、着実に取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、現在策定中の第５期総合計画におきましては、今、ご答弁申し上げました内容を含め、施策の方向の中に振興策を盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、杉坂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　質問の途中ではありますが、この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

13：53　休憩

14：09　再開

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きます。

杉坂達男議員。

○17 番（杉坂達男）　再質問ですが、食料の自給率とバイオエタノール等の生産体制。これは町長からのお話は、これまでいろんな報道にあるとおりでありまして、私もこのことについては存じておりますが、多少、我々農業者の組織の中から、こういう会社設立という問題が出ておりますから。

大概に申し上げれば、具合の悪いところも、私はあるわけであります。

こういう話合いが、例えば、自給率の話をする。あるいは、バイオの話をする。町村会だとか活性化期成会あたりでは、そっちの話はあるけども、自給率の話はないのではないですか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　町村会、それと、十勝活性化推進期成会でも、この話が大分話題になりました。

ちょっと名前を挙げると失礼なのかもしれませんが、広尾町あたりが、バイオを、広尾港に外国から

の農産物をあげて、あそこにエタノール工場をつくることを、一つの目標といいますか、柱にしながら誘致をしたいということがありました。

ただ、町村会としては、そうなってくると、今おっしゃるように、自給率の問題、あるいは、今、外国で起きているように、エタノールをつくるがための作物をつくって、ほかの作物が値上がりするとか不足するというようなことがあると、本末転倒になっていくのでないかというようなことも言われているようでありまして。

私どもとしては、まず、何が一番まず求められるのか。

これは、まず、農家の皆さんが、どっちの方向へ行くことが一番大事なことなのか。

私もたまたまそんな関係で、農水省へ行ったときも、農水省の方も言っていたのは、バイオエタノールはわかるけども、まずはやっぱり自給率の向上が、今、日本の農業として目指す上では大事なことでないかというようなことを言っておりましたので。

私は気持ちとしてはそういう気持ちなのですけども、ただ、先ほども申し上げましたように、農業者の皆さんの方が、どういう意向でこれから進められようとしているのかが、なかなかちょっとわかりづらい部分があるのかなというふうには思っています。

○議長（古川　稔）　杉坂達男議員。

○17 番（杉坂達男）　この問題は、農業者が自給率に対してどういう捉え方でいるかということだと思うのですよ。

私は、生産現地で我々の立場で、農業者の立場で、自給率を高めなければいけない。そういう運動を、国民的運動に拡大していくような、そういうことが理想的なことだと思っているのです。

今までは、国がいろんなこと、音頭はとるのだけども、これはもう 15 年経っているわけですね。

新しい法律ができて。15 年も経っても、向上するどころか、39％になってしまったと。45％にしようしようということで、国は一生懸命やっているのですが、一向に上がらない。39 にしかいかない。上がるどころか下がっている。

私は深い思い入れはありませんが、こういう姿はこれからも続いていくと思います。

その中で、このバイオの問題が出たことによって、農業者は自給率の問題から離れていくと。

ちょっと語弊がありますけども、安易な取り組み方を、これからしていくのではないかという懸念もあります。

現に、私は別な仕事の関係から、地域内の農地を８月に見せてもらいましたが、とんでもないところにまっ黄色な畑がある。菜種です。

そういうようなことが、これからはどんどん起きてくるであろう。自民党の施策を新聞で見ました。

バイオ生産原料に補助を出す。真剣に考えています。

こうなってくると、それこそ、今、町長が言われましたような、農家自身は一体どういうふうに考えるだろうかということになってきます。

私はどうしても、その補助のある、いわゆるその原料作物に目がいってしまうのではないか。

それから、２番目に伺いました、今度は農地の利用活用です。

これがまたそっちに向いてしまう。

企業の参加を認めるということになります。

これは、お断りしておきますが、我々も企業のサポートを受けております。

どういうことかというと、例えば、コントラ事業なんかでは、建設業者の皆さんの協力を得ながら、この事業を進めておるわけでありますから、サポートを受けております。

そういう、本当に我々が信頼しあえるような形での農地の貸借が結べるような形は、私は問題はありませんが、例えば、さっき申し上げましたようなバイオの生産原料をどんどん補助を出すからつくりないさいといったら、きっと 20 年にも及ぶ契約をして、どんどんつくると思います。

つくるようになっていくと思います。

これはうまくないです。

こういう姿こそが、自給率をどんどん落としていくのです。
そうやっていくと、今、日本は外国に食糧、あるいは、家畜の餌なんかも依存しております。
このことが、どんな姿になっていくかは、もう火を見るよりも明らかであります。
どんどん日本の食糧事情、いわゆる食料政策というのは貧弱になり、とりかえしのつかないようなことに発展していきます。
私はそういう心配を１農民としてするわけであります。
ですから、こういったバイオのことについても、あるいは、自給率のことについても、こういう現地から声を上げていくような、そういう仕組みをつくっていって、全国運動につなげるべき。上から下へではなくて、下から上へというふうな形をつくっていくべき。
そのためには、我々もそうです。議長会あたりも一生懸命になり、町村会も一生懸命になり、そして、活性化期成会なんかも中心になって、その運動を進めていくような提案をどんどんやってほしいというふうに思います。
この一番心配なのは、補完的な、補足的な政策を国がどんどん出してくるということについての心配ということは、どこでそれをブレーキかけていくのか。
今回の選挙では、農業問題、随分いろいろと出されておりました。
本当に一生懸命になって、そういう問題を考えていることと、私ら生産現場で考えていることの違いが随分あるなというふうな印象を持っております。
したがいまして、この整合性というのは、非常に将来の日本の食糧政策に大きな影響を及ぼすことでありますから、我々の生産現地から、どんどん大いに声を出していきましょうということを、町長にお願いしたいとところであります。
私は早くの一般質問でもちょっと申し上げましたけども、平成５年だと思うのですけども、食料の自給率向上推進の町、村というふうに、あちこち立っています。
私の隣町の役場には横断幕。大きいのがどんとあります。
実際に何もやらないわけですよ。うちだって何もやっていないわけです。
宣言をする、アピールをするということは、やっぱり行動が伴わなければならないことですから。
そういうことをあえて申し上げて、この関係を終わりたいと思います。
今のは再質問ではありません。意見を申し上げたまでであります、結構でございます。
２番目の農地の改革で、規制が取り払われるということについては、町長も先ほど懸念を示されておりました。
この規制を外すということになると、さっきの何でもつくってしまって、20 年に及びますというと、もうどうしたもんだかわからなくなってしまうということであります。
今まで規制があったのは、三つほどありました。
一つはやっぱり、その地域との協定が結べる。それから、一つは、常時、そこに参画する企業が、常時一人の農業従事者を置かなければいけない。
そういった三つほどの要件がありましたが、これは全部外されるわけですね。
そうすると、もっと平らに言うと、どうでもいいですから農地あります。使ってください。今までは耕作放棄地、あるいは放棄地になるようなところを選んでくれというふうに言っておりましたが、もうそれいらないというのですね。それ、いいから使ってくれと。こういうことになりますから、これはもう絶対駄目なことであります。
どうかひとつ、そのことも含めて、意見を出していただきたいと思います。
この農地の制度の改革というのは、本当に重要な問題であります。
日本の農業がこれまで発展してきたのは、私は家族労働、世襲制度の結果だと思っておりますから。
そういうものが中心となって、さらに日本の農業が反映していくような。そういうことを、是非とも、この現地から出していただきたいと思います。
それから、３番目には、牧場の関係であります。

これは、私、ちょっとここで質問したいと思います。

少なくとも、ここ忠類では、確か５年後のものを持っておると思いますが、総体的にこの地域では、直近の資料でもよろしいですけども、将来、何年後にどうなるかということも、もし持っておられれば、農家経営の動態に持っておられれば、伺いたいと思います。

○議長（古川　稔）　経済部長。

○経済部長（藤内和三）　今、酪農家の将来の動向という関係で申し上げたのでしょうか、それとも、全町的な農業者の今後の推移ということでしょうか。その辺をちょっと。

○議長（古川　稔）　杉坂議員。

○17 番（杉坂達男）　両方であります。

○議長（古川　稔）　経済部長。

○経済部長（藤内和三）　本町では、現在、農業振興計画を策定中でございます。

前回の振興計画は、平成 12 年に策定いたしまして、将来の農家戸数の推移、あるいは、農地面積の要件なんかもある程度推測したものがございます。

その中では、これは平成 12 年策定で、10 年を見据えての観点でございますけれども、その時点では、将来、200 戸程度の減少。あるいは、それに伴う農地面積は、約 3，000 ヘクタールぐらいだろうという推計はいたしております。

ただ、酪農家の実態につきましては、ある程度数字的なことは押さえておりますけれども、酪農家個々の将来の状況については、その段階では、そういった数字は持ち合わせておりません。

今後、今年策定中の計画の中では、そういったことも含めまして、検討させていただかなければならないことなのかなと思っています。

○議長（古川　稔）　杉坂達男議員。

○17 番（杉坂達男）　我々が想像するよりはるかに、その地域としては農家戸数の減少が顕著であるよでる。牧場関係に戻すわけですが、私はこのように思うのです。これ以上、規模拡大だとか、あるいは、新しく参入する方が出てきたとしても、これ以上大きく拡大をされたり、あるいは、生産高が上がるようなことはないと、私は思っております。

なぜならば、今、酪農家のことに限っていいますというと、100 頭目標、あるいは 100 頭に達した人、搾乳牛ですね。もういいと言うのです。

もうとっても、手もまわらない。機械もお金もない。土地もこれ以上買わない。もういいって言う　のですよ。

これで何とか食っていかなければならないと言っています。

私は、忠類地域のことばかり言って恐縮なのですが、大体そこに追いつきつつある。そうでない方々は、計画的な離農をすると。どういうことかというと、後継者は置きませんから、農業者年金が受給資格がつくのが 65 歳。そうすると、そこの時点で辞める。実際に今そうです。辞めています。

こういう実態から言うと、牧場の管理運営についての将来見通しは、自ずと決まってくるのでないか。この 100 頭を目標にした人たちも、一定の土地、装備は持ちました。

そして、機械装備もしました。

あとは何とかこれで、今の規模で借金を払っていくのだと。淡々とこういう姿を、今、展開しているところであります。

したがって、早々にこの結果というのは出てまいりますから、前後しないような形で、この牧場の将来的な管理運営については、考えるべきであろうと、私は思っております。

これも特にお答えは頂戴しなくても結構です。

次に、農業者の健康管理。

特に私は、雇用者の対応で、宿舎あるいは寝泊まりをするところですね。その対応ができれば、今の農業労働の軽減を図るためにも、余り難しく考えなくて、雇用ができるのでないか。そういう思いをいたしておりますから、あえてこのことを申し上げているのでありますけれども。

先ほど申し上げましたように、どこかの新聞社も調査しました。

農業従事者の過重労働。こういう見出しで結果が出ておりましたが、それはもう、大変な過重労働であるというような結果も出ておりましたけれども。

特に酪農家の方には、このことがよく手にとるようにわかるわけですよ。

これは先ほど申し上げましたから、繰り返しはいたしませんが、例えば、町長がお話されておりますように、ある程度、農家には、過不足なく、それらが施されているではないかというようなお話でありましたが、私はそういうふうに思っておりませんで、私のうちも、どこかにそういう農業従事者を宿泊させて、そこから通ってもらえるようなところがあれば、是非お願いをしたいというふうに思っております。

そこで、例えば、これが公営住宅がいいよ。それは手当てしていきますということですが、では、公営住宅はそんなに余裕があって、いつでも、例えば、農業者の中から、是非とも公営住宅を農業従事者のためにお願いしたいと、こう言っていくと、その手当がしていただけるというようなことには、きっとならないと思います。

そういう面では、多少、私が考えていることと、町当局の考えていることでは違うのではないかなと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　宿舎の問題につきましては、いろんな角度といいますか、農業者の皆さんからすると、農業従事者に対する宿舎の確保。

あるいは、働く人、勤めの人なんかは、結婚してこれから家へ入りたいのだけども、公営住宅が、所得の制限で入れないので、どこかの宿舎がないか。

ところが、御存じのように忠類には、民間の借家というのが全くない。

そうすると、大樹へ行ってしまうのか、帯広に行ってしまうのかというような問題が出てくる。

そんなこともありまして、私ども今内部でも、公営住宅の先ほどの話もありましたように、ストック計画の中でも、忠類地域全体のいわゆる住宅施策を構築していかないと、一つひとつでやっていくとなかなか難しい問題もある。

あるいは、これらに、私ども役場の職員の住宅もどうあるべきなのか。

あるいは、忠類の農協さんにも話をしたこともあるのですけども、あそこも独身の寮はあるようですけれども、妻帯者関連等はない。

そういったことも含めて。

先ほど申し上げた、例えば、新和地区には、幕別の地域振興公社による研修寮があるわけであります。

ただ、そこへ入っていただいて、あそこから忠類へ通えというのも、なかなか現実的には難しいのだろうなという思いもあって、今の段階では、総体的には何とか入れている。あるいは、今、公営住宅も幾らか余裕はあるのですけども。

ただ、全体的を考えて、住宅計画をつくっていかないと、将来的に安心した住居が確保されていかないのかなというようなことで、今、計画をこれから詰めていきたい。そういうふうに思っております。

○議長（古川　稔）　杉坂達男議員。

○17番（杉坂達男）　是非とも、今の関係では、積極的な対応、是非ともお願いをしたいと思います。

いわゆる、農業者の健康管理の上ではどうしても今不可欠なことでありますから、よろしくお願いをしたいと思います。

最後の問題なのですが、観光農業の関係です。

ここで私は、若干、初めて聞いたことについて、先に質問をしたいと思うのですが、町長のお話の中に、現在、製品の販売等を念頭に食品衛生管理体制の充実を検討している。

これについて、さらに詳しくお願いしたいと思います。

○議長（古川　稔）　経済課長。

○経済課長（飯田晴義）　忠類地域におきましては、農協が加工施設を持っております。

現況は、指導員もいなくて、管理責任者もいないということで、単につくってそれを食べるという状況にあります。

この 15 日に、農協が直売所をオープンすると。そこでの販売も視野においての話なのですけども、加工施設でつくったものが売れればいいなという考え方を持っております。

そのためには、食品衛生管理者を置かなければならないということであります。

それにつきまして、今、農協で前向きに検討して、できるだけ早く起きたいという話を伺っているということであります。

○議長（古川　稔）　杉坂達男議員。

○17 番（杉坂達男）　わかりました。

私は、それを承知しておりませんでしたから、こういった質問になってしまいましたけども。

あそこでつくったものを販売に向けるために、いわゆる所定の手続をするというようなことというふうに、今、伺いました。

あれは売り出すというようなことを考えてのものでも、施設設置はですよ。ありませんでしたし、いいのですかね、あれで。

○議長（古川　稔）　経済課長。

○経済課長（飯田晴義）　施設自体は、平成３年ですか。かなり経過しておりますので、老朽化しているように見えるのですけれども、中に揃っております備品、設備類につきましては、新和にも加工施設ありますけども、そこと遜色ないぐらいのいろんなものがつくれる設備が揃っているということでありますので、あとは販売できる体制を整えれば、そこでつくったものが、販売化に結びついていくというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　杉坂達男議員。

○17 番（杉坂達男）　しつこいようですけども、今の話は非常にいい話かと思います。

あのゾーンの中に、私はそういう施設も設置しながら、あるいは、ミニ観光牧場も設置しながらという夢みたいな思いがありますが、その前段では、そういう、今、既存の施設を有効活用するというのは、非常にいいことかと思いますから。

是非とも、そのことを積極的に進めて、早く販売のできるような体制を整えてほしいと思います。

次に、先ほどの問題に戻ってしまいますが、行政が主体とはなり得ないという町長の話で、観光施設、あるいは管理運営、その他施設設置にしましても。

そのことはよくわかります。

しからば、地域のいろんな提案や、地域の活力をインパクトをつけて引き出すというような努力についてはいかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　グリーンツーリズムが言われて大分久しいわけでありますが、本町地区でもなかなかこれが具現化してこないのが現実であります。

ただ、先ほども言いましたように、忠類地域は、そういった面でまとまって、何かを事業をやろうという面については、非常にまとまりやすい、みんなしてやろうという気があったようなこと。一緒にやっていこう、やろうという面が多分にあるのでなかろうかと。

そういった面で、行政がやれる範囲、どういうことがあるのか、いろいろあると思いますけども、そういったことを十分連携を密にしながら、今言うグリーンツーリズム、あるいは、観光物産協会、あるいは、ここから始まる農協の直売所、あるいは、道の駅等のいわゆる第３セクター。

いろんな団体、あるいは、集団の皆さんとの連携を密にしながら、行政は全くやらないということではもちろんありませんし、行政とそういった共同の中で、事業を進めていくことが大事であろうというふうには思っております。

○議長（古川　稔）　杉坂達男議員。

○17 番（杉坂達男）　我々は非常に勉強不足なわけであります。

例えば、制度、施策についても。こういった制度がありますとか、こういうふうな対応ができますということは、ほとんど知りません。

ですから、そういうことを地域の中にうまく流していただく。相談に乗っていただく。こういうことを積極にやっていただくことによって、地域の力にインパクトをつけられると。こういう循環になるかと思いますから。

是非とも、そのことについて、積極的な取組をお願いいたします。

知らないわけですね。

そういうのもあったのか。僕らは全然知らなかった。こういうことってありますから、是非ともそういうことについては、どんどん流していく。

今まで五つに分けてお伺いをして、これから最後に、町長お話のように、第５期総合計画の中においては、施策の方向に振興策として盛り込むというふうなお話でありました。

是非とも、そのことをお願いしたいというふうに思います。

ここで、私は農業問題について、関係申し上げましたが、たまたま今回、町長が忠類の方に出かけていただいて、住民懇談会をやっていただきましたから、その中で、農業問題なんかで、住民からの特別な要望なんかにまとまっておりましたらお話しください。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　忠類、４日間６地区で住民懇談会を開催させていただきまして、いろんなご意見を頂きました。

農業に関するご意見、ご提言もありましたので。

実は今、総合支所の方で、すべて６カ所でのご意見等を集約しているところでありますので、今後、またまとまりましたら、ご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（古川　稔）　杉坂達男議員。

○17 番（杉坂達男）　以上、いろいろとありがとうございました。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（古川　稔）　以上で、杉坂達男議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○６番（前川雅志）　通告に従いまして、２点についてお伺いしたいと思います。

はじめに、合併による地方財政措置について、お伺いいたします。

幕別町と忠類村が合併して２年を迎えました。

合併効果により期待される効果として、財政規模の拡大に伴う財政基盤の強化や、行政組織の再編整備、広域的な視点からの重点投資など、従来よりも効果的な財政運営が期待できる。

また、特別職や議員、各種委員の定数減、職員においても管理部門の集約化が図られることから、経費の大幅な節約が期待できる。

これらのことの多くは、特に歳出につきましては、本町独自の努力によって、大きな成果を上げているものと思います。

一方、歳入につきましては、地方交付税などに、合併による効果が上がっているのですが、合併による地方財政措置がどのぐらいなされているのか、具体的な数字がわかりにくく、町民からは、合併したのに、随分普通交付税減るねと不満と不安の声が出ています。

先般、町長の行政報告に、若干の説明がありましたが、町民からの不安や不満に対して、わかりやすく説明いていただくことが大切であると思います。

新聞を見ながら、本町の決定額を知り、合併したのにどうしてなどと思う役場の職員は、本町に限っていないと思いますが、岡田町長を先頭に、職員、そして議会が現状を間違うことなく把握した上で、これからのまちづくりを進めていくことが大切だと思います。

そこで、わかりやすく町民に伝える意味と、現状と課題を整理するために、以下について伺います。

新型交付税への以降後、初の平成19年度普通交付税は、マイナス5.3%と大きな減額となりました。

減額となった要因をどのように分析されているのか伺います。

本年度は、新型交付税に以降したことなどの要因から、約5，000万円の歳入不足が生じたと、行政報告をされていました。

新年度は、今年度をベースにしっかりと見極めた上で、平成20年度の見通しをどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

次に、平成18年度特別交付税はプラス18.6%、約４億8，000万で、包括算入額は約２億円でした。

全道平均は、マイナス4.5%、町村平均はマイナス3.1%でした。

特別交付税の性質上、単純に前年度決定額に加算するものではないと思うが、本町の平成17年度決定額は、約４億円ですから、私は満足のいく増額だと思っていません。

平成19年度は、合併２年目ということから、算入割合は0.6となり、包括算入額は約１億2，000万となります。

単純に8，000万円減額するものと思いませんが、平成19年度の特別交付税の見通しをお伺いしたいと思います。

次に、合併協議会では、平成17年度から平成33年度までに、歳入において、およそ４億3，400万円の合併効果があると推計していましたが、現在、どのように財政シミュレーションされているのかをお伺いしたいと思います。

２点目に、仮称「道の駅ふれあいの郷まくべつ」の実現に向けて、お伺いをしたいと思います。

道の駅の定義は、皆さん御存じかと思いますが、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能の三つの機能を合わせ持つ施設を指しています。

1993 年に、国の提唱で、道の駅が開設されてから、道内には、本年度開設する５カ所を合わせると、101 カ所の道の駅がありますが、それぞれに特色を持ち、道行くドライバーが快適な旅ができるようサポートしております。

また、近年は、ついでに利用するのではなく、その道の駅を目的に訪れる利用客が増えているとお聞きします。

幕別町におきましても、道の駅忠類は、今春、リニューアルし、ますます賑わっていますし、ボラ　ンティアによって運営されていますシーニックカフェ忠類は、今期3，000人の入り込みに迫る勢いであります。

これらは、忠類地区の情報発信となり、地域振興に大きな役割を持っています。

本町を東西に走る国道38号線は、全道でも有数の交通量を誇りますが、車両の多くは東西へ走りぬけ、立ち止まることはほとんどありません。

休憩機能、情報発信機能、地域との連携機能を備えた道の駅が、国道38号線沿いにあれば、これまで立ち止まらなかったドライバーが集える場所となり、観光や産業などの地域経済の活性化につながるものと考えます。

町内経済団体を中心に仮称「道の駅ふれあいの郷まくべつ」の実現に向けて強い要望がありますが、どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

合併による地方財政措置についてであります。

ご質問の１点目、平成19年度の普通交付税についてでありますが、平成19年度の普通交付税につきましては、７月に算定が行われたところでありますが、本町における本年度の普通交付税の決定額は、52億1，925万7，000円となり、対前年度同期比で２億9，033万3，000円の減、率にして5.27%の減となりました。

本年度の普通交付税算定においては、基準財政需要額の算定につきまして、大幅な制度改正がなされたところであります。

従来の経常経費と投資的経費の区分が廃止され、個別算定経費と包括算定経費に再編され、個別算定経費につきましては、従来の経常経費の項目に、起債に係る交付税措置分が加味された内容になっております。また、包括算定経費につきましては、いわゆる新型交付税といわれているもので、人口と面積を基本とする算定内容になっております。

このような制度改正がありましたことから、算定費目ごとに前年度と単純比較することはできないわけでありますが、実質的な内容面における増減につきまして、主な要因を述べさせていただきたいというふうに思います。

一つ目として、まちづくりに係る各種事業の財源として活用されてきた旧地域総合整備事業債という起債がありました。このうち、平成７年度債及び平成８年度債の一部について、平成 18 年度をもって交付税の措置期間が終了いたしました。これによる影響分として、約１億 9，800 万円の減となったわけであります。

二つ目としては、いわゆる新型交付税として、人口と面積を基本に算定されている包括算定経費と平成 18 年度における相当額を積み上げた経費とを比較いたしますと、約１億円の減になったことであり、その分析結果は、次に述べるとおりであります。

本町における平成 19 年度の新型交付税に係る措置分につきましては、基準財政需要額として約 15 億 5，000 万円となりました。その内訳は、人口分が約９億 2，000 万円、面積分が約６億 3，000 万円でありまして、人口と面積の比率は、６対４であります。国の標準が、10 対１であることを勘案いたしますと、結果として、本町におきましては、人口に係る措置分がかなり不利に算定された。

このことにより、新型交付税分で約１億円の減になったものというふうに分析いたしております。

三つ目として、本年度から新たに導入された頑張る地方応援プログラムに係る算定経費の影響であります。

頑張る地方応援プログラムに係る算定経費につきましては、出生率ですとかごみ処理量、農業産出額など９項目の成果指標が反映され、本町では、約 3，300 万円が措置されたところでありまして、平成 18 年度の行革インセンティブ算定分の約 1，200 万円と比較いたしますと、2，100 万円増加になったわけであります。

しかし、この成果指標の中の一つである行革の実績を示す指標において取り入れられている割増分というのがあるわけですが、要するに平成 14 年度と平成 17 年度の決算額を比較して、行革実績が一定の基準以上の場合には、算定経費が上乗せされる。これが新たな地域応援プログラムですが、この中で、国営土地改良事業に係る償還金の取り扱い方が、平成 17 年度から変更になったことが影響して行革実績の指標が少なく積算されたこと。

本来、算入されるべき割増分の約 3，400 万円がゼロ査定となった。このことが影響しているのだというふうに分析いたしております。

私としては、この取扱いの変更につきましては、予期していなかったことであり、納得し難い面もありますことから、先般、北海道庁に出向いた際に、次年度以降の取扱いについて、検討をお願いしてきたところでもあります。

次に、平成 20 年度の普通交付税の見通しについてでありますけれども、これは国の予算や地方財政計画などが、もちろん、今現在全く未確定でありますことから。

あるいは、交付税制度がこの後またどうなっていくかというようなこともありますので、現段階においては推計することは難しいのだろうというふうに思っておりますので、ひとつご理解いただきたいというふうに思います。

次に、ご質問の２点目、平成 19 年度の特別交付税の見通しについてであります。

はじめに、お話がありましたけれども、平成 18 年度の特別交付税について申し上げますと、総額は約４億 8，400 万円で、対前年度比約 7，600 万円の増と。率にして 18.6％の増となりましたが、増となりました要因は、お話ありましたように、合併に伴う優遇措置として、包括算入分が約２億 300 万円措置されていることによるものであります。

しかし、この包括算入分を除外しますと、約１億 2，100 万円が減になるということでありまして、私としては、必ずしも納得できる交付額とは言えないものと思っております。

道内の他の合併町村におきましても、本町と同様の特別交付税措置という状況をお聞きしておりまして、合併町村への優遇措置についても十分配慮していただくよう、さらに道に要望をいたしてきたところであります。

また、これも平成 19 年度の特別交付税の見通しでありますけれども、ご案内のように、特別交付税は、交付税総額の６％相当額を災害復旧対策など特別の財政需要や普通交付税では算定されない項目などについて措置される。そして、12 月と翌年３月に交付されるという性質のものでありますことから、現時点におきましては、明確な見通しを立てることは非常に困難なことであろうというふうに思っております。

なお、平成 19 年度当初予算につきましては、特別交付税４億円を計上しているところでありますが、その積算内訳としましては、合併に伴う包括算入分として約１億 2，000 万円、通常ベース分として約２億 8，000 万円を見込んでいるところであります。

本年度における特別交付税の配分につきましては、今後、特別な財政需要などに基づいて算定されますことから、北海道に対し、本町の実情など十分説明をし、合併町村への配慮を強く要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、歳入における合併効果の推計についてでありますが、合併協議会の際には、合併してから平成 33 年度までの歳入の合併効果額といたしまして、ご質問にもありますように 40 億 3，000 万円という金額を示しておりました。

その推計した金額と、実際、あるいは今後予定している金額との比較ということでありますが、項目ごとに申し上げますと、まず、合併補助金につきましては、昨年度の実績で約 9，000 万円が措置されており、平成 26 年度までの期間内に、推計どおり２億 1，000 万円が措置されるものと見込んでおります。

普通交付税の合併補正につきましては、推計では５年間で２億 3，000 万円となっておりますが、実際には、２億 3，400 万円が措置されることとなっており、昨年度は、4，700 万円が措置されております。

普通交付税の１本算定による影響額につきましては、推計でマイナスの４億 7，200 万となっております。

この影響額は、平成 32 年度になってみないと実際の比較はできないわけでありますが、現在のところ、推計額とはそう大きく変わらないものと考えております。

次に、特別交付税につきましては、先ほども申し上げましたように、推計では３カ年で４億 800 万円が包括算入されるとなっておりましたが、実際には４億 700 万円が措置されるものというふうに思っております。

基金利息の運用につきましては、推計では 8，800 万円となっておりますが、これも利息の変動等ありますから、平成 32 年になってみないと実際の比較はできないわけでありますが、そう推計額と大きく変わるものではないというふうに思っております。

合併特例債の基金増成分の影響額につきましても、推計どおりの７億 1,400 万円を見込んでおります。

ちなみに、平成 18 年度の基金造成に係る特例債は、４億円を借入れし、本年度においてもさらに４億円を借入れする予定となっております。

最後に、事業に充てる合併特例債の影響額でありますが、推計では 28 億 5，600 万円となっております。これにつきましても、起債限度額である 57 億 2，900 万円に達しないと、実際の効果額は算定できませんのが、ほぼ、推計額を見込んでおります。

これらのことから、合併協議会で推計されておりました歳入の合併効果額につきましては、今のところはほぼ、予定通り推移しているものというふうに思っております。

次に、道の駅の実現についてのご質問でありますが、道の駅は、全道 101 カ所、十勝では 12 カ所が開設されております。

先ほどもお話のありました道の駅は、道路交通の円滑ながれを支え、安心して利用できる快適な休

憩のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、道の駅をきっかけに、町と町とが手を結び、あるいは、地域の方々の創意工夫など、地域づくりをともに行うための地域連携機能の三つの機能要件を併せ持つことを基本理念とした制度であります。

本町では、道の駅忠類が認定を受け、本年４月からは、改築となった新道の駅として営業を開始しておりますが、本施設はアルコ 236 とナウマン象記念館とのほぼ中間に位置しておりますことから、新たな観光拠点といたしまして、これらの施設をはじめとする忠類地区への入り込み客の増や経済波及効果が期待をされているところであります。

こうした中で、本町地区におきましては、本年５月に幕別町総合公園スマイルパークの土地利用に関してと題した道の駅建設の要望書が幕別町観光物産協会から提出されております。

要望書によりますと、札内の東側にありますスマイルパーク内に、農産物の PR コーナーや地場産品の販売、食事や食品の提供など、幕別らしさを演出することによる再訪性の高い施設運営をコンセプトとしております。

管内的には近隣の複数の町でも道の駅開設の機運が高まり、アンテナショップを月１回の開催から毎週土日に増加させ、利用実態の検証をしているなど、運営面から検討されている町や、また、別の町では、運営主体が具体化していないなどの課題があり、その運営方法を検討していることが新聞などで報じられているところであります。

このたび、要望のありました件につきましては、現在内部で協議をしているところであります。運営主体や運営方法等、課題はあると思いますが、今後、多くの皆さんのご意見をお聞きしながら、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　質問の途中ですが、この際、15 時 10 分まで休憩いたしたいと思います。

14：56　休憩
15：10　再開
15：10　杉山議員退場

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きます。

前川雅志議員。

○６番（前川雅志）　再質問をさせていただきたいと思います。

はじめに、地方財政措置について、お伺いをしたいと思います。

総体的に、用語を含めて非常に難しい言葉が多くて、なかなか町民の皆さんにすんなり伝わっていかない言葉が多いのかなというふうに思っているところでありまして、はじめにお聞きしたいのは、広報などを通じながら、わかりやすく町の人にお伝えすることなどを考えていないのかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、今回の新型算定によりまして、約１億円の減額になったと。

それと、わかりやすく言うと、今までの事業、100 年記念などの事業でもらっていた約２億円のお金が今年から来なくなったと。

頑張る地方応援プログラムの中では 2，000 万円増額したというお話の中から、約２億 9，000 万が減額になったというお答えだったのですが、もし、この町が合併していなければ、この合併算定で２億円余分に頂いている、計算されているものがあると思いますので。

さらに、４億。本当であれば、合併していない町であれば、４億 9，000 万の減額であったという考え方でよろしいのかどうかということと。

そういったところが合併に伴って、地方財政措置されたのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それと、頑張る地域応援プログラムの地域振興関係経費分、いわゆる行革分の査定が非常に今回は大

きなものとなりまして、十勝管内におきましても、帯広市を抜かしまして、上は１億 6，700 万、この地域振興関係費分だけで頂いている町もあったり、下は幕別町含めて、６町村がゼロ査定という結果になっております。

これは、決められたルールの中で、算定したことでありますから、仕方ないといえば、仕方ないのかもしれませんが、なかなか言い切れるものでもないというふうに思っておりますが。

新年度以降につきましては、合併による行革などの効果がかなり進んでいるというふうに考えるわけであります。

そういったことから考えまして、新年度以降のここの行革分に充てられる割合を楽しみにしていいのかどうなのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

それと、予算を組む上で、地方交付税の歳入というものは、非常に大切なものに、予算の骨格になってくるものではないかというふうに思うのですが、本年度は歳入不足が生じてしまったということでありますが、これもその算定の仕方が変わったことによって起こったことだということでありますが、次年度以降におかれましては、このようなことがないように算定をしていただきたいと思うのですが、算定するに当たっても、それぞれの項目がたくさんあって、どこに何を入れて計算したらいいかというところが、なかなか難しいものがあるのかなと思うのですが、そういったところは、やはり、国に一つひとつお問い合わせした中で、算定していってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、特別交付税のところについて、お伺いをしたいと思います。

特別交付税は、普通交付税で補足されない特別な財政需要などのほかに、地方団体の財政事情の内容などを総合勘案して、交付すべく額が決定されるという考え方から額が決定していますが、本町においては、合併した町だからこそ、よこせというようなお話ができてくるのではないかというふうに思いますし、先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、２億円、合併によって今年度はついているわけでありますが、前年度と単純に比較できるものではありませんが、単純に比較すると、前年度も４億もらっているわけでありますから、２億丸々増えるということはないかもしれませんが、随分増減額が少ないというふうに、町長もおっしゃっていたように、私も思うところでありまして、これは先ほど、今申し上げましたように、その財政需要に合わせて、ほかの町村にもしかしたら振り分けられた可能性があるのではないかというふうに思っておりますので、こういったところも、町長も道庁にお話をしたということでありますが、さらに、もう一押し、二押し、頑張っていただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

頑張る地域応援プログラムの事業分の方は、特別交付税で上限 3，000 万見ていただいているようでありますが、参考までに、幕別町が、どのような事業を挙げているのか、わかれば教えていただきたと思います。

最後に、３番目の合併による全体の効果、お伺いしたところなのですが、大体推計どおり見込まれていることで安心をするところでありますが、ここで安堵することなく、まだまだ合併特例債等工夫をするというとおかしいのですが、合併に伴う必要な事業等があるはずですので、そういったところを有効に使っていくことが必要でないかと思うのですが、そういった作業を進めていられるのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

それと、一つ忘れていたのですが、普通交付税の１億円減額のところに、町長の答弁の中に人口にかかわる措置分がかなり不利に算定されたというご答弁がありました。

これは、町村によって差があるものなのかどうなのか、私にはわからないのですが、これがどういった要因によって不利に算定されたお考えか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　何点かありましたけれども、まず、住民に対する財政状況の公表につきましては、毎年決算時の財政状況について、特集といいますか、前は別冊にして住民の皆さんにお知らせをした経緯がありますので。

この後、決算の認定を頂いた後の、10 月か 11 月ぐらいに広報を発行させていただければというふう

に思っております。

それからまた、交付税の関係、いろんな要素がありまして、なかなか交付税ですから、一つひとつ難しいことなのですけども、順序、逆になりますけども、人口が、国は10対１で人口をあれしたと。

例えば、国全体で11億の交付税があれば、人口で10だと。面積で１億だと。

ところが、実際にやっていくと、小規模町村、5，000人とか1，000人とか800人の町村が、それでいくと非常に少なく、交付税が減るということで、それを大分下げたのですね。レベルを。下まで。

そうすることによって、うちらぐらいの、２万7，000ぐらいの町になると、６対４ぐらいの割合になっていくと。

これを5，000人以上から１万とか、１万から２万とかという段階を広げてしまうと、もっと上がっていくというようなことになるのだそうですけども。

この辺が国で言う10対１と、実際、我が町では６対４の比率になった違いだということを言われております。

それから、交付税が下がったのは、合併の影響だと言われるのとはちょっと違うのですね。

合併による増えた分は、これは当然ありますけども、普通交付税はルール計算ですから、ルールによって交付税が計算される。

一番大きいのが、平成７年８年に、当時、幕別町は拠点都市の指定を受けて、百年記念ホール、保健福祉センター、明野ヶ丘のピ・ラリから運動公園、１年に70億か80億ぐらい、当時、地域総合整備事業債の借入れが続いたときがあります。

それの約50％ぐらいが全部交付税で見てもらえたわけですが、それがちょうど切れたと。交付税に見ていただいた分が切れたと。

ところが、これはちょっと矛盾があるのは、お金を返す方がそれと同じように落ちればいいのですけども、返す起債は15年で返すとすれば、交付税で見る期間は10年。そこでちょっとタイムラグがあって、一番心配なのは、公債費比率なんかが、結局は入ってくるお金が減るものですから、また上がってしまうというところが問題があるのですけども。

ですから、交付税措置された分が、向こうは、国はルールで10年間で町村に交付してくる。

ところが、うちは15年で支払をする。その差が特に今回大きいわけでありまして。

それともう一つ、行革のインセンティブなのですけども、実は先ほど言いましたように、平成14年決算と18年決算の比較をするのですけども、この中で大きかったのは、国営事業の償還金。これはうちはいろんな国営事業償還の金を払うのですけど、前は投資的経費に含まれていた経費なのですね。国営事業の償還金が。

それが今度は、全部補助金だということになったものですから、平成14年度は投資的経費だったのが、平成18年度は今度、補助金ですから、一遍に補助金が増えてしまって、こんな時代に補助金が増えるのはおかしいというような国の判断。

私はそれは納得ができないということを申し上げて、ほかの町村のことを言うわけではありませんけど、芽室町だって、うちも実は去年やったのですけども、わざわざ繰上償還するために、起債を借りてやっているのに、それが報われないで、逆に補助金が増えたといわれるようなところが、ちょっと私どもは、合点がいかないなということで、何とか国の方へ改善をしてほしいというようなことの要請をしているわけであります。

それから、今言ったのは行革の関係でありまして、この行革のあれも、たまたまその年に、何年かの間に行革やったところだけが救われて、私どもみたく早くにいろんな委託だとか何とか終わっているところは、その期間に入らないから救われないという、こういう矛盾も現実にはあるわけでありますし、特別交付税はおっしゃるとおりなのです。

今まで４億もらっていたのだから、あと、２億合併で増えるのだから、50％増えたっていいのでないかというのが我々の要望なのですけども、交付税全体が減っているのだから、合併したところだけ、そんなには増やせないのだという、もともとの数字を落として、２億円をプラスするから、17.8％の増に

終わってしまったということでありまして。

総額の４億数千万は、特交として、加算されることは、これは間違いないわけでありますけども、もとの方の数字が減ってきているということで、これも我々からすると、ちょっとおかしいのでないかというようなことで、今、いろいろ話をさせて、要望をさせていただいているところであります。

特例債なんかについては、今のところは順調であります。

それから、合併補助金も、実は国の方で、以外と全国的には合併した町村が多いということがあって、補助金の予算が追いつかないということだったのです。

昨年は、国が補正予算を組みまして、私どもの町も急遽議会にもお願いしたのですけど、３月に消防自動車を購入させていただきました。

これは、国の合併補助金の対応で間に合ったのですけども、今回は、私どもは、戸籍の電算化を何とか、この合併補助金でやりたいということで、当初から計画していたのですけども、残念ながら、国の予算が足りなくて、今回は見送られたと。

何とか来年度には実現したいと思いますけども。

総額が減らされたでなくて、要するに、合併補助金ですから、10 年間のうちに、うちに与えられた補助金は確保されると。

ただ、今年度については、国の予算の関係で見送られたというような経緯がありますので。

これは先ほどの影響額と同じように、最終的には万度にもらえるのだろうというふうに思っております。

それから、来年、その先ほど言ったように、補助金なんかの面での行革のメリットが、来年は大丈夫かということですけども、来年は今度は 15 年の決算と 18 年の決算を比較するわけですから、また同じように、15 年の決算で補助金でなかったものが、18 年度決算では補助金でみられる。

ましてや、うちは繰上償還やりましたから、こんなになって補助金が増えているとなると、その分が、結果的には見られないのだろう。

それを今、何とか改善してほしいということで、今、お願いをしている状況であります。

いずれにしましても、交付税は毎年のように変わりますので、なかなか今の状況の中で、来年度の見通しというのは難しいわけであります。

それと、１月に予算をつくるわけですけども、このとき、国の地方財政計画は、地方財政計画何パーセントマイナス。地方交付税出口で何パーセントマイナスというような、そこまでしかないものですから。

後は、それぞれの町村が、それをどう受けて、どう対応するかによっても予算に組み方が変わってくるわけであります。

今年度予算におきましても、１億 9，000 万ぐらい、その地方債の償還が交付税で見られなくなるということぐらいまでは、当然、我々は押さえていたわけですけども、最後に来た補助金が、まさか得られなくなるとか、そういったことまではちょっと掴めなくて、結果的には当初予算が穴空いてしまったようなことで、こんな結果になっておりますけども。

これからも十分、そういったことには留意しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　企画室長。

○企画室長（佐藤昌親）　先ほどの頑張る地方応援プログラムの事業名の内容の話でございます。

プログラムといたしましては、大きく分けまして、７プログラムありますが、実際、その中に、細かく事業が分かれております。

14 の事業があるものですから。

一つには、少子化・子育ての支援のプロジェクトといたしましては、子育て支援の関係、これは乳幼児に関する紙おむつの処理する際のごみ袋の購入助成ですとか、そういう細かなものを積みあがったものでありますが、そういう子育て生活支援事業があったり、あるいは、児童園児の災害共済の保険料の助成事業、あるいは、妊産婦の検診の助成、不妊治療の助成、それから、乳幼児に対するフッ素の塗布

の関係の事業というものが、少子化・子育て支援の中に入っております。

さらには、安全安心なまちづくりプロジェクトという事業の中には、庁内で予定しております防犯灯の設置というようなことで、まだ住宅太陽光ですとか、人間ドッグ、あるいは、農地の排水向上対策等々合わせて、14の細かく言えば事業があるということでございます。

内容につきましては以上でございます。

○議長（古川　稔）　前川雅志議員。

○６番（前川雅志）　確認をさせていただきたいのですが、普通交付税の、先ほどの地域振興関係費分でありますが、来年度に向けてはどうかなというご答弁でありましたが、間違いなく、その合併によって、行革等進んでいるわけであると思います。

職員の数も、議員の数も、三役の数も減っているわけですから、そういったところで表れているものでも、先ほど町長が申し上げたようなところで追いつかないのかどうなのか。

お伺いをしたいと思います。

また、それが、そういったところで効果が上がるのであれば、そういったものも合併の効果につながってくるのではないかというふうに思っております。

それと、普通交付税の算定の方法で、一本算定と合併算定によって、合併町村は他の町村よりも差が出ているというところがありまして、それも10年間見ていただいて、その11年以降は５年間、段階的に減らしていくというお話でありますから、こういったところも、やはり合併による効果として挙げられるのではないかというふうに思っているわけでありまして。

合併協議会で推計していた数字は、約40億以上の効果があるというふうになっていたわけでありますが、さらにもっと効果が上がっているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　先ほども推計の中で申し上げましたけども、普通交付税においては、合併したことによる合併補正というようなことで、５年間で２億3，000万ほど。これは間違いなく合併によるメリットとして、普通交付税の中では見られておりますし、また、先ほどお話ありましたのは、歳入面に関して、40億数千万でありますから。これが歳出面にいきますと、まだまだ大きなメリットはあるのだろうというふうに思いますけれども、ただ、先ほども言いましたように、それらが即交付税にどう跳ね返ってくるかとなりますと、今の段階では、数値で表すうようなことはなかなか難しいのかなというふうに思っておりますけども、我々としては、先ほど来、申し上げておりますように、合併によるメリットを最大限生かしながら、これからも歳入歳出、それぞれ円滑な財政運営を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　前川雅志議員。

○６番（前川雅志）　ある会合で、国会議員、道幹部職員などを前に、岡田町長が十勝管内町村長すべている中で発言をされていました。

ここで発言されていたのは、合併補助金の使い勝手の悪さについて、お話をされていたわけでありますが、そういった岡田町長の戦う町長の姿を見たとき、心の中で手をたたいて応援していたわけでありますが、そういった勢いを持って、また、国と道と話を進めていっていただきたいと思います。

以上をもって、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、道の駅ふれあいの郷幕別の実現に向けて、再度質問させていただきたいと思うのですが、はじめに、この議論に入る前に、町の、このことに関する取組、姿勢についてお伺いをしたいと思うのですが。

一昨日、報道で、このほど、町に要望書が出されたと表現をされていました。

幕別町観光物産協会が、要望書を持ち込んだのは、５月14日であります。

４カ月間の間、この要望書をどのように扱ってきたのか、まず、伺いたいと思います。

それと、マスコミにコメントする前に、幕別町観光物産協会とどのような意見交換をされてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。
○町長（岡田和夫）　おっしゃるとおり、５月に物産協会の会長さんなり役員の方がお見えになって、要望書を、私頂きました。
　それを受けて、まずは私ども、内部でも十分検討すると。
　そしてまた、道路整備なんかに係る部分については、北海道開発局、帯広開発建設部とも協議させていただきたいので、しばらく時間を頂きたいということで終わっております。
　内部的には、十分進んだと言い切れない部分もあるのかと思いますけども、受けたのが、もちろん経済部が所管ですけれども、これは経済部だけでは当然対応できないものですから、企画室を中心としながら、庁舎内の中で、そういった検討会議を設けるなりして検討を進めようということで、今日きているわけでありますけども。
　なかなか審議といいますか、協議が十分進んでいなくて、若干遅れているのかなというような思いはしておるところであります。
　それと、新聞報道、私も見ましたけれども、これはどこでどういう取材をされて、報道されたのかちょっとわかりませんけれども、私、事務局というか、職員に言ったのは、まずは開発なり内部協議を進める。そして、一番大きな問題は、やはり管理運営をどういう体制でやっていくかが一番大きな問題であるから、やはり観光物産協会、要望のあった側とも十分話合いをすることが大事でないかということが言ってあったものですから、それらも今後というううちに新聞報道があったわけでありますけども、引き続き、これからも内部、そして物産協会との協議を進めていきたいというふうに思っております。
○議長（古川　稔）　前川雅志議員。
○６番（前川雅志）　最近、ほかのことでもよく耳にするわけでありますが、町の対応が遅いであるとか悪いであるとかというお話をよく耳にします。
　こういったことがないように、責任のある対応に努めていっていただきたいと思います。
　中身について質問させていただきますが、鹿追、士幌、足寄などのような、もともと観光客が来る　ような町というのは、道の駅に対する理解も深く、積極的にこれまで進めてきたと思っております。
　町の財政が厳しいからこそ、企業誘致などと合わせて、町の景気対策の一環として、新たな産業の創出、雇用を生み出す必要があるのではないでしょうか。
　また、既に開設している道の駅との連携、特に道の駅忠類との連携は不可欠であり、他地域の活性化に資するものと確信しております。
　さらに、反対する人がもしいるとするのであれば、その人に問いたいわけでありますが、その人は他の町に出かけたときに、道の駅を利用しないのでしょうか。
　我が町にお越しのお客さまに対して、そういったサービスを提供するということも大切なことではないかというふうに思っております。
　おもてなしの心を持って、我が町に迎え入れていくという姿勢を示していかなければならないのではないでしょうか。
　町長の答弁の中にはなかったものも含まれているのですが、新聞報道等で出ていましたコメントを、正式なものと受け止めさせていただきながら、幾つか課題を挙げておりましたので、そこについて質問させていただきたいのですが、施設建設の財源というのが課題ということでありましたが、これも先ほぼのお話の中でもありましたように、合併補助金は使い道が決まっているようでありますので、なかなか難しいかなと思うのでありますが、こういったところに合併特例債の有効活用をしていくことがいいのではないかというふうに思いますし、また、こういったところを、公設民営化する。そして、ランニングコストは町が負担しないなどと、そういったような考え方を、私は考えるわけでありますが、町長としてはどういうふうにお考えなのか、伺いたいと思います。
　設置場所ということでありますが、要望書はスマイルパークに限定した要望書というふうになっておりました。
　私が考えるところでは、まず、いるのかいらないのかという議論が先なのではないかなというふうに

思っておりまして、次に、では、場所をどうしようかという議論に入っていくのではないかというふうに思っております。

ただ、スマイルパークも、芝生のところに人がいるということは、余り見たことがないというのが現状でありまして、ほかの公園もそうなのでありますが、利用の状況についての検証が必要なのではないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

先ほどの町長の答弁の中で、運営が一番問題であるというお話でありましたが、道の駅忠類は、本年度から指定管理者制度を導入して、管理運営を任せているという形になっておりますので、もし、建設することがあれば、同じような運営の中で、一般公募をかけるなりした中で運営をしていくのはどうでしょうか。

商工業者のかかわりというフレーズもございました。

ここには、やはりその人が多く集まってくるわけでありますから、そういったところに、町内商工業者の方々が大きなビジネスチャンスと捉えて、ここに積極的にかかわっていただくことが必要なのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

あと、それと、道の駅を客商売と捉えることは違う捉え方なのだろうなというふうに思いますが、運営していく中で、赤字の施設では、やはり町として苦しいと思っております。

そこに、やはりお客さんがたくさん来ていただかなければ、利益を出すことができないと思うのですが、商売やる上ではここが一番心配な点ではないとは思うのですが、新聞の中には、集客力は見込めるがというふうに、何を根拠にお話されていたかわかりませんが、そういったお話があります。

そういったことも含めて、こういったところには、中身によって、やはりお客さんが集まってくると思いますので、この施設の在り方について、どのような考え方をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　道の駅、あるいは、あそこのスマイルパークに百年記念ホールをはじめ、いろんな建物を建てるときに、物産館を兼ねた道の駅的なものをつくってはどうかというような話から始まって、随分古いときからこういう話はあるわけであります。

そんな中で私どもが一貫して言ってきたのは、十勝管内のあちこちの道の駅なんかの状況を見ますと、どこも厳しい運営を強いられている。そこに町が、公共が絡むことによって、なおさら厳しさがあるのでないか。大きいのでないかと。

もっと言うならば、なかなか民間だけではやっていけない部分を公共が負担している部分があるのでないか。

ですから、私はさっきも言ったように、まず道の駅をつくる。

そのことを反対するつまりはもちろんありませんけども、ただ、できたものをどう管理運営していくかということが、私は一番大切なことなもので、だから、必要かどうかが先にあるというご意見もありますけれども、私としては、やっぱりできたものをどう管理運営していくか、見通しを立てなければ、なかなか、はいいいですよということにはならない。できてしまってから考えればいいということにはならないのだろうというふうに、私は思っております。

そして、もう一つは、先ほども言いましたように、ここへ来て急に、お隣の豊頃ですとか浦幌町にも、そういう話が出てまいりました。

かっては、白糠から南富良野まで、38 号線は一つもないのだというようなことで、是非、どうだ。幕別どうだ。場所についても別に、今のスマイルパークでなくて、もっと相川よりもどうだとかいろんな話もありました。

さらに、帯広に近すぎるのでないか。余りにも帯広に近すぎるのでないかというデメリットと、逆に帯広に近いから、お客さんも多いのでないかというメリットもあるというようなことも、また、いろいろ聞かされました。

そういったことを踏まえて、私は、観光物産協会から挙がってきた要望書に対して、内部で十分検討を加え、そして、要望書を出していただいたそちら側の皆さん方の意見交換もしながら、方向性を見出

していくことが大事でないかというようなことを申し上げてきたつもりでありますし、私自身としては今、第３セクターを組んで、新たなに道の駅を設置するということについては、どちらかというと、私は否定的な考えは実は持ってはおりますけども。

全く必要ないのでないかと言われることは、決してそうは思っておりませんけども、難しいという現状だけは、認識しているつもりであります。

○議長（古川　稔）　前川雅志議員。

○６番（前川雅志）　今回の新聞報道等で、町民の皆さんからの様々なご意見をいただけるいい機会になるのではないかというふうに思っておりますので、そういった町民の皆さんの声を聞きながら、それぞれの課題を検証した上で、本当に必要なものなのかどうなのかというところの結論を前向きに検討していっていただきたいと思いますが、最後に、どのぐらいの期間で検討されるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　先ほど申し上げましたように、内部協議と合わせて、観光物産協会の皆さんとも相談をさせていただきたいというふうに思いますので、相手方のこともありますから、今すぐ、来月、再来月とはいえないのかもしれませんけども、少なくとも、年内ぐらいには結論は出せるような方向で努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、牧野茂敏議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○９番（牧野茂敏）　通告に従いまして、質問をいたします。

幕別町農業・農村振興計画について。

近年の農業を取り巻く情勢は、国内外とも非常に多難な時代を迎えております。

国外にあっては、WTO 農業交渉と EPA 交渉の問題、特に関税を原則撤廃をする EPA は、食料自給率 40%を割った国内農業に大きな打撃を与え、地方経済にも深刻な影響を及ぼすと考えられます。

また、国内においては、農業従事者の高齢化、後継者問題、農地の遊休化、輸入拡大に伴う農畜産物の価格低迷による農業所得の減少など、農業の課題は非常に大きいものがあります。

国では、食料・農業・農村基本計画の見直しにより、重要施策の一つとして平成 19 年産から品目横断的経営安定対策、いわゆる日本型直接支払制度が導入されております。

また、北海道においても、昨年３月、第３期北海道農業・農村振興推進計画を策定、道が実施する農業・農村の振興に関する施策の方向が指針として示されております。

さて、本町では、平成５年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を契機に、平成６年におおむね 10 年を見据えて、本町農業の基本的な振興方策を定めた、幕別町農業・農村 21 世紀への道しるべを策定、平成 12 年には見直しを行い、現在に至っていると承知しております。

新たな策定見直しの時期は、今年度中とお聞きしておりますが、昨年２月、管内では唯一合併した町として、新たな観点で策定する必要があると思われますが、どのような視点で策定されようとしているのか、以下、次の点についてお伺いをいたします。

（１）「幕別町農業・農村振興計画」策定、見直しを含めてですけども、基本的な考え方。

二つ目は、幕別町農業、農村をめぐる情勢。現状と課題についてお知らせいただきたい。

三つ目は、21 世紀における幕別町農業・農村の将来像。主に施策の展開です。

以上であります。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　牧野議員のご質問にお答えいたします。

幕別町農業・農村振興計画についてであります。

現行の計画につきましては、今、ご質問の要旨にもありましたように、平成５年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を契機に、平成６年に幕別町農業・農村 21 世紀への道しるべを策定し、その後、

平成７年のWTO参画や平成11年の食料・農業・農村基本法の制定など、農業情勢の変化により見直しを行い、農業新時代幕別町農業・農村振興計画として現在に至っているものであります。

はじめに、農業・農村振興計画の見直しの基本的考え方についてでありますが、大きく二つの視点を基本に考えております。

一つ目には、現計画の内容を基本としながらも、品目横断的経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策など新たな経営安定対策の実施に伴う農業情勢の変化も盛り込んでいくこと。

二つ目には、忠類村との合併により、農業構造が大きく変化いたしましたことから、忠類地域の農業形態の特色を盛り込んでいくことであります。

なお､計画期間は平成20年度から平成24年度までの５年間を考えておりまして､策定に当たっては、ゆとりみらい21推進協議会など関係機関との連携を図り､さらには町内の農業者の意見なども反映されるよう意を用いてまいりたいと考えております。

次に、２点目の幕別町農業、農村をめぐる情勢についてでありますが、本町の農業は土地利用型の大規模畑作農業や自然と共生した酪農･畜産農業を中心に展開し､北海道でも有数の農業生産地域として、安全・安心で良質な農畜産物の供給基地の役割を果たしております。

しかし、昨今の農業情勢に目を向けますと、WTO、FTA交渉の進展や品目横断的経営安定対策など戦後農政の大改革、さらには食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりなど、農業を取り巻く環境は大きく変化いたしております。

そのような中で、農業従事者の減少や高齢化、農業後継者不足、あるいは牛乳の消費低迷による生産調整や農畜産物の価格低迷による経営の悪化など多くの課題も抱えております。

次に、21世紀における幕別町農業・農村の将来像についてであります。

将来に向かっての施策の展開といたしましては、現在の計画が農業担い手支援センターの建設や地図情報システムの整備、あるいは土地基盤整備の推進などハードの整備が主体の計画であったのに対しまして、今回の計画につきましては、それらをより有効に活用したソフト面に力点を置いたものになるよう検討をいたしているところであります。

まず、一つ目は、人に対する視点でありまして、農業従事者の減少や後継者の不足に対応するため、担い手の確保･育成を目的とした｢まくべつ農村アカデミー｣など人材育成にかかわる施策であります。

二つ目は、環境に対する視点でありますが、クリーン農業の推進や農地・水・環境保全向上対策など環境と調和した施策であります。

三つ目は、活力ある地域づくりに対する視点でありまして、具体的には都市の住民が農業に触れ合うグリーンツーリズムの推進や食育の推進など、地域がいきいきと輝く農村づくりであります。

いずれにいたしましても、昨今の厳しい農業情勢の中にあって、本町の農業がより一層発展し、持続していくための指針となるべく、現在策定中の第５期総合計画との整合性を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　牧野茂敏議員。

○９番（牧野茂敏）　それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、基本的な考え方についてでありますが、大きく二つ挙げられておりました。

一つは、品目横断的経営安定対策、農政の大改革のこと。

二つ目は、合併後の本町の農業の方向付けであると伺いますが、特に忠類地域の大酪農農業形態を織り込んでいくということでありますので、私もこの基本的な考え方については、意を同じくするものであります。

したがいまして、この１番目は、基本的に私も賛成をいたしたいと思います。

次に、現状と課題、そして、将来像について、質問をさせていただきます。

平成12年の計画見直しによると、先ほども出たのですけども、今後10年間といいますか、平成22年度のことですね。離農想定戸数約200戸のうち、3，000ヘクタールとありますが、これは現在もその

ように推測されますか。
　その点について、お伺いいたしたいと思います。
○議長（古川　稔）　経済部長。
○経済部長（藤内和三）　先ほどの杉坂議員の質問と重なる部分ございますけれども、数字的な関係でございますので、私の方から答弁をさせていただきます。
　平成12年に見直しをいたしました現在の計画。
　これにつきましては、10年間における離農戸数。これはおおむね200戸という推測をさせていただきました。
　また、農地面積は3，000ヘクタールということでございます。
　当時の状況といたしましては、農林業センサスにおける販売の価格戸数の統計数値が、平成７年、平成12年策定時点までの５カ年。この間では、109戸、実は減少いたしておりました。
　そういったことを踏まえまして、当然、農協の営農計画、農協担当者等のお話もお聞きしながら、最終的には、ゆとりみらい推進協議会。そういった中で協議し、推計したものでございます。
　しかしながら、実際の動きといたしましては、これもセンサスの数字で申し上げますと、平成12年から平成17年の５カ年の減少が、センサスの数字としては67戸でございます。
　計画の見込みより大幅に少なくなっております。大変有り難い数字だなと、私どもとしては思っておりますけども。
　また、最近の状況でございます。
　品目横断等対策ともかかわってまいりますけれども、平成18年度末で離農された方が、幕別地域に限って申し上げますと、17戸と多くなっておりますけども、これは前段申し上げました品目横断の関係から多くなっているものと思っております。
　逆に申し上げますと、この対策の対象になった農家の方、将来に向けて、営農を継続されると思い　ますので、今後、減少はさらに鈍化するのではないかと。そのように私どもとしては現時点においては推測いたしております。
　以上でございます。
○議長（古川　稔）　牧野茂敏議員。
○９番（牧野茂敏）　この傾向は鈍化するというお話でありましたけども、私も平成16年の振興公社のアンケートをちょっと頂いたわけなのですけども、この中で、回答率が70％ぐらいなのですけども、現状維持と拡大をしたいという人が、実に94％の農業者が、これは忠類地区は入っていないのですけども、幕別地区でいるというのはちょっと驚いたわけなのですけども。
　これ、平成16年から５年間の希望ということで出されているわけなのですけども、この間、縮小したり、売買したりしたい人が5.5％ということですから。
　先ほど、経済部長お話のように、確かに鈍化している。これは喜ばしいことなのですけども、そういった意味では、この10年間の離農想定戸数とか、あるいは、農地の流動。これはかなり減ってきているように思います。
　これから策定するわけですから、その辺の数字をある程度正確に掴まえていただいて、策定をしていただきたいと思います。
　二つ目の質問をさせていただきます。
　担い手の確保育成についてでございます。
　農村アカデミーなどで、人材育成、あるいは農業実習などで人材育成をされているところですが、農業者の配偶者確保について伺いたいと思います。
　農業後継者、このアカデミーの中では、振興公社がグリーンパートナー事業というので、農村花嫁対策というのですか。こういうことをやっておられると思います。
　その事業の中で、まず、数字的に、過去３年間でよろしいですから、農業後継者の参加数。あるいは、それがきっかけで成婚されたというような例がありましたらお知らせを頂きたい。わかりましたらお知

らせを頂きたいと思います。
　それから、併せて、町内の未婚の後継者の方々の人数も併せてお願いいたしたいと思います。
○議長（古川　稔）　経済部参事。
○経済部参事（田井啓一）　グリーンパートナー対策事業についてのご質問でございますが、グリーンパートナー対策事業、これは新和にあります農業振興が行っております花嫁対策事業でございまして、年４回の交流事業に企画、あるいは参加をしているというような状況でございます。
　それで、過去３カ年の参加状況でございますが、平成 16 年から 18 年の参加者、３年間で述べ 97 名の方が参加をされているということでございます。
　また、成婚者数につきましては、16 年が 20 組、17 年が 10 組、18 年が 13 組というような状況でございまして、ただ、その中で、交流事業がきっかけとなっている部分につきましては、３カ年で一応５組というように、公社の方では捉えております。
　また、独身後継者の数でございますが、全部で 19 年４月現在でございますが、153 名ということでございます。
　年齢構成の内訳といたしましては、25 歳未満が３割、26 歳から 29 歳までの方が１割、30 歳から 35 歳の方が２割、35 歳を超える方が４割というような構成となっております。
　以上でございます。
○議長（古川　稔）　牧野茂敏議員。
○９番（牧野茂敏）　今、こういった事業で、きっかけで結婚をされたというのが５組ということですね。
　今、153 名と言われたのですけども、本当に私ども農業をする上にはパートナーというのはこれは本当に必要な話でありまして、農業を後継する。それにはやはりパートナーというが大前提になってきます。
　農村青年は特に、出会いの機会が少ないわけですから、そういった意味ではこの事業に私ども期待を大きく寄せたいと思います。
　昨今は余りわからないのですけども、以前、名古屋でしたか、そういった方面との交流もやられていたと思うのですけども、これは、最近は道内、十勝管内ということらしいのですが、この辺のことは、もう行わないということなのですか。道外については。
○議長（古川　稔）　経済部参事。
○経済部参事（田井啓一）　道外事業につきましては、北海道に内定支援センターという組織がございまして、そこが企画をしてということでの事業は、現在も続いておりますが、なかなか、過去、募集をした経過がございますが、参加者が現れなかったという経過もございます。
　そういったことで、現在は取り進めてはおりません。
　グリーンパートナー事業で行っております年４回の交流会の参加ということでございますが、農業後継者で組織されておりますクラブアップルという組織がございますが、その役員会と、投稿者、担い手専属アドバイザーを中心とした公社の職員とで、年３回の交流会の企画実施をしているところでございますが、交流会に参加される女性の方、特に 30 歳を超える高齢の方も数多く参加されているというような状況もございまして、交流会では適当な相手が見つからなかった中でも、公社の担い手専属アドバイザーが間に入りまして、女性の方の希望を聞き、適当な農家さんに紹介をするなど、そういった日常的な業務は精力的に行っているところでございます。
　以上でございます。
○議長（古川　稔）　牧野茂敏議員。
○９番（牧野茂敏）　よくわかりました。
　引き続き、是非ともこういった、通常、こういう事業に乗らなくても見つけられる方はいいのですけども、やはり、振興公社の大きな仕事の一つとしてやっていただきたいと思います。
　では、次の質問にさせていただきます。

グリーンツーリズムなのですけども、先ほどからお話あったのですけども、幕別町でつくっている、まずはグリーンツーリズムに参加している参加農家の数というのは押さえておられますか。
○議長（古川　稔）　農林課長。
○農林課長（菅野勇次）　グリーンツーリズムにおける参加農家戸数の関係でございますけども、グリーンツーリズムの関係につきましては、概念がちょっと、はっきりした概念と申しましょうか、難しいところはあるのですけども、現在、町の方で押さえております参加戸数につきましては、収穫体験農園や農産物の直売所、あるいは農産物の加工体験施設、農家レストランなど、６件ほどの農家の方が活動を実践されているというふうに認識しております。
○議長（古川　稔）　牧野茂敏議員。
○９番（牧野茂敏）　ただいま、６件というお話ありましたけども、先ほどからお話ありますように、活力あるまちづくりを、グリーンツーリズムというのは、やはり推進していかなければならない。
さらには、都市の住民と農業にふれあういわば私は観光の一翼も担っていると思っております。
本町は、先ほどからお話のように、忠類地区の観光が増えた分、大変よくなったのかなとは思いますけども、まだまだ観光に関しては、後進地域のような気がいたします。
それで、今、農村滞在型とかいろんな規制緩和でいろいろなことができるわけですから、これも施策の中に。先ほど頂いた答弁の中では入っていましたけども、これも是非進めていただきたい。
併せて、食育でありますとか地産地消、あるいは、安全で安心な食物というのは、今、全国各地でファーマーズマーケットというのが開設されています。
道外ではほとんどのところにございますし、道内でも道央圏を中心に、ファーマーズマーケットがすごく盛んに行われて、生産者と消費者が直接話をできる、見える品物ができるというようなこともございますので。
本町でも札内農協が試験的に今、始めたとお聞きをしております。
是非、こういった対策も、将来像の中の施策の中にひとつ含んでいただければと思いますけども。
この辺についてはどう思われますか。
○議長（古川　稔）　経済部長。
○経済部長（藤内和三）　今、ご提言いただいた内容については、大変重要な案件であると認識いたしております。
いずれにいたしましても、この策定につきましては、農協関係者も含めて、多くの方の意見を頂いて策定するものであります。そういった中では、こういった問題も提起させていただきながら、いい形の内容となるように努力してまいりたいと思っています。
○議長（古川　稔）　牧野茂敏議員。
○９番（牧野茂敏）　それでは、もう一つ視点を変えまして、農地・水・環境保全対策でございます。
これは、６月定例会で前川議員の方から質問がございましたが、改めて、あれ以降少し変わっていると思いますので、質問をしたいと思います。
参加地区数及び進捗状況合わせて、今出揃っている地区のかかわる、町のかかわる負担金、それらについてお知らせを頂きたいと思います。
○議長（古川　稔）　土地改良課長。
○土地改良課長（角田和彦）　農地・水・環境保全向上対策事業についてでございますけれども、現在のところ、来年度から取組をしたいというように各地域で考えられているということで連絡いただいているのが、公区数でいくと 17 の公区が、取組の地区という形で考えますと、11 の活動組織をつくって取り組んでいきたいというふうに伝え聞いております。
そのほかに、現在、相川地区で取り組むかどうかを検討しているというような話も聞いております。
それで、進捗状況でございますけれども、17 の活動組織のうち、７活動組織が設立総会を終えております。
残る四つの活動地区につきましては、多分来月中ぐらいに設立総会が行われるのではないかというふ

うに考えております。

進捗状況の中でいきますと、今後ですけれども、12 月ぐらいをめどに、その設立された活動組織がどのような活動をするのかというのを煮詰めていって、来年の３月に町と協定を交わすというような形になっていくのだろうというふうに考えております。

あと、町が負担する総事業費の４分の１は町が出すということになっておりますけれども、総事業費でいきますと、これは農地の、農振の農用地面積について単価が決まっておりますので、まだ正式な面積というのは拾っていませんけれども、概算で拾った面積に、その交付金の単価を掛けますと、総額でいきますと１億 4，200 万ぐらいのお金が各地域に交付されるというような形になると思います。

それの４分の１が町の負担ということになりますので、町は 3，500 万円程度を負担するというような形になると思います。

○議長（古川　稔）　牧野茂敏議員。

○９番（牧野茂敏）　手出しが幕別町では 3，500 万ということなのですけども、これは２年ぐらい前には交付税措置をされるのではないかというお話も一時あったのですけども、この辺の話は全然今、ないわけなのでしょうか。

○議長（古川　稔）　土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦）　これにつきましても、昨年の 12 月に、国の方から交付税措置されるということで、特別交付税と普通交付税において、交付税措置するというような話になっております。

○議長（古川　稔）　牧野茂敏議員。

○９番（牧野茂敏）　ありがとうございました。

いろいろこの振興計画にかかわって質問をさせていただいたわけなのですけども、最後に、町長は６月の定例会で、町政執行方針の中で、農業を核に競争力のある産業のまちづくりということを挙げていたわけなのです。

新しく策定される振興計画には、当然町長の意向が強く反映されると思いますので、町長の本町の農業に対する思いを伺って終わりたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　私はどこへ行っても、やっぱり幕別町の基幹産業は農業でありますということを言い続けているわけでありますし、私は農業を核としながら、さらにいろんな分野に農業を媒体として、経済が発展していくことがやっぱり望ましいのだろうというふうに思っております。

特に今年は、幕別町の総合計画の策定時期でもありますので、それらとの整合性もとりながら、本町の農業振興計画をつくっていかなければならないのだろうというふうに思っています。

ただ、一番私ども農業で心配するのは、施策が大きく変わっていく。そしてまた、農業自体は町の施策というよりも、やっぱり国全体の中で施策が構築されていくわけでありますから。そういったものが町としてどういったことがやっていけるのか。

そしてまた、それを国の施策を受けた農業者の皆さんが、どういうふうなことを町に、あるいは国、あるいは行政に望んでいるのか、期待をしているのか。そういったことも含めながら、農業振興、農業行政を進めていかなければならないのだろうという思いでおりますので。

引き続き、皆さんのご意見やご提言を頂く中で、頑張らせていただきたい。そういう思いでおります。

○議長（古川　稔）　以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

この際、16 時 25 分まで休憩をとりたいと思います。

16：13　休憩

16：25　再開

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議、５時以降に延長になる場合もあろうかと思いますが、ご了解を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　それでは、次に、堀川貴庸議員の発言を許します。
堀川貴庸議員。
○５番（堀川貴庸）　通告に基づき、２点にわたり質問させていただきます。
まず、まくべつ遺産の創設であります。
我が町も昨年には開基 110 年を迎えました。
これまで、数世代にわたり、多くの方々のご協力のもとに、すばらしい町を築いていただきました。
さらには、一昨年、忠類村との合併という町史に残る経験もさせてもらいました。
そういった先人たちのご努力により、我が町ならではの歴史・風土、風習や景観といった独創性ある事象、いわゆる「まちのシンボル」が町内各所に残され、そしてそれを、町内外のこれからの世代にも広く理解してもらうことは、町の将来にとっては、非常に有意義なものと考えまして、まくべつ遺産の制度創設を提案するものでございます。
地域史等の学習や再認識を通して、町民同士の交流や魅力あるまちづくり・ひとづくり・ものづくりに結びつくものと思いますけれども、町の見解を伺うものでございます。
続いて、学校施設の環境教育対策に関して。
来年度より札内中学校は現在進行中の２次耐震診断及び実施設計に基づき、大規模修繕が行われる予定となっております。
今、学び舎である校舎には、学習の場としての機能だけではなく、広い意味で学習の教材として、あるいは素材として、利活用される機能も果たすべきと考えます。
まさに地球温暖化が進行していく中で、生徒父兄により一層深く理解してもらうためにも、新しいエネルギーによる施設投資も必要かと思いましたので、町の見解を伺うものでございます。
○議長（古川　稔）　金子教育長。
○教育長（金子隆司）　堀川議員のご質問にお答えいたします。
はじめに、まくべつ遺産の創設についてであります。
本町におきましては、幕別町文化財保護条例に基づきまして、幕別町蝦夷文化考古館の収蔵品と糠内獅子舞の２点を幕別町文化財として指定をさせていただいております。
この２点につきましては、歴史的な価値があり、なおかつ、学術的、文化的要素の強いものでありますので、堀川議員のイメージされているものとは、多少異なる部分があるのではないかというふうに感じておりますが、条例の規定の中には、民俗文化財や記念物の項目もありますことから、いわゆる風俗習慣や名勝地などの指定も可能となっております。
しかしながら、これらの指定に当たりましては、所有者の方々や地域の方々のご協力によります保全、維持などの課題もあり、なかなか指定が難しい状況となっておりますことから、指定するまでには至っていないというのが現状であります。
また、現在、教育委員会といたしましては、過去の遺跡発掘で出土しました遺物のうち、考古学的に貴重なものにつきましては、文化財としての指定を検討いたしております。
さらには、歴史の散歩道として、町内 72 カ所の旧跡地に歴史を紹介する案内板を設置いたしておりますが、忠類地区の追加を検討しているところでもあります。
堀川議員のご質問の要旨を考えますと、文化財保護条例では対応できない、より幅の広いご提案のようにも感じておりますので、今後の在り方につきましては、きっかけづくりの観点から、諮問機関であります文化財審議委員会並びに関係機関の方々の声を広くお聞きしながら検討をしてまいりたいと考えております。
次に、学校施設の環境教育対策についてであります。
21 世紀を生きる子供たちに、環境問題やエネルギー問題について正しい理解を深め、リサイクル活動

などを通しての意識付けや、環境を守るための行動と態度を育てていくことは極めて重要であると認識いたしております。

環境教育においては、持続可能な社会を目指して、単に知識の習得や理解にとどまらず、自ら責任をもって行動できる人材を育むことが大切でありますことから、学校をあげてのクリーン作戦やくりりんセンターを訪ねての環境学習、環境問題をテーマにした壁新聞づくりなど、積極的に取り組んでいるところであります。

ご質問の札内中学校の大規模改造事業についてでありますが、平成 18 年の２月に策定をいたしました幕別町新地域エネルギービジョンにおきまして、二酸化炭素排出量削減の手立ての一つとして、新エネルギーである太陽光発電の導入が想定される施設として、大規模改修に併せて検討し、導入すると位置付けております。

教育委員会といたしましては、この位置付けに沿い、導入の検討を行いましたが、次の理由から導入を断念いたした次第であります。

はじめに、敷地の有効活用を図る観点から、校舎が陸屋根になっていることを活用いたしまして、校舎屋上にソーラーパネルを設置することが可能か検討いたしました。

校舎は、昭和 47 年から 49 年にかけて建設をし、築後 33 年から 35 年を経過しておりますことから、耐震補強工事を施さなくてはならない状況にあります。

そこで、現状ではソーラーパネルを屋上に設置するに耐えうるだけの耐力が構造計算上、確保できておりませんので、今回、耐震工事の施工に併せて耐力を確保しようとした場合、設置しない場合に比べて、概算ではありますが、さらに 5，000 万円以上の工事費を要するということであり、屋上等の設置については断念した次第であります。

また、校舎の南側の地上に設置することは可能かどうか検討をいたしました。札内中学校は、南北に２棟の教室棟がありますが、いずれも、生徒玄関に面していたり、重油の地下タンクがあったり、白樺の木が生い茂り十分な採光を確保することが困難であったりと、適切な場所をなかなか確保することが困難でありました。

加えまして、設置が可能と思われた校地内の限られた緑地につきましては、学校との協議におきまして、生徒の集会や吹奏楽部の練習場所になっていること。あるいは、管理上の問題などから、学校としては緑地として保持し続けたいとの意向が示され、地上に設置することについても断念したものであります。

以上の点から、新エネルギー導入の意義を理解しながらも、今回の札内中学校の大規模改造事業におきましては、導入を見送ったところでありますので、ご理解を頂きますよう、お願いを申し上げます。

以上で、堀川議員のご質問に対するご答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　堀川貴庸議員。

○５番（堀川貴庸）　それでは、再質問をさせていただきます。

幕別遺産にかかわって、先ほどの答弁の中では、教育委員会の所管ということで、文化財の保護について、答弁で触れられておりましたので、まず、そちらからお尋ねしたいと思います。

蝦夷文化考古館の収蔵品、それから、糠内の獅子舞の２点を文化財としているという答弁でしたが、指定に当たっては、さらにいろんな事情があって難しい状況だというふうな答弁でした。

ただ、指定までいかなくても、かなりの数が候補に挙がっているのではないかなというふうに推察されますので、まず、そもそも候補に挙がっているものはどれくらいあったのか。

また、今回、忠類村との合併も終わりまして、歴史の散歩道の方でも追加の検討をしているというふうに答弁されておりましたけれども、こういった文化財の保護について、追加の検討がなされているかどうか。お伺いをしたいと思います。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　文化財の指定につきましては、この条例ができ上がりましたときに、この二つを指定をさせていただいた経過がございます。

その後につきましては、一つも増えていないわけでありますが、先ほど申し上げましたように、指定をするとなれば、その維持保全にかかわっての整理をしなければならない。

そんなことから、指定には至っておりませんけども、かなりの年数が経っております。

毎年、この文化財の保護の審査会、委員会は、年に１回、委員会として開催されます。その委員会と開催される前に、その委員はいろいろな場所を見て歩いたり、他町村にも勉強に行ってもらったりというようなことが行われておりますが、今のところ、指定に至る具体的なものとしては、出てきていない。比較対象をしている、いろんな条件を確認し合っているというようなことでご理解をいただければと思います。

それから、忠類の追加の関係につきましては、ご答弁申し上げましたように、早急に指定すべく精査をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（古川　稔）　堀川貴庸議員。

○５番（堀川貴庸）　審査会の方でも、年に１回現地調査なり、あるいは、研修を重ねられているということでしたので、町の将来にとって、異議のあるものを、いろんな難しい面もあろうかと思いますけれども、生涯学習の見地からも、努力に期待したいというふうに思います。

ちょっと視点は変わりますけれども、地域史という観点からちょっと考えたいと思うのですけれども、これは私のあくまで経験なのですけれども。

小学校時代に、当時は私は帯広に住んでいたのですが、小学校の中学年のときに、帯広という教材を社会科の授業の中で、１年間びっしりとオベリベリの由来ですとかいろんなことで、産業史であったり風土史であったり、勉強してきたのですけれども、非常に、知らないうちに慣れ親しんできたという経緯があります。

今現在、幕別町の教育現場においては、どういった感じになっているか、状況についてお聞かせください。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　帯広市さんで出しております、恐らく社会科における共同副読本ですね。私どもの幕別という副読本になりますけれども、幕別の教育研究所。各学校からそれなりの方に出ていただきまして、これはもう既にでき上がっておりまして、５年くらいでしょうか。一度見直しをしながらつくり変えております。

そこの中には、当然、幕別にふさわしい幕別らしさといいますか。そういうものに係る資料、教材として掲載いたしております。

○議長（古川　稔）　堀川貴庸議員。

○５番（堀川貴庸）　今の教育長の答弁の中に、幕別らしさという言葉が出てきたものですから。

これは非常にいい表現だなと。この幕別らしさを存分に教育の現場の中でも発揮していただきたいなというふうに思います。

今回、幕別遺産ということで、遺産という言葉を使わせてもらいました。

遺産というと、北海道を見渡したときに、ちょうど一昨年、知床地域を中心として、世界遺産として認定された。

歩いているひぐまの姿も含めて、その景観の一部として、非常に私としては、道外の友人知人にも興味をそそるような話を聞いています。

今回、提案させてもらったのも、隣接の近隣の芽室町が芽室遺産として、たまたまスタートしたものですから、そのときの新聞の記事を見て、非常にサプライズといいますか、先を越されてしまったなという思いもあったのですけれども、今回、たまたま教育委員会の方から答弁なものですから、この話は教育委員会だけにとどまらないことだと思いますけれども、もし検討をしていただけるならば、どういった形で進めることが可能なのか。今、教育長の頭の中にあるストーリー的なものが、お話しできるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　今、北海道遺産のお話もございました。

北海道遺産の今までの成り立ちといいますか、経緯をみますと、行政指導で、その構想をお持ちになった。民間の方々を入れて、その審議をしていく過程において、行政主導であってはならないと。地域主導でなければならないというようなことから、今の北海道遺産の形がつくられました。

私どもがお答えしておりますのは、いわゆるきっかけづくりということで申し上げました。

本来ですと、地域の方々からそういう思いが、幕別らしさというものがあがった地域の遺産、そういう形でご提案されるのが、あるいは地域を守っていくと。そういう条件の整ったところから、一つの大きな芽室遺産につながるような議論ができるのではないかというふうに考えておりますけども。

今のところは、白紙の状況でもありますし、前段お答えをいたしましたように、文化財の保護条例の中で、競合する部分が出てまいります。

それをまず整備すること。それから、町として、教育委員会ばかりでなくて、町としてどういう位置付けにしていくかということの整理、きっかけの場ということで、この審議委員会を活用させていただきたいというふうに思ったところであります。

なお、今までの一般的な遺産というイメージにつきましては、いわゆる過去を背負った歴史等々ございますけども、過去のものという、そういうイメージが実は強いわけであります。

しかしながら、今、北海道遺産の基本的な考え方につきましては、将来に残すべき遺産という概念。例えば、芽室町でいいますと、ゲートボールでありますとか、それから、南北線の防風林でありますとか、かしわの木だとかですね。将来にも残したいと。そういう思いがあるものという観点に変わっておりますので、文化財の保護条例とは基本的に、基本的なものは同じなのでしょうけども、ちょっと包み込んでいるところが違う。イメージが違うということだろうと思います。

しかしながら、そのことの整理も含めて、きっかけづくりにしたい。こんなふうに思っております。

○議長（古川　稔）　堀川貴庸議員。

○５番（堀川貴庸）　今回の提案について、もう１回重ねて申し上げたいというふうに思いますけれども、そもそもこの、なぜ、提案させてもらったのかというふうになると、今まで幕別町に足りないものというと、話題性だとか、あるいはいろんなところから出てくるであろうとアピール性が、いささか足りないのではないかなと。そんなふうに考えまして、今回の制度の提案で質問させていただいております。

将来に残していくものという表現も、ちょっとまた硬い表現になろうかと思いますので、今回、私が考えたのは、有形無形問わず、やはり特に自分だけのものというのでしょうか。味だとか香りだとか、あるいは、夕方の景色だとか。そういったほんのちょっとしたことが、その人その人からいろんな思いで伝わってきて、また別な人、別な人に伝わっていく。

そういって情報を共有したり、あるいは共感したりということが次のまちづくりにつながるのではないかなと。そんなふうに考えさせてもらいました。

もし、一人一人からアイデアや思いが出てくるのであれば、１年 365 日あるわけですから、今、２万 7，000 越える人口の、365 日で割り返しますと、本当に何十年と先まで毎日いろんなものが、我々としては挙がってくるのではないか。

その中で、来月で当町は開基 111 年、１が三つ揃って、たまたま三つ揃うのですけれども、あくまでナンバー１を目指すのでなくて、幕別町はオンリー１だという気持ちでもって、何か考えていただきたいなと。検討していただきたいなというふうに思います。

その辺で、重ねて質問させてもらったのですが、もう一度、教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　お気持ちは十分伝わってまいります。

今のような観点で、芽室町さんも公募をいたしました。140 件あったそうであります。

そのうち選定されましたのは６件ですから、私が先ほど申し上げました、そのらしさ、あるいは思い入れ。それぞれ違うと思います。

したがって、140 件も出てきたのだろうというふうに思いますが、そういうものだっていいと思います。

そのことを考える、見つけ出そうと。そういう気持ちが、それを機会にして出てきたということが、ある意味では意味を持つわけであります。

結果として、どのくらいの数。これはもう別な問題だというふうに思いますので、それをつくり上げていく過程。行政が先導する。きっかけは行政でしょうけれども、やっぱり地域の力。皆さんのこれから維持し、そして保全をしていくということがなければ、その場だけのものになりますので。

未来永劫に伝えていけるような、そういう種目。今までの観点とは別に、思いいれのある、そういうものが指定されていくのかなという。指定するとなればですね。それはやっぱり、それなりのバックボーンを持たなければなりませんから。それは条例なり要綱なり、いろんな形があろうと思いますけども、それは審議委員会の方でも検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　堀川貴庸議員。

○５番（堀川貴庸）　以上で、幕別遺産のことについては、終わらせていただきます。

続きましては、教育施設の関係に移りますけれども。

過日、教育の日だったと思います。

札内中学校を実際に訪問させていただきました。

校長先生をはじめ、非常に熱心な教育指導体制がとられているなというふうに、特にその場では、生徒ですとか父母の方ですか、非常に綿密な情報交換がなされていて、学校という場においての経営というものが伝わってきたような、受け取れたような気持ちでおります。

非常にこれからも期待をしたいと思いますし、敬意を表したいというふうにも思っています。

この教育問題同様に、今回取り上げましたように、施設の改善充実についても、非常に課題を多く抱えておられました。

たまたま今回はこの耐震化工事のために、いろんな準備がなされているというふうなことは知ってはおりますけれども、設備の更新等も含んだ大規模改造になるのだろうというふうに思っていますので。

かなりの金額が予算化されると思いますけれども、そもそも、この耐震化工事ではなくて、建て替えという形での議論が、今までも同僚議員が質問されたかと思いますけれども、もう一度改めてお伺いしますけれども、建て替えという検討がなされたかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　今回実施いたしますのは、いわゆる耐震工事並びに大規模改造事業ということであります。

およそ４億程度の総事業費を見込んでおります。

これは総合計画上でありますから、ローリングによって変わっていく可能性ありますけれども、２カ年の継続事業としての４億程度。そのうち、いわゆる耐震については、およそ１億程度。多くても。5,000 万から１億というような試算で、今現在詰めておりますけども。

大半が、額から想像されますように、改造事業が主であります。

もっと改造事業早くしたかったのですが、これはやっぱりいろいろな予算の関係がございまして、耐震と併せてやることが一番効率的ではないかというようなことから、現在に至ったという経過であります。

札内中学校の改修というよりも、別地に新築するというようなことのお問いかけかと思いますけれども、学校の施設というのは、それぞれ補助金が入り、学校の体力度等含める年数というのがございます。

そういうことからいきますと、年数は 33 年から 35 年でありますけども、そこを議論するほどの年数が経っていないということが根本にありましたので、そういった建て替えの議論はいたしておりません。

今回の大規模改造につきましても、少なくとも、10 年以上の耐用年数が延びるという前提がなければいけませんので、そのような前提で、あと 20 年、30 年はという思いで、それなりの額になったのではないかなというふうに思っております。

当然として、三十数年も経過いたしますと、ボイラーをはじめ、水道管の腐食、それから、断熱もそのときとは全く違いますので、省エネの関係も含めた事業内容にしていきたいということで、現在詰めていることになっております。

いずれにいたしましても、その新築するということには、なかなか。単費でつくるのは別ですけども、そうはなりませんので、しかるべき補助事業でもって実施をしようということになりますと、国の基準からいいますと、それは考える余地もないぐらいの、まだまだというところであります。

○議長（古川　稔）　堀川貴庸議員。

○５番（堀川貴庸）　耐用年数のことも承知の上で、今、お尋ねさせていただきました。

校区の自由化によって、生徒の数もいろいろと推移を見守る必要もあるでしょうし、特別支援学級のこともありましたので、ちょっと教室の数が少なさそうに見えましたし。耐用年数の上からも、もし　可能であればと思ってお伺いさせていただきました。

環境問題に関しても、町としてはエネルギービジョンや何やらでいろんな取組なされていまして、特にこの８月は、本当に暑い日が続いて、道民にとっては短い夏を楽しむどころか、逆に苦しむような暑さ対策までしなくてはならないような状況だったと思います。

これも一つの地球温暖化と言っていいのかどうかはわかりませんけれども、いろんな各地、それから、各界で環境対策が打ち出されておりますので、これをどうにか教育の方に取り入れられないかというふうに思いました。

来年ですか、洞爺の方でも環境サミットと呼ばれるサミットが開催される予定ですので、これからの国内の環境に対する啓蒙もより一層広がるのかなというふうにも思っています。

この問題に関しては、やはり老若男女問わないわけなのですけれども、特にこれからの時代を担う生徒たちを対象に、やっぱり教育を通して認識してもらうということは、重要なのだろうというふうに思います。

先ほどの答弁の中には、ソーラーパネルについては断念をされた経緯、触れられていました。

ただ、新しいエネルギーというのは、ソーラーパネルだけではないのだろうというふうに思います。

エネルギービジョンの中で、新エネルギーの導入の可能性というページを見ると、ソーラーパネル以外に、太陽熱ですとか、立地的ないろんな条件はあろうかと思いますけれど、風力ですとか、それから、地熱を利用したものだとか。あるいは、雪表熱というのですか。いろんな環境に配慮した新しいエネルギーを生み出すようなことが考えられていましたので、もし、取り入れられるようでしたら、これらも検討課題にやはり入れていただいて、生徒父兄に幅広く知ってもらうのも重要かなというふうに思います。

この点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　前段の学校の規模ですね。あそこは 18 学級で整備したものでありまして、現在、１年生が３学級、２年生が３学級、３年生が４学級、普通学級が 10 学級と特別支援教室が２学級ということですから、12 学級ということになるわけですが、物理的には間に合うと仮に北小の子供たちが全部札中を選択したとしても間に合うというそういう推計のもとで、その自由選択制を選択をしたと。決定をしたという経過もあります。

そのことはそれでよろしいのですが、いわゆる温暖化対策にかかわって、非常に今、地球規模的な問題になろうとしておりますし、サミットも開催されるというようなことから、いろんな機運が盛り上がってまいりました。

私どもの町は、平成 17 年に、いわゆる省エネビジョンというものを、NEDO の補助金、100％補助でありましたけれども、省エネという概念のビジョンをつくらせていただきました。

翌年には、NEDO の方のご理解を頂きまして、新地域エネルギービジョン、新しいエネルギーにかかわる町の施策のありようについて、検討させていただきました。

その際には、いろんな今、お答えがありましたけども、風力があり、あるいは、ヒートポンプがあり、

あるいは、自家発電等、バイオマス等々あります。

それらに今、考える新しいエネルギーを確保するという観点から、具体的にどういうところが、どういう施設が、何に持ってもらうか。それから、どういう手法が効率的であって有効であるのか。

こういう観点から、専門家にこれは委託しておりますので。もちろん委員の皆さんにもチェックをしていただきましたけれども。

その中で順位を決めて、これから行われる施設整備においては、このことの方が有効だと。いろんな種類はあるけれども。ということですので、私どもとしては、その計画書にあります太陽光についての検討をさせていただいたということでありまして、そういうことからしますと、既に検討が終わっていると。他の新エネにかかわる検討は、当然としてしていないということでございます。

○議長（古川　稔）　堀川貴庸議員。

○５番（堀川貴庸）　ちょうどチャイムも鳴ったので、これで最後にしたいと思いますけれども。

ほかの新しい新エネルギーといいましょうか、ほかの方法についてはアンケートされていないということでしたので、ビジョンに基づいていくと、もう少ししていただければ、雰囲気の盛り上がりにつながっていくのかなというふうに思うのですけど。

それはそれとして、では、ソーラーパネルの導入については、では、札内中学校だけではなくて、ほかの教育施設や何かは、以前にも同僚議員、聞いているかもしれませんけれど、どうなのでしょう。

例えば、札内東中学校に行くですとか、あるいは、ほかの社会教育施設の方に導入するとか。

たくさんのこれも多額の予算が必要となりますから、非常に慎重に検討していただかなくてはならないとは思うのですけれども、町内的な盛り上がりというものを見せるためには、何か必要かなというふうにも思います。

いかがなものでしょうか。

あと、ちょっと一言だけ、学級の関係では、これは校長先生言っていましたけれど、一つの教室を二つに割ったそうです。そのときの間仕切りの予算がなかなか出てこなくて、現場の先生たちで対応されたというふうにも言っていましたので。

もし、何かの形でまた要望があれば、随時要望に対して検討していただきたいなというふうに思います。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　意識の高揚にかかわるソーラーの関係で申し上げますと、私どもがちょっとお伺いするのはどうかと思いますが、現状、共通した認識を持っている予算というものがありますので、その中で承知しておりますのは、この地域新エネルギービジョンの中でも明記されておりましたけれども、さかえ保育所に対する同じような観点。

したがいまして、今回のさかえ保育所の建設に当たっては、およそ 2，000 万程度かかったかと思いますけども、予算措置がなされて、今現在稼動しているという状況であります。

それと同じベースのところに、耐震改修に伴って設置すべしということでありましたが、先ほど申し上げました理由の中から、実施を見送ったということであります。

その他、東中も含めて、そういう設備をしているところはありません。

しかし、環境教育という観点でいいますと、申し上げましたように、いろんなそのリサイクル運動だとか壁新聞だとか、いろんなことを学校で意識付けをしております。

見える形は一番望ましいかもしれませんけども、それは費用対効果というのをこういうところで使っていいのかどうかわかりませんけども、意識付けにおいては、大事なものであろうことは十分承知しながらも、限られた予算の中で、どう効率的に、有効に使っていくかということになれば、私どもとしては、苦しいながらも断念せざるを得なかったということであります。

なお、学校の要望につきましては、昔と違いまして、ある程度贅沢に使っているという仕組みがあります。

したがって、学校の要望を聞きますと、これもあれもということになりますけども、物理的には間に

合う計算になります。

恐らく、特別支援教室なんかは、中学校でいくと、およそ1教室60平米ぐらいですから、半分にしまして、30平米程度のスペースを確保しながら実施をしているのが現状だろうと思います。

そのことによって、教室は足りませんが、スペース的には、およそ充足されているのではないかと、私はそう思っておりますが、引き続き、学校の要望には、できることとできないことありますけれども、お聞きしながら、学校施設の整備充実に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

［延会］

○議長（古川　稔）　この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17：06　閉会

第３回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成19年第３回幕別町議会定例会

（平成19年９月14日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第１　会議録署名議員の指名

４　藤原　孟　　５　堀川貴庸　　６　前川雅志

（諸般の報告）

日程第２　一般質問

日程第３　議案第47号　幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例

日程第４　議案第48号　幕別町土地開発公社定款の変更について

日程第５　議案第49号　幕別町辺地総合整備計画の策定について

日程第６　議案第50号　幕別町辺地総合整備計画の変更について

日程第７　議案第51号　平成19年度幕別町一般会計補正予算（第２号）

日程第８　議案第52号　平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第53号　平成19年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議案第54号　平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第２号）

日程第11　議案第55号　平成19年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）

日程第12　議案第56号　平成19年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）

会　議　録

平成19年第３回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　平成19年９月14日

２　招集の場所　　幕別町役場５階議事堂

３　開会・開議　　９月14日　10時00分宣告

４　応 集 議 員　　全議員

５　出 席 議 員　　（20名）

議長　　古川　稔

副議長　千葉幹雄

１　中橋友子	２　谷口和弥	３　斉藤喜志雄	４　藤原　孟	５　堀川貴庸
６　前川雅志	７　野原恵子	８　増田武夫	９　牧野茂敏	10　前川敏春
11　中野敏勝	12　乾　邦廣	13　芳滝　仁	14　永井繁樹	15　杉山晴夫
16　大野和政	17　杉坂達男	18　助川順一		

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町　　長　岡田和夫	副　町　長　高橋平明
副　町　長　遠藤清一	教　育　長　金子隆司
教育委員長　林　郁夫	代表監査委員　市川富美男
会計管理者　管　好弘	総務部長　増子一馬
経済部長　藤内和三	民生部長　新屋敷清志
企画室長　佐藤昌親	建設部長　高橋政雄
忠類総合支所長　川島博美	札内支所長　熊谷直則
教育部長　水谷幸雄	総務課長　川瀬俊彦
糠内出張所長　中川輝彦	企画室参事　羽磨知成
福祉課長　米川伸宣	町民課長　田村修一
農林課長　菅野勇次	商工観光課長　八代芳雄
経済部参事　田井啓一	土木課長　佐藤和義
車両センター所長　森　範康	地域振興課長　姉崎二三男
保健福祉課長　野坂正美	経済課長　飯田晴義
学校教育課長　伊藤博明	生涯学習課長　長谷　繁
図書館長　平野利夫	

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　堂前芳昭　　課長　横山義嗣　　係長　國安弘昭

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

４　藤原　孟　　５　堀川貴庸　　６　前川雅志

議事の経過

（平成 19 年９月 14 日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣言］
○議長（古川　稔）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］
○議長（古川　稔）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（古川　稔）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　本日の会議録署名議員に、４番藤原議員、５番堀川議員、６番前川雅志議員を指名いたします。

［一般質問］
○議長（古川　稔）　日程第２、一般質問を行います。
　昨日に引き続き、一般質問を行います。
　なお、各議員の１回目の質問は、演壇にて発言し、再質問以降は副演壇で行います。
　また、質問される各議員の持ち時間は、答弁を含めて 60 分以内です。
　最初に、増田武夫議員の発言を許します。
　増田武夫議員。
○８番（増田武夫）　それでは、通告に基づきまして、町長に一般質問を行いたいと思います。
　まず、質問の１番目、第５期総合計画についてでございます。
　現在第５期総合計画の策定作業が進められておりますけれども、次の計画がまちづくりの指針としての役割を果たすことができるようになるためには、第４期総合計画の総括をする必要があると思います。
　その上に立って、よりよい計画となるよう最善を尽くさなければなりません。反省点の要となるのは、人口増の計画を達成できなかったことに象徴されるまちづくりの在り方にあるのではないでしょうか。６月の定例会でも、幕別、音更、芽室三町で唯一人口減に転じたことを指摘され、定住対策、雇用対策などを計画に位置付けることが求められました。
　幕別、音更、芽室の三町は、帯広市に隣接する町として、同じような条件にありながら、本町の人口が減り始めたことを、我々は重く受け止めなければなりません。
　第５期総合計画策定するに当たって、次の点について伺いたいと思います。
　一つは、第４期総合計画では、平成 22 年に人口２万 8，500 人と大幅な人口増が想定されていました。
　平成 19 年に置き換えますと、２万 7，325 人となります。
　しかし、今年７月現在の人口は、忠類も含めて、同じように２万 7，335 人でありました。
　しかも、帯広市近郊三町でただ一つ人口が減り始めたことについて、その原因がどこにあると分析しておられるか、お伺いしたいと思います。
　２番目、町の基本となる人口を維持あるいは増加させるには、定住支援、雇用の拡大と同時に、魅力あるまちづくりが重要と考えます。
　魅力あるまちづくりのために、積極的に取り組むべき課題として、一つは、医療・保育・環境など、子育て支援の強化。
　二つ目には、高齢者・低所得者に対する生活支援の強化などに努力することが、住みやすい町にす

るための重要な要素だと考えます。

これからのまちづくりに、また第５期総合計画にこれらをどのように具体化していくのか、伺いたいと思います。

２番目の問題であります。

障害者や高齢者にやさしいまちづくりをすることについてであります。

幕別町の高齢化率も年々高くなりまして、高齢者が活発に社会参加できる条件の整備が必要であります。

また、障害者も自由に外出できるまちづくりが求められています。

忠類地域では、旧忠類村で助成したこともありまして、電動三輪車、電動四輪車の普及が著しく、外出の手助けになっておりまして、市街地でよく見かけるようになってまいりました。

こうした社会状況に応えたやさしいまちにしていくためには、次のようなことに積極的に取り組むことが必要であると考えます。

一つは、歩行によって、また、車椅子や電動三輪車・四輪車などで、高齢者や障害者が自由に外出できるように、街全体のバリアフリー化に努める必要があります。

しかし、歩道の整備、段差の解消など当事者の立場に立った取組が遅れていると思いますが、いかがでしょうか。

二つ目、障害者用のトイレの整備をもっと充実させると同時に、その存在を示す標識の設置がほとんどされておりません。設置すべきと思いますが、どうでしょうか。

三つ目の問題でございます。

道路の維持管理についてでございます。

最近、国道や道道、町道を問わず、路肩の草刈りでありますとか、歩道と車道などの除草などが十分に行われているとは言えない状況にあります。交通安全の点からも、道路の傷みを防ぎ、将来のより大きな負担とならないようにするためにも、道路の維持管理にもっと力を入れる必要があると考えます。

町道の管理の見直しを求めると同時に、国、道に対しても要請してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、第５期総合計画についてであります。

先の行政報告でも申し上げましたが、平成 20 年度から 29 年度を計画期間といたします第５期幕別町総合計画につきましては、現在、素案作成の最終段階を迎え、今後、先に設置いたしました審議会での審議、答申を経て成案といたしたいと考えているところであります。

ご質問の１点目の人口が減り始めた原因の分析についてでありますが、第４期幕別町総合計画では、目標年次であります平成 22 年度の人口を、基準年度の平成 12 年度より約 4，000 人増の２万 8，500 人と想定いたしておりましたが、計画の中間期であります平成 17 年の国勢調査では、約 500 人増の２万 5，083 人にとどまった状況であります。

単純計算では、計画では中間期で 2,000 人の増を想定いたしておりますことから、達成度としては、25％ということになります。

また、最近の本町の人口動態の状況を見ますと、住民基本台帳での旧忠類村の人口を合わせた数字になりますが、一貫して増加をしていた人口が、増減を繰り返しながら緩やかな右肩下がりで推移し、本年３月末では、２万 7，445 人となりました。前年同期からしますと 37 人下回る結果となっております。

自然増減では、最近は少子化の影響が顕著に見られ、平成 15 年度からは死亡数が出生者数を上回っている状況にありまして、また、転入や転出などの、いわゆる社会増減では、これまで社会増が続い

ていたものが、昨年度は社会減に転じております。

帯広圏では、お話ありましたように音更町、芽室町が人口が伸び続けている中で、本町がわずかとはいえ減少に転じた理由についてでありますけれども、大きくは、西帯広や稲田地区、木野地区において、広い駐車場を有する複数の郊外型商業施設の進出により、日常生活の利便性を求める人たちの需要に応える環境となったことを背景に、住宅地の供給の面で、２町が優位性を保っていることであろうというふうに考えております。

土地の売買価格が本町と同程度の音更町には、商業施設や飲食施設など数多く進出し、日常生活の利便性が魅力となっております。

また、芽室町では、商業施設などの出店が進んでいる西帯広地区に隣接していることに加え、低廉な価格で土地が販売されていることが大きな魅力となっているものと考えております。

さらに、両町ともに、農業関連の大規模な工場を有するなど、雇用の場がある程度充足していることも一つの要因であろうと思っております。

これらに対して、本町においても、民間事業者による区画整理などにより宅地の分譲が行われてはおりますが、利便性や価格、雇用の面などにおいて、音更町、芽室町の優位性に阻まれている状況もあるものと推察いたしております。

ご承知のとおり、国全体としては、人口減少の時代に入り、本町においても、かつてのような大幅な人口の増を図ることは難しい状況にあるのだろうというふうに思っておりますが、定住人口の拡大に向け、具体的な施策について検討をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の２点目の総合計画における子育て支援や生活支援の強化等についてであります。

ご質問にありますように、人口を維持、あるいは増加させるためには、住みやすい、魅力ある町を目指すことにつきましては、増田議員と意を同じくするところであり、これまでも、また今後もこのことが、まちづくりの究極の目的であろうと考えております。

一つ目の、子育て支援の強化につきましては、今後のまちづくりを進めていく上で、最も重点をおかなければならない施策の一つであろうというふうに考えております。

このことから、次期総合計画におきましては、これまでの保育を中心とした児童福祉という観点を、安心して子供を産み、育てることができる子育て支援に改めまして、その位置付けを明確なものといたしたいというふうに考えております。

基本的な施策の方向といたしましては、家庭における子育てへの支援、保育施設・環境の整備、保育サービスの充実、児童擁護の充実、地域における子育て環境の充実などを柱にしてまいりたいというふうに考えております。

具体的な施策につきましては、現在の施策は平成 17 年度からスタートいたしました幕別町次世代育成支援行動計画に基づいておりますので、平成 21 年度に予定いたしております見直しの中でも検討してまいりたいというふうに考えております。

２つ目の、高齢者、低所得者に対する生活支援の強化についてでありますが、超高齢社会の到来、核家族化の進展、長引く景気の低迷などを要因に、社会的に弱い立場にある方が増えており、これらの人たちの中には、様々な問題に直面しながら、その対応に不安を抱えている人も少なくはないものと考えております。

このような方たちには、行政といたしましては、経済的支援としては生活保護措置などをはじめ、各種税や料金の軽減・減免措置を講じているところでありますが、国や地方自治体の財政状況を考えますと、これらの措置の拡大や一律的な新たな支援の創設については、なかなか困難な状況にあるものというふうに考えております。

したがいまして、次期の総合計画においては、これらの社会的に弱い立場にある人たちが、それぞれの地域の中で安心して、自立した生活ができるよう、町民の福祉意識を高めるとともに、地域、福祉団体、行政が連携し共に支え合う地域福祉の環境づくりに重点をおく必要があるものと考えております。

また、就労、生活などの相談体制の充実を図り、個々の事情の把握に努め、必要な措置を講ずることにも意を用いていかなければならないものと思っております。

次に、障害者・高齢者にやさしいまちづくりについてであります。

１点目の歩道の整備・段差の解消についてでありますが、街のバリアフリー化に伴う歩道整備、あるいは段差の解消の取組につきましては、交通バリアフリー法が平成 12 年度に制定され、平成 13 年度にはこれに基づいて道路構造令も改正され、道路整備の際には高齢化社会を踏まえた子供たちや高齢者・障害者などのいわゆる交通弱者といわれる方々をはじめ、一般歩行者にも配慮した段差の解消や幅員の確保等の基準の制定がなされたところであります。

この後の道路整備に当たりましては､道路改良整備時又は２次改修整備時に生活道路の縁石の変更、段差勾配の改善、札内駅施設においては、誘導点字ブロック、あるいはエレベーター、あるいは斜路階段などの基準に沿ったバリアフリー化に努めているところであります。

今後におきましても道路整備のほか、公園や公共施設整備等に当たりましても、誰もが安全で利用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者用のトイレの整備充実と、標識の設置についてであります。

現在、町内の公共施設におきましては、公園や小・中学校を含む 57 施設に 75 カ所の障害者用トイレが設置されており、建設年度が比較的新しい施設では整備が進んでいるのに対し、建設年度の古い施設においては、やや整備が遅れている状況にあります。

昨年度、幕別町障害福祉計画を策定する際に実施いたしました障害者の皆さんに対するアンケート調査の中にも、障害者用トイレの整備促進に関する要望がございましたが、障害者自立支援法の施行により、今後、施設入所されている障害者の地域移行が進むものと想定され、地域で生活する障害者の方が増加することが見込まれております。

障害者の方が、住み慣れた家庭や地域社会において、安心し自立した生活が営めるようにするためには、住民の皆さん方のご協力やボランティア活動の実施など、地域ぐるみで支え合い、障害者にやさしいまちづくりを進めることが必要であります。

このようなことから、厳しい財政状況下ではありますが、施設の利用状況や利用者の生活スタイルなども考慮した上で、整備が必要な施設につきましては、障害者用トイレや、高齢者や妊産婦などにも配慮した多目的トイレの整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、障害者用トイレの標識の設置状況についてでありますが、現状では、玄関入り口の館内図への表示やトイレの入り口付近、あるいは、ドアへの表示など、施設ごとにその表示方法は異なっておりますが、利用者に対して必要な表示をいたしております。

今後の取組といたしましては、利用者にとって、より分かりやすい表示方法の工夫に努めるとともに、公共施設における障害者用トイレの設置状況を広報に掲載するなど、周知活動にも努めてまいりたいと考えております。

次に、道路の維持管理についてであります。

本町の町道の路肩の草刈りにつきましては、専用機械３台により、主要町道を中心に 27 路線、約 126 キロメートルを年３回、その他の町道 232 路線、519 キロメートルを年２回など、計画的に実施いたしているほか、道路パトロールの際に、交通安全上危険と思われる交差点やカーブ等につきましては、その都度、草刈りを行っているところであります。

また、市街地内の除草につきましては、社会福祉協議会に委託し、高齢者就労センターにより、主として植樹桝内の除草作業に合わせ、歩道縁石の除草・清掃等も行っているところであります。

ご指摘いただきましたように、舗装の割れ目からの草の繁茂により、道路の傷みが進むのは確かであります。これらの除草には、刈り払い機あるいは手作業による作業となりますことから、限られた予算の中ではありますが、今後とも草刈・除草など維持管理に意を用いて参りたいと考えております。

なお、国や道に対しましても、道路維持・管理のほか、観光及び景観美化の観点からも、草刈り、除草等について、さらに要望をいたしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、増田議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　増田武夫議員。

○８番（増田武夫）　それでは、質問の１番目から再質問させていただきたいと思います。

第５期総合計画の策定の関係についてでありますけれども、まず、総括をする必要があるのではないかということで、お尋ねしたわけでありますけれども、人口の減、これはやはり非常に大きな問題でないかというふうに思います。

ただいま、町長が、今年の３月末で 37 人の減だというお話でありましたけれども、７月末の時点での、昨年の７月末との比較では、161 人の減になって、その速度がさらに加速されているというような印象も受けるわけであります。

答弁の中で、死亡数が出生数を上回った点、社会減に転じてしまったという点。これは魅力的なまちづくりの問題だというふうに思います。

さらに、農業関連の大規模な工場の進出などの雇用の場の問題でありますけれども、これは前回、６月の定例会でも指摘された点だというふうに思います。

こうした魅力的なまちづくりでありますとか、雇用の場の確保などに積極的にやはり取り組んでいく必要があるのではないか。そうした点では、積極的な姿勢が欠けているのではないかというふうに思うわけです。

合併協議の中でも、法定協議会の中で、人口は年に 250 人以上ずつ増えていくと。そういう想定がなされまして、そして、様々な財政シミュレーションなども行われたわけでありますけれども、その際にも、法定協議会に入って、人口増が 2，100 人ほど減らされて、その想定がしなおされたという経緯があります。

その際の財政シミュレーションでは、2，100 人人口を減らすシミュレーションもした。人口の変化だけで最終年度の基金算高は約 36 億円減らさざるを得ない想定になっているわけであります。

それほどに人口というものが、地方交付税に与える影響が大きいわけです。

地方交付税の算定の仕方が変えられてきております。

そして、人口と面積にシフトされようとしているわけでありますけれども、そうしたことを考えましても、やはり、この合併を進めた一つの要因である財政的に維持していかれるのだというその根幹にもかかわってくるような問題として、人口減の問題があるのではないかというふうに思うわけですけれども、総合計画の策定に当たって、そうした魅力的なまちづくりや雇用の場の確保をどのように具体化しようとして臨んでおられるのか。もう１回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　ご指摘ありましたように、ずっと今までの幕別町の人口の経緯を見ますと、第４期の総合計画を立てた平成 12 年から 15 年ぐらいまで、400 人、400 人、あとは 140 というぐらいの割合で人口の増が進んできました。

一旦平成 16 年にマイナス 11 人ということがありましたが、その後、また、17、18 と人口増が続いている。

そういったことで、昨年 37 の人口減が始めて出てきた。それに加えて、今、増田議員おっしゃるとおりに、本年に入っても、どちらかというと右肩下がりで減少している。

要因は、先ほどの答弁でも申し上げましたように、いろいろあるのだろうというふうに思いますし、なかなか日本の国全体が人口減る中にあっては、増というよりも、これ以上減らさないような方策、施策というのが大事なのだろうというふうに思っております。

ただ、民間の宅地造成なんかも進んでいるわけでありますけれども、実はこれも他町村でも同様なことが進んでいる。

しかし、なかなか札内の地区での、かってのように分譲しても飛ぶような勢いで売れていくという時代ではなくなってきているのも現実であります。

そういった面では、やはり大きなものとしては、雇用の場を確保するということが大きな問題であ

ろうかというふうに言われていますし、もう一つ盛んに最近言われるのは、住宅地分譲しても、学校が近くにあることによって、宅地の分譲度合いが違うというようなことを言われます。

百何戸でしたでしょうか。文京町に分譲したのはすぐ完売した。

しかし、北栄町の方はなかなかそれが余りいかないというようなこともあって、そういうことも一つの要因なのかなというふうに思っておりますけども、やはり、何と言っても人口減少時代に入って、幕別町が住みよい町だということが、これからの幕別町に住んでいただける。あるいは、人口を減らさない、人口を増やしていくための施策であることだけは、これは間違いないのだろうというふうに思っております。

引き続き、厳しい財政状況の中ではありますけども、先ほど来申し上げましたように、当然のことながら、安心で安全のまちづくり、さらには雇用と働く場の確保。それはいろんな手法、いろんなことがあるのだろうと思いますけども、皆さんとのお力を頂く中で、とり進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　増田武夫議員。

○８番（増田武夫）　魅力ある町にしていくための施策として、次の質問にありますように、医療・保育環境などの子育て支援。これに力を入れること。それから、高齢者・低所得者に対する生活支援の強化をしていくこと。この２点は欠かせない問題だというふうに思います。

現に住民の方と話しておりましても、更別村も今議会で、中学生まで医療費を無料にしたという報道がされております。

中札内もそうであります。

そういうものを耳にしますと、そっちに移ろうかという若いお母さん方の声も実際に聞こえてくるわけです。

やはり、そういうことを考えますと、そうした点にもきちっと力を入れていかないと、先ほどのように、死亡数よりも出生数が減らざるを得ないような状況が生まれてくるというふうに思うのです。

私、先日、函館の近くに生まれました北斗市というところの議員と話す機会があったのですけれども、北斗市では、やはり函館という大きな町の隣にある関係もありまして、是非、人口を呼び込みたいと。そういうことで、市長とも相談されて、やはり子供の医療費を中学まで無料にする施策を思い切ってやったそうであります。

なぜそういうことに踏み切ったといえば、やはりそのことによって、人口が増えることによって、地方交付税の上乗せに大きな力になると。だから、必ずしもそこのところにお金をつぎ込んだものが、すべて自分の負担になるというか、全部財政的に被ってくるわけではないのだと。地方交付税もそれなりの増をみせるということで、そういう合意のもとに踏み切ったということであります。

その結果、500 人ずつ人口が増えてきているという、そういう報告もありました。

特徴は、お年寄りがというよりも、若い人たちがそれによって、若い世代の人口が増えているという、そういう特徴があるというお話をされておりました。

まさにそれは、やはり医療や保育や先ほども申されておりましたように、近くに学校があるとか病院があるとか保育所があるとか、そういうような環境もすべて含めて選択されるわけですけれども、そのことによる魅力ある町にしていく努力をしておられると。そういう話を聞いたわけであります。

また、町長の答弁の中にありますけれども、今の経済状況の中で、非常に苦労されて生活しておられる高齢者、低所得者が増えてきているのは現実の問題であります。

そうした弱い人たちの立場に立った、そう多額の予算をつけなくてもできるような、やはり本当に困っている人たちに対する財政。水道料でありますとか、そういうものの財政的な助成というものは、やはり魅力あるまちづくりの大きな要素になるのではないか。

安心して、やはり地方自治体の最終的な、一番大きな役割は、安心して住める。そのことを実現することが最大の役割であることを考えますと、やはりそうした点をしっかりと、この後の町政に生かしていくべきではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　お話ありましたように、特に子育て支援にかかわりましては、いろんな角度から、今までも施策を進めてきたところであります。

おかげさまで新しい保育所ができて、一時保育も始まりましたし、子育て支援センターもそれなりに充実してきたのだろうというふうに思っております。

あとは、毎回ご指摘を受けます乳幼児医療費の範囲の拡大だろうというふうに思っております。

前回でも確かご答弁させていただきましたが、来年度からの道の意向が、もうそんなに長くは待たないで結論が出てくるのだろうというふうに思いますけど、それらに伴って、町の負担、そして、あるいは町がどのようなことができていくのか。

それらも踏まえながら、今、来年度に向けて、さらに協議を進めていきたいというふうに思っております。

また、高齢者にかかわる問題。これも確かに町村が競って医療費を安くする。あるいは、助成をする。これは当然いいことなのでしょうけども、ある意味では国の大きな制度の中で解決していただきたいというような部分を、私としての思いも強くあるわけでありまして、いわゆる国の社会保障の中で、年金も医療も介護も含めた中での高齢者施策。それを充実していただくことが、我々にとっては何よりも望むところですけれども、なかなか現実にいかないものですから、それぞれ町村が頑張らざるを得ないという部分もあるのでしょうけども。

お話ありましたようなことについては、十分、意を用いながら、これから進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　増田武夫議員。

○８番（増田武夫）　そこで、行政に対するこの姿勢といいますか、それが問われてくるのでないかというふうに思うのです。

確かにこの子育て、我々も国の方に、例えば、子供の医療費なんかはもっと上げてくれということを常に求めていますけれども、しかしなかなか、そういうものもあって、今度、就学前まで２割負担にしたわけなのですけれども。

しかし、こういうものも、地方の自治体がどんどん全国で、そういう助成などを進めた結果、国の施策にも反映していくという、そういう関係にあるということをやはりよく見なければならないというふうに思うのです。

例えば、眼内レンズの保険適用すべきだという運動もあったときに、全国の自治体が、これは本当にそうだということで、独自に眼内レンズの助成を始めたのです。

忠類も始めました。始めましたけれども、そうしたことが全国でやられたことも反映して、国の方では保険適用に踏み切ったわけなのですよね。

やはり、こうした子供の医療費なども、住民の要望が強いからこそ、様々なところで上乗せしていっているわけですよね。

そのことをやはり積極的に取り組むこと。これが住民の要望に応えて、やはり子育て支援などの要になる問題ですのでやっているわけですよね。

だから、そういう点で、道の負担がどうなるかということを待つという姿勢ではなくて、これは中札内でも更別でも、その道の負担、国の負担がどうなろうとやるということでやっているわけですからね。

やっぱりそういう積極的な姿勢を是非持ってほしいと。そのことが、先ほども言いましたように、人口の減らさないこと、人口増にもつながっていくと。そうした町の姿勢を見て、住む場所をやはり選んでいるのが、今、経済的に厳しくなってきた住民の感情ではないかというふうに思うのです。

だから、積極的なそうした対応を、町の姿勢として盛り込んで、次の施策、次の総合計画に生かしていってほしいと思いますけれども、再度。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　おっしゃれる意味は十分わかりますし、前にもご答弁申し上げましたように、次世代支援計画を立てる中でも、お母さん方のアンケートの中では、医療費のかかわる要望が一番強い。それらも踏まえた中で、私どももこれからの計画を進めていかなければならないのだろうというふうに思っております。

ただ、厳しい財政状況の中にあるものですから、できることなら国の制度の中でやっていただくことが一番我々としては望んでいるということでありますし、また、住民の皆さんにとっても同じ十勝、同じ地域に住んでいて、片一方は安くて片一方が高いというのも、これまた大変不合理なことなのだろうというふうに思いますし、全部が足並みを揃えてやれるような体制ができるのが、一番我々も望ましいのだろうというふうに思いますけれども、それぞれの町の特性もあるわけですから、私どももそういう意見を十分踏まえながら、これから計画に向けて対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　増田武夫議員。

○８番（増田武夫）　先ほども申し上げましたけれども、そうしたやさしいまちづくりに努力して、人口の減を食い止め、また、増に転ずるということが、地方交付税その他にも跳ね返ってきて、そして、掛けたお金がすべて自治体の負担にというか、食っていくというようなことではないのだということで、是非、努力を願いたいというふうに思います。

質問の２番目であります。

障害者・高齢者にやさしいまちづくりということで、歩道の整備の問題、段差の解消の問題、お願いしました。

新しくつくられる道路、歩道などにつきましては、新しい基準でスムーズにそういうものが、車椅子その他で通行できるような形になってきて、大分よくなってきたとは思うわけでありますけれども、ただ一つ、以前につくられた場所のが、そのまま放置されているというか、非常に通行するのに不具合が生じているのに、長年の間、そのまま放置されているという道路があります。

例えば、忠類の地域でいいますと、小学校の前の国道から入っていく道路でありますけれども、そこには両側に１メートル 20 ぐらいの幅の歩道がつくられておりまして、こういうブロックのようなものが張り付けられた歩道であります。

そこは、真ん中にマンホールだとかがあったものが、凍結によって 14、5 センチの高さに浮き出ていると。それから、橋の歩道の、通過する歩道の前後が、やはり 12、3 センチの高さになってしまって、これでは、車椅子も、忠類であります電気の四輪車でも通ることができないのですよね。

そういう車椅子でありますとか電動四輪車などは、歩道を通ることを指導されているということであります。

そうなりますと、歩道に通っていっても、そこまでいったら行けないものですから、そこからこっちに降りることもできないので、またバックして、上がったところに戻らなければならないというような自体も生まれてくるわけですよね。

そうしたことを考えますと、やはり新しいところも、努めて増やしてもらうと同時に、そうした改善といいますか、状況もよく見られて、改善していく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、本町の方なんか見てみましても、歩道の真ん中に電柱が立っていたりするところも見受けられますし、やはりそうした点では、やはり全体の状況をよくその都度点検されていく必要があるのではないかというふうに思います。

もう一つ、障害者用のトイレの問題でありますけれども、私も十何箇所見せてもらいました。

最近つくられたコミセンでありますとか、そういうものは非常に整備されて、多目的のトイレのようなものがされております。

しかしながら、一番問題なのは、町長の答弁でも、トイレのところだとか、施設の内部には表示はあるわけですけれども、しかし、施設の外に、この建物には障害者用のトイレがありますという、そういう表示は一切ないのですよね。

一切ないといいますか、忠類の方は３カ所にあります。

これは以前私も要望して付けてもらったのですが、この施設をいつも利用している人は、それはそういうものがなくても十分なわけでありますけれども、しかしながら、ここに訪れる障害者やお年寄りなどが、車椅子を利用する人、それから、そういうトイレが必要な人にとっては、どこにそういうトイレがあるかということが、外からわからないとどうしようもないものなのですよね。

今回、道の駅と、それから、農業者トレーニングセンターですか。そこにオストメイト仕様のトイレができました。

これについても、道の駅もそうなのですが、そういうトイレがここにありますという表示が外にはないのですよね。

やっぱり、これは外から来た人が、町の中に来て、緊急にトイレが必要なときに、わざわざ降りていって、そこにありますかということで、間に合わない場合も出てくるのだと思うのですよね。そういう点では、建物の外に、そういう標識をきちっと出すような親切心が、やさしいまちづくりのやはり基本になるのではないかというふうに思うのですよね。

だから、やはりせっかくオストメイトのものができても、そのことを知っている人でないとそれを利用できないでは、これは役割を果たせないと思うのですよね。

それから、例えば、忠類のコミセンなどは、障害者トイレということで整備したような形になっているのですが、しかし、女性のトイレの方はちょっと調べましたが、何とか使えるかなと思うのですが、男性用の方は、ただ掴まるバーを取り付けただけというような状況で、しかも、トイレのドアはこっち側に引かなければ入れない。トイレそのものもそうなのですが、これではなかなか障害者は利用できないし、中では狭くて使えないという、そういうようなこともあります。

ですので、財政的にもなかなか大変な状況ではありますけれども、そうした点も改善をしていっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　最初に道路の関係で、小学校前の歩道等に凹凸があって、なかなか電動の車が通れない。

これらについては、当然のことながら、せっかく利用される方が通れないようでは意味がないわけでありますので、十分現地を見させていただきながら、対応していきたいというふうに思います。

電柱なんかについては、これはうちの北電柱だとかNTT柱ということで、相手がありますことから、それはお願いしていかなければならないし、これらも恐らく、相当の負担金もかかるのだろうというふうに思いますけども。これは実態をまず把握させていただきたいというふうに思います。

それから、障害者のトイレでありますけれども、これはかなりの部分、障害者のトイレ、整備はしてきたつもりですけども、お話ありましたように、標識の関係でわからないようでは意味がないということでありますので、これも十分現地を確認しながら、外にも標識を付けるような方法、これから内部で協議させていきたいというふうに思います。

オストメイトは、これは前にも直接お話したのですけども、幕別では、トレセンと忠類にあるのですけども、これは特にどこの町村も余り表に表示しないのですね。

そして、お知らせですとか、あの人たちは全部個人がそれを持っている。幕別町へ行ったらどことどこにそういうトイレがあるということを持っているものですから。

それをオストメイトを利用される方が持っていて、一般の方には、表に余りあっても意味がなさないというようなことで。

町の広報なんかにもたまに載りますし、そして、十勝のオストメイト協会の方に連絡して、そこが十勝の一覧をつくって、持たせているというような状況もあるようでありますから。

なお、必要な部分がありましたら、改善していきたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　増田武夫議員。

○８番（増田武夫）　オストメイトの人たちは数が限られて、特定の人たちということで、そういう方法でも可能かと思うのですけれども。

例えば、新しい施設なんかでも、駅前のパークプラザ。あそこに行ったら障害者トイレはないのですよね。

だから、障害者の人たち、新しい建物に行けばあると思って行っても、ないという場合もあり得ますので、そうした点では、是非、建物の外に、障害者トイレありますという、そういう表示を是非お願いしたいなというふうに思います。

よろしくお願いしたいと思います。

それから、質問の３番目でありますけれども、道路の維持管理の問題。

これはなかなかお金もかかるし大変な問題ではありますけれども、しかし、その町に入っての印象としては、花がきれいに咲いているだとかということもありますけれども、しかし、やはり道路などの除草がきちっとされているということも非常に大きな印象になりますし、住民の心に映る印象としても、やはりきちっとしていくことがどうしても必要だなというふうに思います。

これが直接そういうことに関連していくのかどうかは、ちょっと定かではありませんけれども、町道の管理委託料を調べてみますと、平成 17 年度の決算では、管理を委託が 7，505 万 9，000 円、それが平成 18 年になりますと、6，016 万 5，000 円と、約 1，500 万ほど予算が減っているのですよね。

ここの、町長の答弁の中には、そういうところでない、除草などは別なところにお話してやってもらっているのだというようなこともありましたので、それが連動するかどうかはわかりませんけれども、しかしながら、合併して、私の印象もそうですし、住民からも言われるのですが、例えば、道路の脇にある、植樹する緑地帯のようなところの除草などが、どうも以前よりあれしていないなという印象も受けるわけなのですよね。

そういう景観上の問題もありますし、また、道路の傷みの問題でも非常に心配しているところなのです。

町道ばかりでなくて、例えば、幕大線、道道を通ってみますと、非常にこれ、いつ除草したのかと。首を傾げたくなるような。

私の親指よりもずっと太いような雑木。柳だとかそういうものが、私の背丈よりも高く生えているのですよね。歩道と車道の間の隙間などに。

これは、１年でここまで大きくなるかと思うような状況です。

これを見ますと、そして、歩道などの亀裂だとかそういうところにもびっちりよもぎなどが生えていまして、これは草の抜き取るのにも、小さいときに抜きとるよりもずっと労力が必要だと。これはどうするのかなと思うほどの状況であります。

やはり、早め早めにそういうものを除草していくことが、道も傷めないし、後にかかる改良の経費なども考えますと、これはやはり少しずつお金をかけてでもやっていくことの方が、経済的にも有利でないかなというふうに思うのですよね。

最近の国道なんかでも、結構路肩の草が、相当伸びるまで放置されているという状況があります。

そうした点も含めて、是非とも、国や道にも要望していってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　前段で、先ほど、増田議員さんが、パークプラザには障害者用トイレが設置されていないというお話ありましたけども、うちの担当の方からは、設置されているということでありますので、私どもも確認いたしますけれども、ちょっとあれしていただきたいと思います。

それで、道路関係でありまうけども、少なくとも、私ども町の予算としては、道路の維持費を減らしているということはありませんで、回数も先ほど申し上げましたように、従前どおり実施をさせていただいております。

そしてまた、かっては地域の方たちが、道路愛護組合というようなものをつくって、いろいろ管理をしていただいた経緯もあるわけでありますけども、そういったことも含めながら、町道の維持管理には、意を用いてまいりたいというふうに思います。

ただ、道と国は、間違いなく草刈の回数も減っているということでありました。

恐らく１年に１回程度でないかというふうに思っておりまして、いわゆる幕大線なんかは、昨年の公区長会議なんかでも、子供が歩道を通っていても、横の草が子供の背ぐらいあって怪我したというようなこともあって、強く要望をされてまして、私どもも土木現業所にお話をさせていただいた経緯もあるのですけども、ご案内のように、今、道が厳しい予算というようなことがあって、なかなか、かっては恐らく２回ぐらいはやっていたのでしょうけども、今、１年に１回程度だということでありまして、大変残念なことだというふうに思いますけども、何とか、特に交通安全上支障を来すようなことは全く許されることではないのだろうというふうに思いますので、引き続き要請は続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　増田武夫議員。

○８番（増田武夫）　本当にこの道路のこの雑草というのは、その町でありますとか、地域の印象をすごく悪くする最大のものでないかなというふうに思うのですよね。

本当に年に１回やっているのか。この幕大線でしたらね。

本当に太い雑木が、びっくりするのですけども。生えている状況なのですよね。だから、これは後々に、道路の傷みをものすごく早めるものだと思うので。

後の負担というのが相当ひどいものになるのではないかというふうに思うのですよね。

だから、そういう点からいっても、きちっとやってほしい。そういう要望を、是非、していただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（古川　稔）　以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10：53　休憩

11：10　再開

○議長（古川　稔）　非常に議場の中も暑くなっておりますので、もし上着を外される方は外してもらって結構です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○７番（野原恵子）　通告に従いまして、２点について質問いたします。

一つ、品目横断的経営安定対策について。

品目横断的経営安定対策は、戦後農政の柱であった家族経営を軸に、全ての農業者を対象にした施策から、要件を満たした担い手を制度の対象にし、農民を選別する政策です。

対象作物である小麦、大豆、甜菜、でん原用馬鈴薯の所得保障は、平成 16 年から平成 18 年に作付けした農地にしか保障されず、他の農地に作付けし、収穫があっても、所得助成の対象にならず、農地の多様な活用などを困難にしてしまいます。

品目横断政策では、助成政策が変わり、現行に比べて農家手取り額が減少し、経営が困難になる小規模農家が営農を断念しなければならない状況になっています。

国民の食生活に欠かせない食の安全からも、食料自給率の向上が求められているとき、小麦や大豆の生産拡大は、食料自給率引上げに必要不可欠であり、現状に逆行する施策です。

農業が基幹産業の幕別で、国の農業政策により、農業者の所得減少や離農する農家が増えることは、町の発展において見逃すことのできない問題です。

したがいまして、次の点について伺います。

１、品目横断政策のもとで離農する農家戸数と他の理由で離農する農家戸数は。

２、収入減が予想されますが、その影響額は。

３、経営維持のための金融対策は。

４、農業の持続的発展のために、住民・農協・町による協力関係が必要と考えますが、その対策は。

次に、父子家庭の施策について、伺います。

若い世代の生活は多様化し、ひとり親家庭が増加しています。

多くは母親が子育てをしていますが、父親が幼い子供を育てている家庭も増えています。

男性であっても若い世代は収入が低く、ひとり親になり働き方を変えなければ、子供を育てていくことができず、収入減になり、経済が大変な状況になっている家庭もあります。

また、ひとり親になり、子育ての悩みについて相談をする場を求めてもおります。

したがいまして、次の点について伺います。

１、児童扶養手当など母子家庭の福祉対策を、父子家庭にも対応していくことを国に求めていくこと。当面、町として対策を伺います。

２点目、父子・母子家庭という呼び方を「ひとり親家庭」に改めること。

以上です。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　野原議員のご質問にお答えいたします。

品目横断的経営安定対策についてであります。

品目横断的経営安定対策につきましては、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増大など、我が国の農業構造が脆弱化していること、あるいはWTO農業交渉における国際ルールが強化され、農産物に対する国内の補助金が削減対象になると予想されることなどから、将来の食料安定供給に向けて足腰の強い農業構造を確立することを目的に、これまでの政策から大きな転換を図るものであります。

はじめに、品目横断的経営安定対策のもとで離農する農家戸数と他の理由で離農する農家戸数についてでありますが、平成18年度まで営農をされていて、平成19年から営農を中止され、離農された農家は全町で20戸となっております。

そのうち、結果的に品目横断的経営安定対策の加入要件を満たさなかった農家が12戸、それ以外が８戸という内訳になりますが、離農された理由につきましては、品目横断的経営安定対策だけではなく、経営不振や後継者の不在など、様々な事情があるものと思われ、また、それらの事情が重なってやむなく離農されたことも想定されますことから、一概に分類することは難しいものと考えております。

次に、２点目の予想される収入減の影響額についてでありますが、品目横断的経営安定対策は大きく分けて、生産条件格差是正対策交付金と収入変動影響緩和対策交付金の二つの交付金に分けられます。このうち生産条件格差是正対策交付金がいわゆるゲタ対策と言われるもので、日本型の直接支払制度になるわけであります。

さらに、ゲタ対策については、今お話ありましたように、過去の生産実績、平成16年から平成18年までの３年間の平均実績に基づいて支払われる部分、いわゆる緑ゲタと言われるものに７割、当該年の生産量や品質に基づいて支払われる部分、黄ゲタと言われるものに３割の割合で配分されております。

また、この対策は小麦、大豆、甜菜及びでんぷん原料用馬鈴薯の各対象品目ごとに算出されまして、それらの合計額が各農家ごとの交付額になります。

このように、交付金の算出は過去や当該年における農家個々の対象品目の作付け状況や生産量、品質によって、どれぐらい収入減になるのか、あるいは逆に収入増になるかが異なりますことから、比較は難しいものと考えておりますが、この交付金の代理申請などの業務を行っております農協の単純な試算によりますと、新対策の導入前と導入後が全く同じ条件であるものと仮定した場合、個々の品目によってばらつきはありますが、平均して３％から５％の収入減になるのではないかとお聞きをいたしているところであります。

次に３点目の経営維持のための金融対策についてでありますが、品目横断的経営安定対策に関連する金融対策といたしましては、担い手の育成・確保の観点から平成 19 年度から平成 21 年度までの３年間を集中改革期間として、この期間に農林漁業金融公庫や農協系統金融機関が農業者に貸付けをする農業制度資金の無利子化措置が導入されております。

具体的には、認定農業者が農地の取得や機械の購入のために借受けをする農業経営基盤強化資金や農業近代化資金を無利子で融通し、担い手の農業経営を金融面から支援するものであります。

次に、４点目の農業の持続的発展のための住民・農協・町による協力関係についてであります。

本町では、従来より各種農業施策の調査研究や立案、あるいは農業技術の改善などを行うことを目的に、町内の農業関係機関や団体で「ゆとりみらい 21 推進協議会」を組織しており、町の農業施策はもちろんのことでありますが、品目横断的経営安定対策など国の農業施策の課題や対応方策などについて検討をいたしているところであります。

また、必要に応じて役場や農協のファクシミリなどにより農業者にも情報を提供しているところであります。

今後におきましても、この協議会との連携を一層密にし、構成機関一体となって農業の振興に意を用いてまいりたいと考えております。

次に、父子家庭の施策についてであります。

１番目の児童扶養手当など母子家庭の福祉対策を、父子家庭にも対応していくことを国に求めていくことについてであります。

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度であります。

児童扶養手当法が昭和 37 年１月に施行されて以来、児童扶養手当は、全国の母子家庭に対する公的な経済支援の一つとして、一定の役割を担ってきておりますが、特に、離婚などにより母子家庭が増加している本道においては、児童扶養手当の受給者が年々増加し、人口 10 万人当たりの受給者は、全国と比べて約 1.5 倍となっております。

児童扶養手当が母子家庭の生活安定・自立支援や児童の福祉の増進に大きく寄与しているものと考えているところであります。

児童扶養手当は、かつては年金に準ずる制度として国が全額を負担をしていたわけでありますが、昭和 60 年に福祉制度に改められたことに伴いまして、生活保護制度などと同様に地方の負担分が導入され、さらに、平成 17 年度には、政府が推進する三位一体改革の補助金削減案において、生活保護費とともに児童扶養手当の国の負担割合を軽減することが盛り込まれましたけれども、ご案内のように、地方６団体の賛同を得られないこともあって、国と地方公共団体の代表者などで構成する協議会による議論の結果、最終的には平成 18 年度予算から、児童扶養手当の負担を現行通り、国が３分の１、地方が３分の２とすることで決着をみております。

また、近年、国においては、母子家庭に対する政策を給付から自立促進へと大きく転換させ、平成 14 年 11 月の法律改正によりまして、従来は離婚等から５年を経過すると申請できないとされていた児童扶養手当の受給資格要件を撤廃する一方、５年間以上受給をしてきた世帯については、平成 20 年度から、その一部を支給停止することなどが定められました。

その代替措置として、母子家庭には保育所への入所を優先させるとともに、母子家庭自立支援給付金制度を創設するなど、就業支援策の充実によって所得を確保するなどの方針を打ち出したところであります。

平成 15 年 11 月現在における日本のひとり親家庭数をみますと、母子家庭が 122 万 5，400 世帯、父子家庭が 17 万 3，800 世帯と母子家庭の絶対数が多いわけでありまして、また、父子家庭の常用雇用率にいたしましても、父子家庭が 73.5％に対し、母子家庭は 50.7％、また、収入平均をみても父子家庭の年 422 万円に対し、母子家庭は 229 万円となっており、就業状態や経済状態についても、父子家庭に比べて厳しい環境に置かれているケースが多い状況となっております。

このようなことから、これまでの国の支援制度は、母子家庭を中心として構成されてきたわけでありますが、一方では、父子家庭の増加が見込まれている状況から、ご質問にありますように、父子家庭についても児童扶養手当の対象とすることについては、今後、状況を把握した中で対応を、私どもも対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、町としての独自の対策につきましては、現在のところ考えておりません。

父子家庭に対する家事や子育ての相談などについては、子育て支援センター等を窓口として適切な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

２番目の、父子・母子家庭という呼称をひとり親家庭に改めることについてでありますが、母子及び寡婦福祉法におきましては、母子家庭の定義に「等」と付け加えることで、父子家庭を含むとしております。国の法令やこれらにより定義されている固有名称として使用する場合などには、これまでも母子家庭という表記を使用しておりますが、それ以外の公用文や住民に対する啓発資料、あるいは各種計画書等におきましては、「ひとり親家庭」という表記を用いるようにいたしております。

なお、文章全体のバランスや分かりやすい表現とするためには、「母子家庭等のひとり親家庭」、あるいは、「ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭等）」などの表現を用いる場合もあろうかというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　野原恵子議員。

○７番（野原恵子）　町長の今、お答えを頂いたのですが、品目横断政策についてなのですが、今、町長のお答えでは、この政策は将来の食料の安定供給に向けまして、足腰の強い農業構造を確立することを目的にしているということで、この施策がつくられたというお答えでした。

ですが、実際にこの制度が進む中では、スタートする前から公聴会などで、本当にこの政策が農業を、足腰強い農業にしていく施策なのかということで、非常に大きな疑問が出されております。

この大きなねらいは、私は財界の要望によってつくられた政策だというふうに思っております。

この農業政策に対しまして、財界がどのようなことを言っているかといいますと、今、多国籍企業化が進んでおりますが、そういう中で、日本の大企業が、アジア諸国に進出していくためには、経済の利益を確保していく。そういうために、WTO や FTA で農産物の完全自由化を受け入れることが国益だ。このように言っているのですね。

ですから、今、この WTO は頓挫していますし、FTA 問題では、農業者団体からも非常に大きな危惧の声が寄せられているのが大きな原因だと思います。

そして、自由化に対応できるように、競争力のない家族経営農業は、リストラしていく。こういう考えでもあるのです。

そして、農地の集積や株式会社の農業の算入を開放しなさい。こういうことも言っているわけですね。

こうなりますと、本当に家族経営している株式会社に太刀打ちできない農業者は、辞めざるを得ない。こういう状況に追い込まれていくことになると思います。

それでも国際価格を上回るそういう農業価格については、プロの農業経営と、企業農家に限定した直接払いを期限を切って実施していく。こういうことも要望しているのです。

それに基づいて、今回の農水省が、品目横断政策を導入する。これが大きなねらいだと私は思うのです。

ですから、これに対しまして、公聴会が開かれているのですが、旭川で参議院の農水委員会の公聴会で批判が続出しているということも聞いております。

その中では、過去の実績に基づく支払は、農地流動化を阻害し、遊休地を生み出す危険がある。こういう問題点を指摘しています。

これは道の農業会議の藤野会長、富良野市に住んでおりますが、その会長さんがこういう指摘をしております。

そして、北大の名誉教授である大田原さんは、担い手の選別は禍根を残す。担い手にはいろいろな形態があり、もっと幅を広げていくべきだ。これはもう幕別の農業の実態にも本当に合致しているのではないかと思います。

そして、離農に拍車をかける対策に反対だ。抜本的見直しを必要だ。これも、町長先ほどお答えいただきましたが、離農者が増えているということにも、これにも合致していると思います。

そして、何よりも、今は食料の自給率が叫ばれているときに、食料の自給率を伸ばしていく、拡大していく。そういう対策にはならないというふうに私は思いますので、町長がこれ、本当にこのように足腰の強い農業政策だというふうにお考えになっているのかどうか。その点を１点お聞きしたいと思います。

それから、農家戸数の問題ですが、これでは離農が進んでおりまして、品目横断の関係で、農家戸数が減っているというお答えでした。

認定農家に満たなかった農家が 12 戸、それ以外が８戸、全部で 20 戸離農しているということなのですが、加入要件を満たさなかった農家が 12 戸ということでは、これは農業を続けていきたくても、続けていくことができなかったという、そういう離農につながるのではないかと思いますが、こういう多様な農業形態があってこそ、農業は発展していく。

そして、自給率の向上につながると思うのですが、これから、農業戸数が減っていくのか。それとも、どういう状況になっていくのか。それに対して、町はどのような施策を考えているのか。

その点についてお聞きしたいと思います。

予想される収入源の影響ということですが、これは平均して３％から５％の収入減になるのではないかというお答えでした。

これは、例年に比較してということなのですが、同じ条件で比較してということですが、今年に入りまして燃料代が上がったりですとか、肥料の高騰ですとか、様々な農業資材などが高騰しておりますが、そういう経費が上がることを考えれば、もっと収入が減るのではないかというふうに思います。

そして、交付金ですが、交付金もゲタ対策の中の緑のゲタ対策の中では、それが交付金の中の約 70％、これは年内に清算されるのではないかということなのですが、毎年の生産量や品質に基づく支払、黄ゲタの方は、これは来年になるのでないかと言われております。

そうしますと、今まで交付金は年末に全部調整されて、大体農家にどのぐらい入ってくるかということが、予測ついたと思うのですが、その黄政策の部分の金額がどのぐらいになるかという予測が、今まで以上に不確定になるのではないかと思います。

それと、ならしでありますその方の収入も、大体今年の入ったものが、来年の夏以降になるのではないかというふうに予測されておりますが、そういうふうになりますと、農家に入ってくる収入の予測が今まで以上に不確定になると思うのですね。

ですから、その点も金融対策として考えていかなければならないと思います。

その経営のための金融対策として、この３年間に集中して、無利子の措置がありますということがお答えになったのですが、そういうことを考えますと、借りる側もどのぐらい借りたらいいかという予測がつかないのが一つと、それと、この融資に対しましても、様々条件がつくと思うのですが、そういう条件をクリアして、希望する方皆さんがこういう無利子の融資を受けられるのかどうか。そこがまた一つ大きな問題だと思いますが、その点について、お伺いをいたします。

それと、町と農協、住民、こういう形で農業政策というか、特にこの品目横断については、本当にこれからの農業どうなるかと大きな問題だと思うのですが、こういうところでは、町民としては自給率の向上、非常に関心があります。

そして、安全で安いもの、安心して食べたい。そういう消費者のニーズもありますので、そういう点では、町の基幹産業である農業が、今度どういう方向にいくのか。それから、食料の自給率がどうなのか。

そういうことも含めて、住民も含めた協力関係、対応というのも必要かなと思うのですが、特に必

要なのは、農協との連携だと思うのですよね。

農協がこの品目横断に対して、どういう姿勢で臨んでいるかというのは、これは非常に幕別町の農業にとっても大切な問題だと思います。

この品目横断を、中でどういうふうに対処していくかということももちろん大事なのですが、これからの農業の発展をどういうふうにしていくか。これは本当に大事なので、そこと町との連携が必要だと思うのですが、特に町の姿勢、この品目横断に対して、これに対応していくだけでなくて、問題点を明らかにしていく。例えば、担い手が新しく土地を買った場合でも、４品目を作付けしていなければ、そこに収益を上げることができない問題ですとか、それから、売買するにも、非常に問題点があるですとか、そういう問題が起きてきているわけなのですが、そういう点ではきちっと町のリーダーシップで、農業をどういうふうに進めていくかということを、きちっと対策を持って臨んでいくことが大事だと思うのですが、その点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　最初に足腰の強い農業構造を確立することを目的にということでありますけども、これは私が申し上げたということでなくて、国の法律がこういうことを目的にして、でき上がっているということを申し上げたわけでありまして、いろんな財界のお話ですとか、公聴会でのいろんなお話ありましたけれども、私どもとしては、いろんな経緯があってできたこの法律の中で、いかに農業者の皆さん方に、よりよい成果が現れるのか。そのために、町としての担う役割を果たしていくことが、我々に与えられた仕事だろうというふうには思っております。

それから、農家戸数につきましても、確かに離農が 20 戸、残念な結果だというふうに私も思っております。

ただ、先ほども言いましたように、20 戸のうち、全部が全部本当に品目横断の影響かということでもないだろうというふうに思いますし、先ほど言いました 12 戸のうちの４戸が、結果的には認定条件を満たせなかったということでありますから。

それ以外は、今言います、もちろん影響もありますでしょうけれども、それ以外のいろんな理由があって離農されたのだというふうに思っております。

ただ、このことが、今、野原議員言われますように、今後の農業経営の中で、さらに離農に拍車をかけるようなことにならなければ、一番いいわけでありますし、私どももそうならないように願っているところでもあります。

それから、収入減が３％から５％、経費が上がっているからもっと収入下がるのでないかということでありますけれども、これは経費が、燃料費だけが上がるとかガソリン代が上がるというのは、これは品目横断とはまたかかわりなく、いろんなところでそういうことが出てくるのだろうと思いますけども、私どもとしては、今申し上げましたように、なるべくその所得が下がらない。逆に収益をもっともっと上げていただくようなことで、頑張っていかなければならないのだろうというふうに思いますし、先ほど言われましたように、農協等の協力なんかも連携を密にしていかなければならないのだろうというふうに思っております。

それから、清算のことがお話しました。

私もお聞きしますと、緑ゲタの部分については、12 月までには清算できるのだろう。黄ゲタの部分は、翌年３月ぐらいになるのでないかというようなことも伺っているわけでありますが、これらがいろんな条件があって、あえて分けなければならないのだろうというふうに思いますけども、私どもとしては、それは今までと同じように、12 月に一括入ってくることが、農家の人にとっても喜ばしいことなのだと思いますけども。

それは私どもだけではなかなかもちろん解決できる問題でもありませんし、どういうところにその根拠があって、こういうふうになっていくのか。その辺はわかりませんけども、今申しました収入の見込みが不確定になっていくというような部分。あるいは、来年以降の営農にもそれが影響しないかというような心配。これらも当然指導機関であります農協、あるいは、逆にまた、農業者の皆さんか

らもいろんな意見が出てきて、改善できるものは改善されていくのだろうというふうに思います。

それから、融資については、認定農業者であれば、希望するものは受けられるというふうに伺っております。

それから、協力体制につきましては、当然のことながら、今までも申し上げましたように、農協をはじめ、農業関係機関、あるいは団体との連携を絶えず密にしながら、私どもは農業行政に当たっているつもりでありますので、引き続き、連絡を密にしていきたいというふうに思います。

ただ、JA の姿勢がどうかとか、例えば、農家の方が、次の年にどういう作物を植え付けするかということになってまいりますと、これもなかなか町がリーダーシップをとってどうこうということにはならないのだろうというふうに思いますし、そのために、農協はそれぞれの農協で、年明けに営農計画に基づいて、地域の懇談会などをしながら、十分農業者との話合いの中で、方向性を決められていくのだろうというふうに思っておりますけども。

そこに町がどういった形でかかわれるかはわかりませんけども、従前はもちろん町がかかわった経緯もありませんし、私自身としては、より専門的な分野の中に、行政が入っていくことがどうなのかなという思いは持っております。

○議長（古川　稔）　野原恵子議員。

○７番（野原恵子）　品目横断には、国の政策だというお答えでしたけれども、確かにそうなのですが、やはり幕別は農業が基幹産業でありますから、農業の発展することによって、町が活性化していくということもありますし、人口の流出を止めるということもあります。

そういう中では、本当に農業をどういうふうに捉えていくかということは、幕別の将来にとっては大事なことだと思うのですね。

ですから、私は、そのきちっと農協とかいろんなところと連携をとっていくことが大事だということであって、国の農業政策に基づいてやってきた結果が、ますます離農に拍車をかかるような状況になっているわけですから、その品目横断の中でどういうふうに対処していくかということはもちろん大事なのですが、それと同時に、問題点があったらしっかり意見を上げていく。

そして、この幕別町に合った農業政策はどうなのか。それをきちっと展望を持つことが大事だと思うのですよね。

国の政策はどうであれ、幕別町はどういうような農業政策を持っていくのかって。そこのリーダーシップが町に問われると思うのです。そこを私はお聞きしたいなと。これは農民からの希望でもあるのですよね。

確かに国の施策はあるのですが、幕別町がどう対応していくかということも大事だと。もっと研究して対応して、町民との懇談も必要だと思うのです。

確かに、先ほどお答えありましたが、様々な機関でそういうことを論議しているということもあったのですが、継続してきちっと農業問題に取り組んでいく、そういうことが大事でないかということを質問しております。

交付金の問題なのですが、先ほど、町長は、町民からいろんな問題が出されて改善されていくだろうというお答えですが、何か傍観的な感じがいたしました。私といたしましては。そこをしっかり、では、こういう問題があったら、その改善策をどうするかということまで、やっぱり踏み込んで考えていかなければならないと思うのですね。

この中では、今、当面、その交付金の問題、これが交付金が二つに分かれています。緑と黄と。

それで、その交付金を早く交付できるように、関係機関に働きかけていくことが大事ではないかと思うのですが、その点について、お伺いをいたします。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　昨日も申し上げましたように、幕別町が農業が基幹産業であることは、私はもちろん変わるものではありませんし、そのために、町として、行政としてやるべきことは、頑張っていかなければならない。

そして、そのために、農協あるいはいろんな関係機関、団体との協力も、さらに密にしながら対応していきたい。このことは変わるものではありませんし、これからも継続して進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、昨日も申し上げましたけど、多分に農業の場合は、町独自だけの施策では成しえない、いわゆる国ですとか、あるいは民間の力ですとか、いろんなものがあって、農業が成り立っているわけでありますから、私どもとしては、町行政が担う役割を的確に果たしていく。そのことが幕別の農業の振興につながっていければ幸いだな。

もちろん、そのための努力を惜しむものではないということは、今までも申し上げてきたつもりですし、その考えはこれからも変わるものではないというふうに思っています。

交付金の問題も、うちの先ほど言いましたように、早く 12 月に一緒にもらえるようなことになるのが望ましいというふうに思いますけども、私どもは中身がまだ十分承知がしておりませんので、なぜ 12 月と３月になるか。

その辺のこと、いわゆる黄ゲタの部分はその年の出来高によっての清算ですから、それが本当に 12 月までに清算できて、交付金に跳ね返るのかどうかがきっと問題なのだろうと私は思いますけども。

そういったことがより早く、例えば、概算ででもどうだとかということになるのでしょうけども、そういったことが、まずは今、スタートの年でありますから、様子を見たり、あるいはいろんなご意見を聞いたりした中で、これから対応していくべきものだろうというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　野原恵子議員。

○７番（野原恵子）　確かに町長のおっしゃるのは、今スタートしたばかりですから、そのとおりだと思うのですが、スタートしたばかりでも問題点が明らかになっている部分があるわけですから、その明らかになった部分に対して、どういうふうに対応していくかということを迅速に進めていくということが、農業経営にとっては大事だと思うのですね。

ですから、そういう点では、その交付金を早めてほしいというのは農民の要望でもありますので、そこも政策が承知されていないとおっしゃっていたのですが、そこをやっぱりきちっと、周知することに努めまして、対応策を考えていくことが必要ではないかというふうに思います。

それと、あと、農業問題では、その農業に対して、町はいろいろ難しい問題があるということだったのですが、離農された農家の中で、20 戸ありましたよね。そういう中でも、品目には対応しなくても、農業を続けていきたいという希望があれば、そういう点で、町として何かできることはないか。例えば、高齢者だけの経営であれば、そういう高齢者がつくれる農作物を推進していき、それをやっぱり町民とともに還元できるような、そういう施策があれば、そういうことも研究していく必要があるのではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　いわゆる品目横断の認定農家になれない農家の方がいらっしゃる。

これは今回、特に昨年から今年にかけて、何回も個別の相談を、もちろん農協もされましたし、私どもも町の立場で一緒になって相談をさせていただきました。

四つの作物以外のものに、例えば、野菜だけでやっていけないのか。あるいは、畜産であれば、これらに該当なくてもやれるのでないかと。いろんなことがありましたけれども、なかなか今言いましたように、高齢者の方々は高齢者なりに、やはり後継者がいない問題ですとか、いろいろな農地の問題ですとか、それぞれが理由があって、離農がやむを得なかったのだろうというふうに、私はお聞きをしておりますので。

もちろん、これからも相談業務ですとか、そういった方々が何とか農業を続けていただけるような施策のために、あるいは、町としての役割を果たしていきたいというふうには思っております。

○議長（古川　稔）　野原恵子議員。

○７番（野原恵子）　次に、父子家庭の問題なのですが、この点については、町長のお答えの中では、父子家庭の収入状況。平成 15 年度の状況が報告されておりました。

これによりますと、父子家庭の場合は、年収約 422 万円、母子家庭 229 万円というふうにお答えになっておりますが、今の経済状況をみますと、これよりもずっと下がってきているというふうに思います。

そういう中で、父子家庭であっても、母子家庭と同水準ぐらいで生活している方もいらっしゃいます。

そういう家庭に対しては、やはり同じように子育て応援ということで、児童扶養手当が必要ではないかというふうに思いますので。それは、幕別町だけでは、今お聞きしたところでは、地方の負担もあるということで難しいのではないかというふうに思います。

そういう点では、やはり国にこういうことも働きかけていくことが大事ではないかなと思いますので、国にこういうことを働きかけていくということについて、一つお聞きしたいと思います。

それと、今、母子家庭に対する福祉対策は様々あります。

所得保障、これは母子年金とか遺族基礎年金なのですが、そのほかに、貸付金ですとか就労対策、養育費の確保対策だとか生活支援とかあります。

これはあるのですが、この中で、お答えの中では母子家庭等ということで対応されるということだったのですが、この施策の中で、父子家庭に対応できるという制度は、保育対策と子育て短期支援事業。この二つしかないのですね。

それ以外はすべて母子家庭に対応するという対策です。

こういうところでは、父子家庭にも適用できる対策があるのではないかというふうに、私は思っています。

その一つとして、母子の福祉貸付金というのがあります。

これは、就学資金ですとか、修学旅行とかそういうものですね。それだとか、学校行くときの手立てだとか、それから、住宅資金ですとか、特別の子供たちに対する扶養資金とかあるのですよね。

こういうものも、父子家庭にも適用するのではないかと私は考えるのですね。

ですから、そういう意味でも、母子家庭だけではなく、父子家庭にも適用できる施策がたくさんありますので、こういうところも父子家庭に対応していくということも、改めて国に求めていくということも大事ではないかなと思います。

それで、町としてできる事業といたしましては、こういう貸付制度、町独自で貸付制度、できないのかどうか。その点、一つ、国に求めていくと同時に、町の施策としてできないのか。

例えば、生活が本当に困難な方に、福祉貸付制度ということで、社協だと思うのですが、５万円を限度に貸付制度がありますよね。

そういう制度を町独自としてできないのかということを一つお聞きしたいと思います。

それから、日常のいろいろな家事援助だとか、そういうものもありまして、母子家庭に対しては、日常生活支援事業とか、それから、そういう中に家事援助や何かもあります。

そういうことも父子家庭にも適用できるのではないかなと思います。

それとあと、様々な子育ての対応については、ここで言います子育て支援センターで対応していくということ、お答えいただいておりますが、これは今度、さかえ保育所にできましたよね。

そういうところで対応していただけると思うのですが、これは周知徹底が非常にされていないと思います。

それで、いきなり父子家庭になってしまってどうしようかというようなとき、大抵子供さんが小さければ、保育所とか幼稚園に預けると思うのですが、そういうところに制度のあらましなどをお知らせするという、そういうことも必要だと思いますし、役場とかそういうところにも、公的機関にこういう制度がありますよという周知徹底も必要ではないかと思いますが、その点について、お伺いいたします。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　所得の問題もありましたし、父子家庭にも児童扶養手当がもらえるような制度に

ということですけども。

先ほども申し上げましたように、今、この児童扶養手当制度が、来年から、平成20年度から改正されて変わろうとしているわけでありまして、その中で、今、新たにまた、次、こういう父子家庭も制度、しかも５年で半分ぐらいにするというようなことですから、なかなか難しい問題もあるのかなというふうには思います。

そうすると、恐らく先ほど言いましたように、所得の問題も父子家庭の場合には出てくる問題でもあろうというふうに思いますけども、私、いつも申し上げますように、町独自でなくて、町村会だとかいろんな団体がこういった流れを見ながら活動する。要請する。そういう運動の中に、私ども参画していきたいというふうに思いますし、機会があれば、是非そういったことも、町村会の中で聞いてみたいというふうに思いますし、道段階なんかでも聞いてみたい。研究させていただければというふうに思いますけども。

なかなか、児童扶養手当を取り巻く環境は、厳しいものが現在あるのではないかなというふうに思います。

かって私も担当したころは、先ほども言いましたように、年金と同じ扱いでしたから、町も年金係が仕事をやっていた時代だったのですけど。今はそれが福祉になり、やがて国が手を引こうとして、地方が持てみたいなことになってきて、それが辛うじて今存続しているというような状況ですので、こういった動向を見ながら対応していきたいというふうに思います。

それから、貸付金については、これはおっしゃるとおり、別に父子が駄目だ、母子ならいいということにはならないと思いますから、それは十分内部で検討させていただきますけども。

ただ、これも今言うように、所得の問題ですとか、父子といいますか、勤労者の場合はいろんな制度もあるわけであります。勤労者福祉資金もありますでしょうし、本当に困った５万円というのは、社会福祉金庫だと思いますけども、これはもちろん母子も父子も関係ないわけでありますから。困った人が借り入れる制度ですから。

そういった面からいくと、ほとんど母子家庭の貸付制度も、いわゆる社会福祉協議会が扱っているのは、母子寡婦福祉法等に基づいての制度が多いのだろうというふうに思いますから。

そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

それと、子育て支援の周知徹底については、広く周知するには、やはり広報とか社協だよりですとか、そういったところで周知していくことになるのだろうというふうに思いますけども、これも十分内部で協議した中で、対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　野原恵子議員。

○７番（野原恵子）　児童扶養手当の件なのですが、確かに５年を限度ということで変えられてきています。

これは父子家庭だけでなくて、母子家庭にとっても本当に大変な問題なのですよね。

例えば、３歳以上５年間といったら８歳、小学校の途中ぐらいで削減されていくということで、一番お金のかかるときに削減されるということでは、本当にひとり親家庭にとっては大切な生活の資金になると思うのですよね。

ですから、この点は、私は父子家庭の問題を取り上げましたが、母子家庭にとっても本当に大切な資金でありますので、それは是非、父子家庭、母子家庭といわずに、継続を求めていくということを声を大にしていきたいと思うのですよね。

今、本当に所得が下がっていますので、母子家庭も本当に生活が大変な状況なので、これを削減されると、本当に子育てが大変になりますので、その点はひとり親ということで、きちっと拡充を求めていきたいというふうに思います。

それと、今、貸付資金の問題なのですが、母子家庭には福祉貸付資金というのがありますので、母子とか父子とか関係なくということでしたが、父子家庭というところで、そういう制度を町としてできないのでしょうかということです。

母子家庭には貸付資金制度があるわけですから。父子家庭にもそういう貸付資金を、今、国ではないわけで、町独自でそういう点もできないのかということなのですが。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　私は先ほど言いましたのは、今おっしゃるように、母子の場合には、そういう貸付資金制度があるので、それに父子家庭も乗れるような改正ができないか。することが一番早いのかなというふうに思ったものですから、そういうお答えしたのですけども。

野原議員は逆に、町としてその父子家庭用のものをつくってはどうかとうことだと思います。

それも今言ったように、父子家庭も母子家庭と同じような制度に乗れるのであれば、それで一つ解決できるのだろうと思いますし、それができない場合は、町で考えるなり、あるいは先ほど言いましたように、大抵の父子家庭はお勤めだとかお仕事されていますから、その今言う勤労者福祉資金ですとか、そういった制度なんかの活用も見込まれるのでないかなというふうに思いますけども。

それはちょっと時間を頂いて、内部で研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

11：59　休憩

13：00　再開

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○２番（谷口和弥）　最初にですけども、一般質問の通告の提出の後に開催されました民生常任委員会で、保育所の民営化計画について、新しい案が出されましたけれども、その質問の趣旨と私の発言の中の関係では、質問の内容の変更の必要はないと思いますので、ほとんどそのまま通告どおりに質問させていただきます。

指定管理制度に関する基本方針について。

今年６月、幕別町における指定管理者制度の円滑な導入を図ることを目的として、指定管理者制度導入に関する基本方針が改めて示されました。

基本方針では、既に制度導入されている２施設を除く 298 の公の施設を三つに類型化し、それぞれの施設に制度の導入の可否や時期について対応方針が示されています。

導入するのは、直営で管理するよりも、民間のノウハウが活用でき、住民が享受する公共施設利用に係るサービスのさらなる向上と施設の管理運営コストの削減が達成できると判断した場合と明記がされています。

一方、公の施設は地方自治法において、住民のだれもが差別なく平等に利用できること、施設の設置や管理について主権者として参画できることが保障されており、町民の権利を実現する施設の運営がされなくてはなりません。

しかし、サービス向上と経費削減を達成していく上で、施設の労働者の非正規雇用化につながったり、売上げに結びつかないサービスは放置されるなどの恐れもあります。

制度導入を、他の自治体の状況等に注視しつつ継続的に検証を行い、方針の見直しを行うとありますが、営利企業・団体の参入が本当に住民サービスの向上につながるかどうか、一つひとつの施設ごとにしっかり議論し、見直していく必要があると考えます。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目は、基本方針にある公の施設の対応方針一覧表によると、常設保育所は、平成 21 年度に常設保育所５カ所のうち１カ所に、指定管理者制度を導入し、他の４カ所は平成 25 年度以降に、導入保育所の運営状況を検証し、成果を見極めつつ、順次導入を進める。

また、幕別子育て支援センターも保育所の制度導入に合わせるという内容が示されています。

しかし、常設保育所・子育て支援センターといった児童福祉施設に、民間企業・団体の参入が本当にふさわしい疑問となるところです。

また、このことは学童保育所・町立幼稚園といった教育施設、生涯学習のための施設である図書館についても同様です。

まずはこれらの施設について、制度導入を早々に見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目ですけれども、指定管理者選定委員会が指定管理者の候補の選定に当たって、定められた選定基準に照らし、総合的に審査し選定するとあります。

しかし、審議の内容など委員会運営については非公開とすることも明記されています。

全国の例の中では、民間企業が指定管理者となるために、猛烈な営業活動を選定委員に行ってくるケースも多々あることが報告されています。

選定委員会における選定結果や選定理由等は、どのように議会に報告・提案されるのかお伺いします。

三つ目は、指定管理者の町職員の再就職についてですが、選定委員会が町職員で構成されていることからも、禁止とするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　谷口議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度導入に関する基本方針についてであります。

まず、指定管理者制度が創設された主旨についてでありますが、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等も図ることを主たる目的としているものであります。

このような主旨のもと、国においては、平成 15 年９月２日に地方自治法の一部を改正する法律を施行し、公の施設の管理については、これまでの地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限って委託できるとした管理委託制度から、これらの団体に加え、民間事業者を含めた中から地方公共団体が指定する者が管理を代行する指定管理者制度を導入することを可能にさせたところであります。

本町におきましては、この制度の円滑な導入を図るために、平成 18 年２月に、指定管理者制度導入に関する基本方針を策定し、その後、公の施設 298 施設について、この制度の導入の可否及び導入時期に関する具体的な検討を進め、結果として三つに類型化したところであり、平成 19 年６月に基本方針の一部を改定し、その内容を盛り込んだところであります。

ご質問の１点目、児童福祉施設、教育施設、図書館への制度導入を早々に見直すべきについてであります。

まずは、すべての公の施設について、町直営とするか指定管理者制度を導入するかの選択に当たりましては、サービスの向上、コストの削減、利用の平等性・公平性の確保、民間参入の可能性の有無など、基本方針の中に示しております判断基準に基づき検討を重ねた上で、さらに利用者の満足度なども勘案しながら総合的に判断して、類型化を図ったところであります。

常設保育所につきましては、全国的に民設民営による管理運営が進んでいるところであり、十勝管内におきましても同様に民営化が進んできております。

芽室町においては、本年度から指定管理者制度が導入されており、帯広市あるいは音更町におきましては、認可保育所の約半数が民設民営となっております。

本町におきましても、基本方針に沿って、民営化を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、今後につきましては、保護者等と話合いの場を持ち、説明及び意見交換等を十分に行いながら、基本方針の内容をさらに具体化した幕別町立保育所民営化計画を策定して、円滑な導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

子育て支援センターにつきましては、併設する保育所と一体的に管理することが、最も効果的、効

率的と考えますので、保育所の導入に合わせて取り組んでまいる考えであります。

また、幼稚園につきましても、保育所と同様に全国的に民設民営の事例が多くありますことから、本町におきましても、園児の減少傾向という課題や保育所との連携・統合なども視野に入れながら、導入に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

さらに、学童保育所につきましては、基本方針に沿って、これらも導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

図書館につきましては、本年４月の時点で、全国 50 カ所の公立図書館で指定管理者制度が導入されておりますことから、先進事例の状況等も十分精査しながら、基本方針に沿って検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、選定結果等をどのように議会に報告・提案するのかについてであります。

まず、指定管理者の候補者の選定に当たりましては、導入する施設ごとに具体的な公募要領及び選定基準を定め、一般公表することとし、選定委員会におきましては、この選定基準に基づき客観的に評価をし、候補者を選定することになります。

その後、施設ごとに議会において指定の議決を経ることになっておりますが、指定管理者の候補者を選定した後は、議会に対しまして、指定管理者の指定について議案を提案させていただくことになります。

その際、提案説明の中で、選定の経過、理由、選定した団体等の概要、経費の節減効果などについて、説明させていただきたいというふうに考えているところであります。

ご質問の３点目、指定管理者の町職員の再就職の禁止についてであります。

指定管理者の選考につきましては、前段申し上げましたとおり、選定基準に基づき、公正に選定が行われますことから、町職員に対して指定管理者への再就職を禁止するという考えは持って降りません。

いずれにいたしましても、指定管理者制度の導入につきましては、法律の趣旨に沿い、町の基本方針に基づいて実施することが、より住民ニーズに応えられるものと思っております。

方針に従って引き続き準備を進めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　谷口和弥議員。

○２番（谷口和弥）　それでは、１番目のところから再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、指定管理者制度の導入の目的のところから、整理していきたいというふうに思います。

民間のノウハウを活用することによって、住民が享受するサービスのさらなる向上と、施設の管理運営コストの削減、これらが達成できると判断できる場合に導入することになっている。そういうことになっています。

指定管理者制度の導入が、運営管理コストの大きな削減になることは理解できます。

一番高い部分の、大きい部分の人件費が、公募の結果により、指定管理者となった団体から、全くそれまでの賃金体系と違うもので実施されるわけですから、それは当然のことだと思います。

しかし、指定管理者制度の導入に当たっての民間事業者の優れたノウハウ。そういった文言も出てくるわけですけども、保育、教育の現場において、何を指して、サービスのさらなる向上と考えているのか。具体的にどんな内容なのかをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　当然のことながら、保育所にしろ幼稚園教育にしろ、まず、子供さんを預けられる親の方が安心して保育を、あるいは、幼稚園教育をしていただく。これが何よりであろうというふうに思います。

そのために、それぞれの持っているノウハウを発揮して、そして、子供たちに、あるいは親たちが安心して保育所に預けることができる。そういうことが、住民サービスにつながっていくことだろう

というふうに思っております。

もちろん、このことが、今の保育所の中ではできないということではもちろんありませんけれども、さらに、そういった経験、あるいは、他の保育所との関係、いろんな面を通じながら、それぞれの保育所が、あるいは、幼稚園がサービスを向上させていくために、頑張っていただくことが、住民サービスへつながっていくのであろうというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　谷口和弥議員。

○２番（谷口和弥）　民間企業の優れたノウハウということについて、また質問させていただきますけれども、民間企業でありますから、経営を成り立たせていくために獲得してきたいろいろなすばらしいノウハウはあるのだと思うのです。

しかし、この場合においては、何やら民間企業の優れたノウハウというと、大変すばらしい秘けつでもあるような、それによって大きな改善がされるような、そんな響きがあって受けはいいように思いますけども、今、ご答弁にありましたように、具体的にこれだというものは、そう上がってはいかないわけです。

今、ご答弁のあった内容は、町長のお言葉にもありましたけども、民間の企業が参入しなければ改善ができない。そういったことではないのだというふうに思います。

例えば、しかるべき立場の、しかるべき職種の町職員の方が、様々な研修や人事交流、独自の学習の中で、その民間企業でいう優れたノウハウ、それを習得できるものというふうに思います。

そういったことの理解で、まずはよろしかったでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　当然のことながら、民間が行うことによって、それぞれの持つその機能が、あるいは、保育士の力が民間の力でもって発揮されると。これは何も町職員であっても変わるものでは、そう大きなものはないのだろうというふうに思っております。

ただ、民間の場合には、いろんな経験も当然、一つの保育所以外の経験も踏まれることもあるのだろうと思いますし、あるいは、また違った面の研修制度なんかもあるのかもしれませんけれども、いずれにいたしましても、町は独自で、あるいは、町が公立で続けていくことと、民間の力を入れること。それは先ほど言いました公立的な財政運営等も含めた中で、住民サービスの低下しない中でやっていくことが、より望まれることであろうというふうに、私どもは思っております。

○議長（古川　稔）　谷口和弥議員。

○２番（谷口和弥）　今、そのように、町長からご答弁いただいたわけですけれども、やはり私の印象としましては、経費削減の部分では、大きく影響を与える制度であるけども、管理運営については、ノウハウについては、あえて指定管理者制度を導入しなくてもやっていけるものだというふうに、理解せざるを得ないところです。

それで、次の方に移っていきますけども、今回、この質問をさせていただくに当たっては、町内外の直営や公営、民営、公設民営、民設民営の保育所、学童保育所、幼稚園の職員、保護者からお話を聞いてまいりました。

お話を聞いてわかったことは、私の予想どおりであったわけですけども、民間企業のノウハウというのは、むしろマイナスの面で強く働くということがわかりました。

保育教育の現場では、指定管理者が導入されると、実際に働く職員の心身の健康状態に大きな影響を及ぼして、子供たちにいい保育、教育、そういったことが提供できなくなる。そういったことが推察される中身となっています。

幾つか紹介したいと思います。

既に指定管理者が導入された施設の職員からですけれども、労働時間が長くなった。研修会に行く頻度が少なくなったとの声が上がっておりました。研修会に行けば、行く人の費用、さらには穴埋めをするための費用と重なる。少なくない出費となるわけです。

こういった費用が削られるということになってしまう。

利益を出すためには、職員数を減らし、労働時間を延ばし、週休２日制の保障もなければ、土日の出勤の代休の扱いもどうなるかわからない。有給休暇も労働者が申請したとおりになっていかないかもしれない。

そういう労働強化が予想される。不安な声が上げられていました。

公設保育所の職員からは、正職員の雇用だけは、今後も守られているけれども、臨時職員の雇用は、守られる案にはなっていない。指定管理者との引継ぎの期間に入れば減らされる。正職員型の直営保育所に配置換えになれば減らされる。そういった案になっているわけです。

しかし、今の臨時職員の中には、様々な事情で、臨時職員でありながら、その臨時職員としての給料が、主たる収入で家族が生活している。そういう人も一定数いるのだそうです。

その職員にも安心して保育を続けてもらいたいと思うわけですけれども、臨時職員は、指定管理者に採用してもらうように頼むというお話になって、職員の間では紹介されているようでありますけれども、採用の権限は、指定管理者の方にあるわけで、必ずしもこれが確かな保証になるわけではない。そのように思います。

ましてや、幕別町内にある民間企業が、指定管理者になる。そのことも保障がないわけであります。

指定管理者を指定する期間は３年から５年というふうに、指針ではなっております。

期限を迎えると、また公募が行われる。指定されている期間内に何も問題を起こさなかったというふうにしても、次、また、強力な、優秀な企業からの公募があって、どちらがなるかということになったときには、必ずしも引継ぎできない場合もある。だから、自分の将来に対して、不安で不安でどうしようもないでいる。そういったことが、この制度の中ではあるわけです。

町内にある民設民営の幼稚園のもと職員の方から。仕事は就業規則による就業時間が終了すると、全員帰らされた。だから、残った仕事は毎日家に持ち帰って行うのだそうです。当然残業代は請求でない。担当クラスを持たされると、風邪を引いて熱があっても休むことができない。有給休暇をとることもできない。出産休暇も取れない。出産休暇を取らさないと違法になるので、結婚すれば退職。それが暗黙のルールである。

毎日疲労困ぱいになりながら、精一杯働いている。自分のやりたい保育ができない。給料はアパート代とアパート代の補助がついても、手取りで 15 万円。それでいて、この幼稚園がどうかというと、十勝管内で一番労働条件のいい幼稚園だと。そのように言われているのだそうです。

幼稚園教諭のことでいいますと、７年間経験すれば一人前になるというふうに言われているのだそうです。子供の成長に目配せができて、親御さんに子育てのアドバイスができる。そこまで至るのが７年間の経験だそうです。

しかし、そういう労働条件の中では、７年ももたないケースの方が多い。保育にかかわるプロとして、子供たちにしっかり責任をもって成長にかかわりたいと思っているのだけども、夢を持って現場に飛び込んできたわけだけども、一人前になる前に、プロとしては未熟のまま、多くは、ようやく子供と遊べるようになった。そういった段階で、この職場を去っていくのだそうです。そして、その後がまに新人が採用され、一から指導を受ける。これが繰り返されている。保護者の方からも、町営の方が安心できる。そういった声が上がっておりました。

民間の優れたノウハウの中には、労働環境や条件、そういったものに無抵抗、無関心になるような雰囲気をかもし出す。そういったことも含まれているのではないかといっても過言ではないというふうに思います。

今述べた現状が、少なからずもあるのです。

指定管理者制度の導入の方針を見直すことを、積極的に行ってほしいと思うのです。

もし、見直すとなった場合は、どのような手順となるのか、お伺いいたします。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　今、いろいろな事例のお話がありましたけれども、それらについては、もちろんそれぞれ民間の企業なり、職場でのいろんな問題、課題があるのだろうというふうには思います。

ただ、そのことがあるから、指定管理者制度を否定するということには、私はならないのだろうというふうに思いますし、ましてや、今の後半にありましたように、指定管理者制度を見直す。これから今やろうとしている段階でありますので、今、見直すためにどういう手順を必要かというようなことは、私どもは、今考えているわけではありません。

ただ、私どもは、この計画を今回出しました。

しかし、これがコンクリートされて、このとおり絶対いかなければならないなんていう考えは当然持っておりません。

もちろん相手もあるわけですから、本当に我々が思うような指定管理者がいるのかどうか。

あるいは、保育所やら幼稚園にいきますと、当然のことながら、保護者の皆さんの理解を得ることができるのかどうか。いろんなことをクリアして、指定管理者制度はスタートするのだろうというふうに思っております。

ですから、今言ったいろんな労働条件の厳しさですとか、そういったことは、それぞれの会社の中で解決してもらわなければならない部分もあるのだろうと思いますけども、私どもとしては、そういったことを含めた中で、よりよい住民サービスの低下につながらない。保育の低下につながらない中での指定管理者制度が、どうあるべきかを検討しながら、これから指定管理者制度を進めていきたいという考えでおります。

○議長（古川　稔）　谷口和弥議員。

○２番（谷口和弥）　指定管理者制度の見直しについての質問はこれで最後にしたいと思いますけども、過去の子供の成長にかかわる領域での、幕別町議会における質疑、いろいろと見させていただきました。

その中で、目を引くもの。皆さんにとっては、この議場の中で聞いたことになるわけですけども、紹介させていただきたいというふうに思うわけです。

平成 15 年の第４回定例会。二つの質疑、紹介させていただきます。

この質疑にかかわって、後ほど質問させていただきたいというふうに思います。

一つ目ですけども、園児が減少傾向にある町立保育所を民営化すべき。そういった質問が出されております。

それに対しての答弁は、民営化は地方公共団体が自ら管理するよりも、一層向上したサービスを住民が享受し、住民の福祉がさらに増進されることとなる場合に限ってと返されています。

したがって、例えば、運営管理経費の削減のみを目的としたような安易な委託などは行うべきではないというふうにされています。という答弁がされています。

そして、現在のような公設公営、直営方針がいいのか。あるいは、公設民営がよいのかなど、それぞれのよい面、問題点、留意点など、様々な角度から検討し、整理しておく必要がある。

そして、整理に当たって何よりも大事なことは、親の都合で、行政の都合でも、法人の企業の都合でもなく、子供にとって最も望ましいことは何かといった原点をしっかり見つめながら、調査研究してまいりたいと思う。そのように締めくくられているところです。

二つ目ですけれども、学校給食の民間委託の導入の検討という質問もされています。

給食センターの場合は、一番心配する面としては、企業意識、いわゆるコスト面、こういった部分で先に走ってしまって、サービス、安全安心、こういったものにかけることが、まずは予想されるだろうということ。

それから、町内での従業員の確保。本当に地域雇用の確保ができるだろうか。さらには企業に継続性があるかの不安。いわゆる町内業者にも、町内業者も含めての確保。この段階でどういったことがあるだろうかということも十分に研究しなければならないと思っているということを答弁されています。

そして、何ごともそうであるけれども、行政で進める上で、何事も大事なことは、民営化あるいは民間委託。移管する理由は何なのか。単に経費節減。こういったものだけではなくて、先ほど言った

よい面、悪い面、心配される面、いわゆる先ほども言いましたけどもと。もし、事故が想定していたもの以外のものが出てきたときに、どんな形で対応できるか。そんなような形のものをすべて洗い出しながら、住民の人たちに説明する。こういったことが大事だというふうにされているのです。

それから、まだ丸４年経ってないわけでありますけれども、今の私の中では、大きな町の姿勢の変化があることが、とても気になるわけです。

どうしてこのようになっていってしまったのか。

子供が主人公だというふうに以前は述べていた。それが今、大人の理由でもって、それが移行されようとしている。そういうことになっているわけです。

私はこの質問を聞いたときに、体の芯まで温まるような、そんな思いをいたしました。

どうか、この方針に戻って、この管理者制度について、しっかり見直していただきたいというふうに思うのです。

今の紹介しました二つの質問についての、町長の感想、思いを聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　15 年の第４回以外の答弁は、きっと私が答弁しているのだというふうに思いますけども。今言われたように、私は保育所にしろ幼稚園にしろ、子供が主役であるということでは、今も私は変わらない。

決して大人の都合で委託に出すとか、指定管理者制度を導入するということではなくて。

子供が保育所に行って、親も安心して保育ができる。そのための手法で指定管理者制度がどうなのかということでありまして。

親からすれば、極端に言えば、民間であろうが、公設であろうが、本当に子供のために保育をしてくれるところが、何より望ましいということは一番であろうと、私は思っております。

それと、時代もわずか何年と言いますけども、先ほど言いましたように、指定管理者の新たな導入もありましたし、今、国の施策の中では、保育所を新たに建てるなんていうことになりますと、ほとんど民設の方が、いわゆる制度的には建てやすいような状況にも変わってきております。

そうした中で、やはり根本は、子供たちが保育所へ通う、幼稚園へ通うと。そのときに、子供たちにとって、よりよい環境の中で保育が受けられ、教育が受けられることが、私はこれからも当然望んでいくことだろうというふうにありますし、究極は子供たちの保育。喜んでいただくことが大切なことだろうと。そのことには、私は今も変わりはないというふうに思っております。

ただ、手法が民設なのか、あるいは公営なのかということについては、今言ったように、いろんな条件をクリアしながら、あるいは、いろんなことを検討しながら考えていかなければならない。これから対応していかなければならない。そういう思いでおります。

○議長（古川　稔）　谷口和弥議員。

○２番（谷口和弥）　子供が主人公である。そのことは変わりませんよということでありましたけれども、やはり、この制度になれば、先ほどもお話しましたように、保育行政、教育行政にかかわる、実際に子供に触れる部分の職員の方々のいろいろな精神面での、健康面での条件が悪くなる。きちんとした笑顔でもって子供に接しづらい。そういった状況が生まれてくる。そのように私は思うわけです。

ですから、これからお話はどんどん進むのでしょうけども、この教育や生涯学習や、そういった部分においては、この指定管理者制度を導入すべきではない。その立場で、また、質疑に参加させていただきたい。そのように思います。

二つ目。

指定管理者選定委員会が、指定管理者の候補の選定、それから、指定管理者への町職員の再就職のことについて、質問させていただきたいと思います。

関連事項ですので、二つまとめてお話させていただきたいというふうに思います。

選定するに当たって一番大事なことは、誰の前にも疑問の余地がない。そういった選定結果が出さ

れるということだと思います。

選定委員が間違いないよと、しっかりやったよと。そういうふうに自覚するだけでなく、その結果が町民に知れたときに、その町民も、ああそうかと納得できるような形に近づける、それが大事なのではないかなというふうに思います。

幕別町の場合は、施行規則で、選定委員会の定数は10名以内とされて、副町長、委員長に職責名で７人の町職員の方が決まっている。

そして、委員長が必要と認めるものがその他ということで、最大３人加われる。そういったことになっています。私は、ちょっと町職員の割合が高くて、町職員という立場の中で隔たった判断がされやすい環境にあるのではないかというふうに思うわけです。

町民の目線から外れやすくなる。そのことが危惧されます。

例えば、全国の例ですけども、幹部だった職員OB、それから議員、その他地元の有力者など、そういった人たちからの横槍でもって、選定結果が変わってしまう。そういったことがあるようです。

ですから、選定委員会には、毅然とした態度で選定に当たっていただかなくてはならないわけです。

ほかの自治体の選定委員会の構成について、ちょっと調べましたので、紹介させていただきたいというふうに思います。

帯広市と近郊２町で比べてみましたけども、選定委員会の定数は、音更、芽室は10名以内ということでは一緒です。

帯広は、人数の定めはありませんでした。

構成の方ですけども、芽室町は職員に６人が参加する。残りは、委員会委員長が必要に応じて決める。幕別町よりも一人少ないですけども、似たようなルールだと思います。

音更ではどうか。

職員は４名、利用頻度の高かった町民３人と学識経験者３人で行っている。

帯広も職員は４名、それで、そのケースによって若干の違いはあるようですけども、児童保育センターのケースを例にとりますと、保護者３人と有力者２人がそれに加わって選定委員会が構成されている。そういうことになっています。

ですから、選定するに当たって、最後、どのような決め方になるかわかりませんけども、多くの人の意見に沿うと。多数決ということであれば、バランスのいい結果になりづらいのが、幕別町のやり方ではないかなというふうに思うわけです。

そのことは、施行規則で決まっているわけですから。幕別町の場合、言えることは、どの自治体よりも、きちんと選定結果については明らかにされるべきではないかというふうに思うわけです。

選定委員会の内容を町民に対して、全面的に公開するということにはやっぱりならないのだというふうに思いますけれども、議決にかかわるこの町議会における議員には、一定示されるべきだと思うのです。

町民の代表なわけですから、町民の納得のいく説明を受けて承認することが必要です。どこに決まっただけでなく、選定結果を知ることが重要です。

例えば、文章で示されるかどうなのか。示されるのであれば、独自に私たちが、ここでも良かったのになだとか。例えば。この数字だったなら、ここでしかるべきだとか。そういったような意見をまとめられるような資料が配付されるのかどうなのか。お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　今、お話ありましたように、選考委員会を設けて選考するというふうに、規則で謳っておりますけども、その中に、条件によってといいますか、場合によって、参考者などから意見を聴取する。いわゆる、選考委員会のみでなくて、それにかかわって、いろんな施設にかかわって意見を聞く必要がある場合には、そういう人たちからも意見も意見を聞くというようなことが、規則の中であるというふうに思っております。

したがいまして、当然のことながら、10人なら10人の委員の中だけでは、十分把握できないような

ものについては、参考人をといいますか、それぞれにかかわる人たちに意見を求めていく。そういったことを含めて、結果を出していくということでありまして。

先ほど言いましたように、その経過等については、議会の中で、それぞれ一つひとつ議決を頂くわけでありますから、それらについて、十分説明をさせていただく。あるいは、ご指摘等を受ける中で、お話をさせていただくということで、進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川　稔）　谷口和弥議員。

○２番（谷口和弥）　選定委員会の選定の在り方ですけども、本当に慎重に決められるべきというふうに思います。

帯広の中では、これは学童保育所でしたけども、結局二つの公募がある中で、一つの公募者が辞退して、結局、一つの公募ということの中で決まったと。

その指定管理業者としてやるわけですけども、賃金の未払が発生してしまって、その年度、残り４カ月ということで聞いておりますけども、また直営に戻して、やらざるを得なかったと。そういったことがありました。

一番迷惑するのは、子供や父兄であって、何度も言いますけども、しっかりとした選定委員会の議論をお願いしたいというふうに思います。

それで、職員の再就職のことと併せてですけども、実際今、街中では、今公募されているところの百年記念ホールですけども、既にどこの業者と決まっていてと。そこの業者のところで、着々と中身は進んでいると。そんなようなうわさも、風潮も耳にしているのです。

これは、私はそれは事実かどうかということは、確かめておりませんけども、こういった話が出るということが、そもそもやはり、慎重にならねばならないのだというふうに思うのです。

そして、本当にそのとおりになったらどうなるのだ。これは、町の中で、選定の中で不正があったというふうに、多くの方々が思ってしまう。

勝手に推測してしまう。何もなかったとしても。といったことになってしまうわけです。

先ほど言いましたけども、選定委員会の皆さんには、わずかな疑いすら持たれない。そういったことが必要なのだと思うのです。

公募のあった団体とは、例えば、プライベートでも一緒にときを過ごさない。そういった覚悟も必要ではないかというふうに思うわけです。

職員の再就職の問題ですけども、全国の例ですけども、既に指定管理者に、職員が再就職する例や、再就職した先が、指定管理者として選ばれる。そんなことも多々あるようです。

住民がこの指定管理者制度が公正に行われている。そういうふうに感じられる選定になってほしい。そのように思います。

最後は、質問になりませんでしたけども、そのことを強く申し上げまして、質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（古川　稔）　以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○１番（中橋友子）　通告に従いまして、２点について質問をさせていただきます。

はじめに、後期高齢者医療制度についてであります。

昨年の６月に、医療制度改革関連法が制定されまして、来年の４月から北海道後期高齢者医療制度がスタートいたします。

それにより、現在、75 歳以上と 65 歳から 74 歳までの一定の障害を持つ高齢者は、現在加入しています国民健康保険や組合保険、共済保険や政府管掌保険からこの制度に移行となります。

その数は、全国でおよそ 1，300 万人、北海道内では約 63 万人が対象予定とされています。

この制度は、たくさんの問題を抱えているという点から、何点か申し上げたいと思います。

まず一つは、保険料の負担の問題であります。

医療給付にかかわる費用を基礎に算出され、全国の平均金額は、年額７万４，000円、月額では6，200円となっていますが、北海道はこれより高く、年額８万５，000円、月額で７，000円になると言われています。

介護保険と合わせて、約１万円となるわけですが、これが年金から天引きをされる。年額18万円以上の年金受給者から、全員から天引きをするということが決められています。

二つ目の問題は、これまで高齢者には、障害者や被爆者と同じく、保険証が全員に無条件交付されておりました。

しかし、今回、この制度によりまして、１年以上滞納すると資格証明証が発行され、全額自己負担となるということが明らかにされています。

また、三つ目の問題は、医療内容に定額制、いわゆる包括性が導入されまして、必要な医療が受けられなくなることなどが懸念されているという問題があります。

制度の開始まで、あと７カ月という状況でありますが、現在の状況で、被保険者はもとより、全道の道民、また、幕別町における町民の皆さんにもほとんど知られていないという現状があります。

さらに、この制度は、現役世代に対して、支援金という負担も求めております。

国民健康保険税に対する影響は特に大きく、税の改定も生じるのではないかと推測されます。

これまで地域発展のために大変ご苦労をなされ、大きく貢献されてきた高齢者が、この制度によって、必要な医療を受けられなくなる可能性が大きく、現役世代も含めて国民全体に、将来に大きな負担を増やしていくこのような制度は、見直しを含めて、改善を求めていく必要があります。

以下、次の点をお伺いいたします。

まず、後期高齢者に移行する幕別町内の人数と保険加入の状況について。

２点目は、国民健康保険と比べ、保険料は増額すると予測はされるが、各階層ごとの負担の比較について。

また、３点目は、老人健康保険の移行等国民健康保険に対する影響について。

４点目は、現役世代に対する支援金の予想額について。

５点目は、町独自の住民説明会や懇談会の必要を感じ、開催の予定について。

また、６点目、最後ですが、低所得者に対する保険料の減免や資格証明書の発行の中止など、関係機関に対する働きかけについて、お伺いするものであります。

次に、交付税の減額に対する対応など、財政問題についてお伺いいたします。

2007年度の道内の交付税総額は7，103億円で、212億円、2.9％の減額となりました。

北海道内35市町村で当初の予算計上額より少ない予算割れという状況になっています。

十勝管内では８市町村で減額され、幕別町では当初予算に対して4，941万円が不足する事態となりました。

また、交付税の不足分を補う臨時財政特例債も、全体で9.3％の減額となっています。

国の基準に基づき策定された予算案が、交付税の減額のために、予算割れになる事態というのは、到底納得できるものではありません。

再算定を国に求めるべきと考えます。

また、新たな導入されました新型交付税の影響や、頑張る地方応援プログラムの取組についても、予算に与える影響は大変大きく、安定財政確保のために、次の点をお伺いするものです。

１、交付税の減額に対する対応については、住民負担とせず、国に再算定を求めるべきであるが、どうでしょうか。

二つ目、新型交付税の算定による影響について。

また、三つ目は、頑張る地方応援プログラムの積極的な活用について、お伺いするものであります。

以上であります。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　中橋議員のご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度についてであります。

昨年６月に医療制度改革関連法案が成立し、国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとするために、高齢社会に対応した医療制度として、後期高齢者医療制度が創設されたところであります。

ご質問の要旨にありますように、平成 20 年４月から、75 歳以上の方と 65 歳以上で一定の障害を持つ方が、都道府県ごとの広域連合により運営されます後期高齢者医療制度に移行するというものであります。

ご質問の１点目、後期高齢者医療制度に移行する人数と保険加入状況についてでありますが、本町におきましては、本年８月 31 日現在で、町国保の方が 2，690 人、政府管掌健康保険の方が 291 人、共済組合の方が 77 人、その他の組合健康保険や組合国保の方が 53 人、合計で 3，111 人の方が本制度に移行する見込みであります。

２点目の国民健康保険税と比べ保険料負担は増額すると予測されるが、所得階層ごとの負担の比較についてのご質問であります。

後期高齢者医療制度の保険料につきましては、均等割と所得割の２本立てで算出し、合算した額となる予定であります。

保険料率につきましては、広域連合において、広域連合条例により定められることとなっております。

国では、保険料算定に関する政省令の公布を今月に予定しており、広域連合では、国の政省令に基づいて算定作業を行い、11 月に開会される広域連合議会で決定する予定でありますことから、町では、現在、保険料額について試算ができる状況ではありません。

また、国保税は、世帯主課税であり、老人保健対象者の４割が若年者と同一世帯であるため、新制度へ移行する老人保健対象者のみの税額を算出することは難しい状態でありますことから、負担の増減を比較することはできませんので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

なお、現在、夫婦二人で夫のみの年金収入の場合。この場合、町国保税を階層ごとに算出いたしますと、年金収入 150 万円の世帯では、７割軽減が適用されて税額では２万 7，900 円、年金収入 190 万円の世帯は、５割軽減が適用されて７万 6，100 円、年金収入 230 万円の世帯は、２割軽減が適用されて 13 万 6，000 円、年金収入 300 万円の世帯は、軽減が適用されませんので、21 万 600 円となります。

町国保の 75 歳以上のみの世帯の現在の国保税一人当たり平均額は、軽減が適用される前で、11 万 1，300 円であります。北海道が試算した後期高齢者医療の平均保険料は、同様で、軽減前で年８万 5，000 円にとされておりますので、道の試算でありますけれども、現時点では、新制度移行により保険料負担額は下がるというふうに見込まれております。

３点目の老人保健の移行等国民健康保険会計に対する影響についてであります。

後期高齢者医療制度に移行することに伴いまして、これまで各医療保険者が高齢者医療のために支出しておりました老人保健拠出金が後期高齢者支援金に変わることになります。

厚生労働省から示されました後期高齢者支援金賦課総額を算出するワークシートにより試算いたしますと、３億 7，100 万円ほどとなります。

これを、本年度の概算で老人保健医療費拠出金５億 2，200 万円と比較しますと、１億 5，100 万円の減となるわけでありますが、前段申し上げましたように、町国保から後期高齢者医療制度へ移行する 2，690 人の方の国保税の収入がなくなることになるわけであります。

したがいまして、老人保健対象者と若年者の同一世帯があるため、新制度へ移行する老人保健対象者のみの税額の算出が難しい状態であります。

したがいまして、経過措置として設けられる国保税の各種軽減によります税額減少により、国保会計の収入が減となる見込みでありますけれども、これらについても現在のところ算出することは難し

い。影響額総額を推計はできない状況であります。ご理解を頂きたいというふうに思います。

４点目の現役世代に対する支援金の予想額についてであります。

後期高齢者支援金は、若年者が高齢者の医療費の４割分を負担して制度を支えることを明確にするという趣旨で創設されるものであります。

これまで、国保税の算定につきましては、医療分及び介護分、２本立てで、また、老人保健拠出金につきましては、医療分の中で負担していただいていたところでありますが、負担区分を明確にするため、後期高齢者支援分と別立てにするものであります。

現在の老人保健拠出金に対する一般被保険者の負担は、約２万 6，000 円であります。

３点目で触れたところでありますが、厚生労働省のワークシートによりますと、支援金は、歳出ベースで全国一人当たり平均４万 100 円の見込みとなっており、現在と同程度の６割の国庫負担金が見込まれるため、被保険者の実際の負担は２万 4，000 円程度で、若干下がるものというふうに言われております。

しかし、このワークシートにつきましては、対象者数や医療費など過去の数値から推計した数値に基づいて作成されており、あくまでも目安を掴むためのものであります。算定の基礎となる所得なども確定していない現在、平成 20 年度に賦課する金額となるものではありませんので、ご理解をいただければというふうに思います。

５点目の町独自の住民説明会や懇談会の開催についてであります。

本町では、昨年、医療制度改革の概要が明らかになった時点で、老人クラブ連合会の研修会や出前講座で計７回、後期高齢者医療制度を含めた医療制度改革について説明させていただいてきております。

また、広報紙やホームページに制度の概要を掲載して、お知らせをしてきたところであります。

なお、国におきましては、保険料算定に関する政省令策定に当たって、パブリックコメントを募集してきたところで、今後、パンフレットの配布も予定しているというふうに伺っております。

さらに、北海道後期高齢者医療広域連合におきましては、今後、道内各地域で住民説明会を開催する予定であるというふうにも伺っており、町としては、別途住民説明会等を開催する予定はありませんが、出前講座などの要請には応えていくとともに、広報紙などでさらに周知してまいりたいと考えております。

最後に、低所得者に対する保険料の減免や資格証明書の発行の中止など関係機関に対する働きかけについてであります。

本制度におきましては、低所得者に対しましては、均等割について７割、５割、２割の軽減措置が設けられております。

また、災害その他特別事情により生活が著しく困窮した方については、保険料が減免される制度も設けられております。

資格証明書の発行についてでありますが、本制度は、負担能力に応じて全ての方々に、公平に保険料を負担していただくことが存立の前提であります。負担能力があるのに納めていない方の未納分は、他の納入者や支援金として各健康保険の若年者の負担増となり、公平が損なわれることとなりますので、資格証明書の発行は制度上やむを得ないものであろうというふうに思いますが、その発行に当たっては、十分配慮していただきたいというふうに考えております。

次に、交付税の減額に対する対応など財政問題についてであります。

ご質問の１点目、交付税の減額に対する対応については、住民負担とせず、国に再算定を求めるべきについてでありますが、普通交付税につきましては、今年度も例年どおり７月に算定が行われたところでありまして、本町における平成 19 年度の普通交付税決定額は、52 億 1，925 万 7，000 円となり、対前年度同期比で２億 9，033 万 3，000 円の減、率にして 5.27％の減となりました。

当初予算との比較では、4，941 万円の財源不足が生じる結果となりましたが、この要因は、行革実績に伴う割増分の約 3，400 万円がゼロ査定されたことが主なものだろうというふうに思っておりま

す。

また、臨時財政対策債の発行可能額につきましては、当初予算との比較では、270 万円の増となっております。

普通交付税の予算割れによりまして、今年度の財政運営、大変厳しいものになるというふうに認識しておりますが、この財源不足に対しましては、自主財源である町税などの歳入の確保に努めるとともに、経常的な経費などの節減に取り組むことで対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、普通交付税の再算定につきましては、地方交付税法に規定がありまして、交付税の総額の増加や特別な事由がある場合に実施されることから、地方自治体の方から再算定を要望するというような制度でないことを、ご理解いただきたいというふうに思います。

ご質問の２点目、新型交付税の算定による影響についてでありますが、昨日、前川雅志議員のご質問にも答弁をさせていただいておりますが、新型交付税につきましては、今年度、大幅な制度改正により、基準財政需要額を算定する際、包括算定経費として新たに導入されたものであり、人口と面積を基本とする算定内容になっております。

本町における平成 19 年度の新型交付税に係る措置分につきましては、基準財政需要額として、約 15 億 5，000 万円となりまして、その内訳は、人口分が約９億 2，000 万円、面積分が約６億 3，000 万円で、人口と面積の比率は、６対４となったところであります。

昨日も申し上げましたように、国の標準が 10 対１であることを勘案しますと、結果としては、本町におきましては、人口措置分がかなり不利に算定されたというふうに思っております。

したがいまして、新型交付税の算定による影響につきましては、平成 18 年度の相当額を積み上げた経費と比較いたしますと、約１億円の減になったものと分析しているところであります。

ご質問の３点目の頑張る地方応援プログラムの積極的な活用についてであります。

これも昨日申し上げましたが、頑張る地方応援プログラムにつきましては、本年度から新たに導入された地方自治体に対する国の支援策であり、やる気のある地方が独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう、独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税での支援措置が講じられるものであります。

まず、普通交付税に係る支援についてでありますが、本町の平成 19 年度普通交付税の算定においては、従来型の個別算定経費の中で、出生率、ごみ処理量、農業産出額など９項目の成果指標として反映されたところであり、基準財政需要額として約 3，300 万円が算入されております。

なお、平成 18 年度の行革インセンティブ算定と比較いたしますと、約 2，100 万円の増となったところであります。

次に、特別交付税に係る支援についてでありますが、本町におきましては、環境保全プロジェクトとして、幕別町の環境保全と地球温暖化防止のため、住宅用太陽光発電システムの導入者に対し、補助金を交付するという事業をはじめとして、七つのプロジェクトを策定し、公表しているところでありますことから、今後３年間、プロジェクトに取り組むための経費に対して、特別交付税での支援措置も講じられる見込みであります。

今後、本町におきましては、頑張る地方応援プログラムも見据えた中で、町の実情に沿った形での行政運営に意を用いてまいりたいというふうに考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　質問の途中ですが、14 時 15 分まで休憩したいと思います。

14：01　休憩

14：15　再開

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○１番（中橋友子）　それでは、再質問をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療制度のことでありますが、対象が 3，111 人で、国保から 2，690 人、その他から 421 人が移られるということがわかりました。

それで、２番目にかかわってくるのですが、国保税と比べて、これからの保険料が増額するのかどうかというところであります。

この制度がなかなか周知されていないのだということは、1 回目の質問で申し上げましたけれども、とにかくこういうことになるのだということを町民の方にお話しすると、必ず出てくるのが、では、自分の負担金は一体どうなるのだ。今の国民健康保険税から比べて上がっていくのか下がっていくのか。そして、医療はきちんと受けられるのかと。これが大半の質問になってくるわけですね。

恐らく、幕別町でも７回ほどの、これまで説明を行われたということでありますが、そういうお話も出たのではないかというふうに思うのですけれども。

今、ご答弁いただいたように、現在のシステムや状況の中から、正確なものが出せない状況にあるということは、私自身もそれは十分理解しております。

その上に立って、極力認識を近づける、現実のものに近づけるという意味で、今回のこの試算なども出していただいたと思うのですが、その結果として、負担金については、現在国保税の 75 歳以上の方の平均の負担金が 11 万 1，300 円で、これが新しい制度になると８万 5，000 円ということになるので、この時点においては下がるものというお答えでありました。

しかし、私、この推測には、いささか疑問を持ちますといいますか、積算になるものが、前段申し上げたように、まだまだ均等割、あるいは所得割にしても定まっていませんから、致し方ない面があるというふうにも押さえながらも、やはり負担の増を心配するわけですね。

その根拠というのは、一つには、医療費を軸に、今回の保険料というのは、後期高齢者にかかわる医療費の総額の窓口負担分を外して、残りの半分を公費で見て、その残りの半分のうちの１割を高齢者がみる。４割を現役世代がみると、こういう仕組みになっていますね。

ですから、医療費が上がっていくと、当然、１割の負担というのは動かないわけですから、それが頭数で割られていくと、仕組みからいって引きあがっていく可能性が高いということであります。

それで、実は私、昨日驚いたのですけれども、まだどこもこの保険料について定かなものは出ていなかったのですが、昨日、ホームページ見ましたら、東京都が８月の 31 日に議会を開いて試算を出したのですね。

今の北海道は、平均月額 7，000 円、年額８万 5，000 円と言いましたけれども、全国はそれよりも１万円ぐらい低いと言われていたのです。

ですから、当然東京もそれより１万円低く出されてくるのだろうなというふうに思いましたら、何とその資産額はその倍額の、年額 15 万 5，000 円ということで議会に示されているのですよね。正式な議会に。

それはどういうことかといいますと、特別なことではなくて、いろんな医療費にかかわる分野と、さらに検診事業や葬祭事業だとかいろんなことを加味しながら、案文して出していった結果が 15 万 5，000 円ということなのです。

では、東京都の医療費というのはどうなのかというふうにみますと、75 歳以上の方の医療費、１年間の金額というのは、北海道よりずっと安いのですよね。

東京の場合には、73 万円ですか。全国では 18 番目なのです。

北海道は、１番１番と言われていたのですが、福岡が抜きまして、福岡が、今、全国１位で 96 万 5，500 円。北海道は同じ 95 万 5,000 円円ですか。１万円低いですね。２番目。

ですから、こういう東京の計算の仕方で、恐らく今の時点ですから、ほぼ厚労省の試算に近づいたものだというふうに認識するのですが、そこで出された金額が、全国平均と言われていたものよりも２倍になっている。

この医療費も、では、ここから比べて北海道はもっと高いというふうになってくると、北海道も相当な負担が示されるということになるのかなというふうに、大変驚きと心配を抱いたのです。

ですから、この点におきましても、非常に下がる予定というような認識でいたのでは、いろいろな手立てを打つ上で、遅れを生じてしまうのではないかというふうに心配するわけです。

この辺についても、もし町側も押さえていらっしゃるものがあったら、お答えいただきたいというふうに思います。

それと、国民健康保険は、あくまでも世帯単位でありましたが、今度、後期高齢者は、一人単位になっていきますから、先ほどの比較は一人単位でありますが、こういう点でも合算するとどうなのかということも生まれてきます。

さらに、この保険税については、２年ごとに見直すというふうになっています。

導入の時点で、例え金額が今までの負担よりも低いというふうに押さえられていても、２年ごとに医療費の引上げも含めて、事務経費も含めて、それをして変えていくということでありますから、当然後期高齢者の人数というのは、少なくなっていくということは考えられませんので、医療費は膨れ上がっていくでしょうし。分子も分母も両方上がるということにはなりますが、総体としては、引上げが予測されるというふうに思うわけです。

こういうところもどのように認識されているのか、伺いたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　保険料の関係でありますけれども、私もこの答弁書を見て、８万 5，000 円、昨日、一昨日と新聞に 15 万 5，000 円と９万 6，000 円だかという数字が出ていました。

東京地域、首都圏の連合がそのぐらいの数値を出しているのに、北海道の８万 5，000 円は随分低いなという思いは、実は思っておりまして、担当者にも確認したのですけども。

今、なかなか北海道の方から市町村へ、そういった情報というのが正直いってなかなか降りてきていない実情なものですから、担当者の方として、今までに与えられた資料の中から、こういう積算をしたということで、先ほど答弁でも申し上げましたように、恐らく９月中に政府からの省令が出て、そして、中橋議員が一番詳しいわけでしょうけれども、広域連合の議会で北海道の保険料が決まっていくということになるわけでありまして。

当然、私どもとしては、この８万 5，000 円では終わらないなという思いは、実は持っているわけですけども。

ただ、繰り返しますけども、そのもとになる、根拠となるべき数値がないものですから、なかなか答弁書、新たに書き直すということもちょっとできなかったのですけども。

まだそういう面では、かなり流動的であろうかなというふうには思っておりますし、ご案内のとおり、今まで北海度は何といっても全国一医療費が高いわけでありますから。その一番高いところが、ほかより保険料が安くなるということは、普通では考えられないということで、できれば、今言う国の、いわゆる公の２分の１という負担がさらにもっと上げていただくのが我々にとっては一番有り難いことだというふうに思っていますけども、何せ、これからのスタートでありますので、そういったことも、これから出てくる数値の中から、また、我々町村会なんかでも対応していかなければならない問題であろうというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　中橋友子議員。

○１番（中橋友子）　２年ごとに引きあがっていくという問題も含めまして、今までの情報よりもさらに厳しくなる状況にあるというようなことを、町長も不確定な要素の中からも、そのように押さえていらっしゃるということでありますから、その点では私も認識を同じにするところであります。

それだけに、住民の皆さんに対する対応であるとか、それから、制度に対する安心して医療を受けられるための見直しというものについて、真剣に取り組んでいく必要があるというふうに考えるわけです。

そこで、３点目に聞きました国保会計への影響につきましては、これは直接住民ということもあり

ますが、国保を保険者としてやっていた町としても、大きな問題だというふうに思うわけですね。

老人保健医療拠出金、今まで拠出していた５億数千万円のお金が、今度はそれがなくなるわけですから、拠出はしなくなると。

しかし、新たに後期高齢者医療に対する拠出が生まれると。これは現時点では３億数千万で、差額は１億 5，000 万円ですよということでありましたが、国保税の、今まで払ってられた方、2，690 人ですか。この方たちの収入がなくなることは当然でありますが、同時に、私は例えば、いろんな影響を考えるのですけれども、この 2，690 人というのは 75 歳以上の方で、恐らく町としては、収納率を見たときに、収納率の高い世代ではないかというふうに思うのですね。

年代で滞納を分けるというのも正しくないかもしれませんが、しかし、税に対する考えですとか暮らしぶりとかいろいろ起こっていくと、高い世代だと思うのです。

そういうところが、収入としてなくなってしまうということは、収納率の影響も出てくるだろうなというふうに、一つ思っていますがどうでしょうか。

それから、もう一つは、収入の面におきましては、例えば、今まででしたら国民健康保険というのは、世帯のものでありましたが、今度は個人個人になっている。

そうすると、ご夫婦の場合でも、75 歳以上と、それから、75 歳以下のご夫婦の場合には、一人は後期高齢者に入っているけど、もう一人は残ると。そうなった場合に、経過措置などもとられていくというふうに、８月に出されたと聞きました。

そうすると、この経過措置というのは、２分の１の減額とかというふうに聞いていますけれども、その分もまた収入としては、町に入ってくるお金というのは減っていくことになるのかなと。

国保会計については、直接の負担金は減って、収入そのものが、税が入らなくなること。収納率の高い世代がなくなること。新たな制度を設けられて、減額措置などがあるから、それも減っていくこと。

こういうふうに考えていくと、結果としてはやはり困難な状況、今まで以上に困難な状況がつくられる。そのことが、また、国保税の負担になって、跳ね返っていきはしないかという心配を持つのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　お話ありましたように、70 歳で収納率の高い世代であるということ。それと、農業者なんかでいいますと、一つの世代の中に、75 歳以上の高齢者がいるということですから、当然、収納率の高い世代、あるいは高い世代が多かったのだろうということであります。そのことは事実だというふうに思いますから、収納率への影響もあるのかなというふうに思います。

あるいは、今の経過措置の問題もありますけど。

ただ、それらのお話ありましたようなことについての具体的な数値をもっての試算というのは、実はできていないわけでありますし、先ほど言いましたように、まだ保険料が幾らになるかというところから入っていかなければ、なかなか試算も難しいのかなというふうに思っておりますし。経過措置も話としては聞いてはおりますけど、具体的にそれがどういう取扱いになっていくのか。

これも先ほど申し上げましたように、私よりは中橋議員の方が詳しいわけですから、なかなか町で詳しい人が私たちに質問するわけですから、ちょっと私も答弁に引っ掛かるのですけども。

広域連合の中でも、当然のことながら論議がされて、そこで条例が決まって保険料が定まり、町村に下りてくる。あるいは、町村が広域連合に対してのどんな役割を担っていくのか。どういう業務、どういう事務をやっていくのかという、その具体的なものもまだ、正直言って降りてきていないわけでありまして。

今のご質問に対する答弁はそういうことで、わからないながらもそういう影響があるということだけは言えるのですけども、詳細な数値的などのぐらいだということになってきますと、まだちょっとわからない部分があって申し訳ないなというふうに思いますけれども。

○議長（古川　稔）　中橋友子議員。

○１番（中橋友子）　お言葉を返すようですが、それぞれの立場があって臨むのではないでしょうか。私は私の町議会議員として、町民の困っている状況や問題については、きちっと解決しなければならない責任があります。それに答えるのも町長ではないですか。

そういう立場でお聞きいただきたいと思います。

それで、実は、なぜこういうふうに、それは数字の問題でも、私自身もわかっておりません。

だから、推測を認めるというのはそこにあります。

それで、ただ、あと実施まで７カ月ですよね。正式に出るのを待ってスタートしてというふうになったときに、もう本当に介護保険のときもそうでしたけど、結果としては、保険料の徴収半年遅らすということになりましたけれども、住民の方たちは、結果だけを、決まりましたからということで、示されて、そして、そこから負担をせざるを得ないというような状況だったわけです。

同じような問題を、同じような困難を住民に与えてはいけない。極力今の知り得る範囲。あるいは、いろんな事例出ているわけですから。そういう中で、動向を掴んで、行政として手を打つというのは、これは町長の責任だというふうに私は思います。どうでしょうか。

それと、もう一つ、保険料にかかわりましては、これは是非町としても、責任を持つ意味で求めていただきたいと思うのですが、結果が決定される前に、東京都がそうなのですが、試算が出されましたら、これを住民論議という形を取られているのですね。

でも、これはこの出した機関がやるということが大前提にありますけれども、ただ決まってしまった保険料をこうなりましたよというよりは、試算を示した上で、いろんな形で住民の声を聞いていただきたい。

それを、やっぱり町としても関係機関に挙げる。そのことが、より住民の声を反映した料金設定になっていくというふうに思いますので、その点も是非、取組の考え方について、伺いたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　この後期高齢者医療制度について、先ほど言いましたように、出前講座なんかでも話をしておりますし、私自身もいろいろな老人クラブの集会ですとか、あるいは前回の出前講座ですとか、あるいは忠類地域の住民懇談会なんかのときにも、こういった制度に移行するという話はさせていただいております。

できる限り、住民の皆さんに、早めに知っていただきたいということは、そのとおりだというふうに思います。

保険料の試算については、先ほど言いましたように、この後もどの時期にある程度のことが出せるのか。まずその辺から入っていかなければならないのだろうというふうに思いますし、また、広域連合で考えておられます北海道内における地域の説明会。これらが、今、十勝あたりではどのような形でされていくのかと。

そこでまた、つくられると言われておりますパンフレットといいますか、しおりといいますか、そういったものが、我々が説明するに当たっての参考になっていくものなのか。そういったことも含めて、より早く住民の皆さんにこの制度の周知と、おっしゃいましたようなこの保険料の試算ができれば、試算をした中でお示しをしていく。そのことは我々も十分考えていかなければならない問題であると、そういうふうには思っております。

○議長（古川　稔）　中橋友子議員。

○１番（中橋友子）　次に、現役世代の負担金のことについても、４点目にお尋ねしたのですけれども、これにつきましても、これまでも現役世代の負担というのはあったわけですが、明確にされるというのはこの制度で初めてなのですよね。

それで、お答えの中にもありましたけれども、今までは保険税には、健康保険と介護保険というような仕切りで、住民の方には示されておりましたけれども、今度、後期高齢者に対する支援金というのが明確にされて、それで、今の試算では２万４，000円ということですか。平均で。

そういうことが負担として求められていくということがわかっております。

そこで、この負担金についても、不確定ということでありますから。これも前段と同じ論議になりますが、医療費の支出の総額から４割を負担するということが決められている以上、この点についても、現役世代に対する負担は多くなることが予測されるのではないかと思うのですが、その辺の認識も伺いたいと思います。

同時に、私はここでは負担が明確になっていいのだというような国の姿勢もそうなのですけれども、ただ、何と言うのでしょうか。今、世代間の対立といいますか、本来、こういう健康保険だとか社会保障とかというのは、社会全体で支えて、いろんな責任分野の人たちがそれぞれ責任を果たされて、一つの制度を維持していく。そして、それぞれの、今回は、お年寄りの方が安心してかかれるようにしていくという仕組みのものなのですが、若い方の中にも、こういって明確に高齢者負担分で幾らというふうに書かれてくるわけですから。

そういったその世代間の、今、こういったすさんだ社会状況というのはたくさん広がってくるのですが、そういう中で、持ち込まれていることにも一抹の不安を覚えるわけですが、その辺の認識について、伺いたいと思います。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　これは今、お話ありましたように、高齢者を支えるために、国が５割、あるいは、若い人たちが４割で、自分１割。この負担割合で、この制度を維持していこうという国の考え方であります。

ただ、これに対して若い人たちがどういう思いをもって、これらに参加する。参加するというよりは、参加させられるわけでありますけれども。

今言いましたように、やはりこういう社会保障制度の中には、相互扶助という精神はどうしてもあるのだろうというふうに思いますし、そういったものがなければ、また社会保障というのは成り立ていかない部分も、また、あるのだろうというふうに思っております。

私たちの立場からすると、負担、厳しい社会経済情勢の中で、若い人たちにも負担していただくことには、大変なご苦労もあるのかと思いますけれども、ただただご理解をお願いする。逆を言うと、やがては自分たちもそういう立場にはなっていくのだろうということ。そういうようなことでの理解を頂くということしか、私どもとしては申し上げることがないのだろうというふうに思っておりますけれども、何とかこういった制度、少しでも高齢者の皆さんの１割負担も、若い人たちの４割負担も、できれば少なくなることが、何より望ましいことであろうというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　中橋友子議員。

○１番（中橋友子）　それ以上より仕方がないのだろうなというふうには思いますが、負担はどんな分野でも、全くないという、どの世代にもないということはないのですよね。

こういった公共施設も何でもそうですが、もちろん働いている人が税金を払い、その税金でつくられるけれども、それを支えるのは、その働いていない人たちの家族の支えがあったり、いろんなことをしてやるわけですから。

そういう点では、なるべく世代間のギクシャクを生まないような体制といいますか、そういう制度になるように、地方自治体としても、町としても求めていく必要があるのではないかというふうに、私は思います。

次、５点目の住民説明会の問題でありますが、とにかく対象となるのは 75 歳以上の方なのですよね。

今まで出前講座もやられてきたということでありますが、本当にそういう方たちに理解してもらおう。家族のいらっしゃる方は家族にもわかってもらってということになるのですけれども、パンフレットだとか、町の広報誌だけではなかなかわかってもらうのが大変ではないかというふうに思うのですよね。

ですから、聞きますと、帯広市では、昨日わかったのですけれども、介護保険と同じように、創設のときと同じように、10 月に帯広市のコミュニティセンター全会場で、ローテーション組んで説明会を開催するということを聞きました。

こういうやり方は、網走市でもやっているというふうにも聞いておりますし、全国でいろいろ取り組んでいらっしゃるということも聞きますので、是非その辺も、きちっと他町村の取組も研究していただいて、必要な手は売っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それと、段々時間がなくなってきますので、もう一つ、資格証明書の関係でお話したのですが、ここでは、制度上やむを得ないと。そして、負担能力があるのに、納めていない方の未納分は、他の納入者に被さってくるので、やむを得ないのだという、今、ご答弁でありました。

もうご承知のとおり、これは滞納に至るというのは、年金から天引きされる方は滞納はないわけですから。

ですから、誰が滞納するかというと、天引きの条件に満たない人。つまり、年金金額で言うと、月額１万５，000円以下、年額18万円以下ですね。

こういう人たちが普通徴収になるのですよ。

そこに、保険料は、所得割はなくても、どれだけ低くても均等割はかかってまいりますね。

そうなってくると、こういう年額18万、月額１万５，000円。中には資産のある方もいらっしゃるかもしれませんが、少なくとも、厳しい年金状況の中で、払いたくても払えないという状況が、介護保険もそうでしたが、生まれることが予測される。

そうした場合に、これまでなぜ75歳以上の方たちには、無条件で交付されていたかというと、昭和61年に老人保健法つくられたときに、その老人全体の健康を守るのだという大前提、大きな謳い文句がありまして、ここでは、障害者や被爆者と同じように、老人には、75歳以上にはきちんと渡そうと。

そこには、万が一、保険証のトラブルで、これは現実に今も生まれているのですけれども、保険証がないことによって、病院がかかれないような状況が生まれたときに、この年齢でいくと命にかかわるようなことも当然予測されますね。

そういうことを避けようということで、無条件交付というのができたのですよ。

それが、今回のこの制度によって崩されると。

これも私は本当に、では、もう、この制度自体は、本当のところを言えば、医療費全体を削減しようということで、こういったお年寄りももう病院に余りかかってほしくないぞと。お金のない人には行ってほしくないぞということを言わんとするのかなというふうに取れてしまうのですよね。

ですから、この点でも、本当に働きかけをしていただいて、今までどおりに、きちんと保険証を渡されるように求めてもらいたい。どうでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　説明会につきましては、先ほども申し上げましたように、いろんな機会を通じての説明と、新たな説明会。

あるいは、先ほど言いましたように、説明会を開催しても、なかなか75歳以上の方だけが集まるという説明会というのも、なかなか難しいのかな。

そこに若い人が一緒に来ていただいてというようなことになってくれば、まだ違ってくるのだろうというふうにも思いますし、先ほど言われました連合会の方の説明会がどのような手法になるのか。あるいは、幕別町、あるいは、町単位なのか、管内２カ所か３カ所でやる説明会で終わるのか。

そういったことも含めながら、私どもも十分お話ありましたことについて、帯広市の事例なども参考にしながら、対応してまいりたいというふうに思います。

資格証明証、これも今の段階では、実際どのぐらいのものなのかということは、正直言ってまだわかりませんけれども、おっしゃるとおり、せっかく頑張ってこられた方が高齢になって、これから長生きしていかなければならない。余生を送っていただかなければならないというところに、病院にもかかれないということは、これは本当にあってはならないことだというふうに思います。

ただ、制度上、こういった証明証を発行しなければならない。そういった制度が必要かどうかということになってきますと、まだその別の問題もあるのだろうというふうに思っておりますし、本当に払えない方が資格証明証なのか、それ以外の制度、いわゆる減免ですとかいろんな制度の中で、救わ

れることが大事なのかなというような気もしますけれども。

いずれにしても、これはスタートされた段階で、十分私どもも見守っていかなければならないというふうに思います。

○議長（古川　稔）　中橋友子議員。

○１番（中橋友子）　その救い上げる措置も、是非、今、町長おっしゃったように、見守っていただいて、経済的な理由で、病院にかかれないお年寄りをつくらないように、頑張っていただきたいというふうに思います。

帯広の例、もう一つ申し上げますと、一昨日、厚生委員会が開かれて、そこでは市独自で激変緩和措置をとっていくということも、十勝毎日新聞に載っておりました。

ですから、こんなことも、是非視野に入れていただいて、今後に臨んでいただきたいと思います。

次、財政問題について、伺います。

交付税の再算定を求めてどうかということでお尋ねしたのですが､私も特別な理由によらなければ、交付税の再算定なんていうのは求めるものではないということは十分承知した上でお尋ねいているわけです。

交付税そのものも、確定というのが７月ですから、減額になるか増額になるのか、空けてみなければわからないというところは、多分に含んだ性質がありますので。その点では、異を唱えるものではないのですが、ただ、今回の減額というのは、非常に減額する側の横暴性といいますか、そういうのが見受けられるのですよね。

結局、今回の減額になった一番の理由は、お答えにありましたが、行革の成果が余り見られないということでありました。

しかも、それも、平成 14 年と平成 17 年を対比して出してきたと。

たまたまそこに見えなかったという問題だと思うのですよね。

でも、うちのまちづくりをずっと見てみましたら、私は行革そのものはいいとは思っておりません。

しかし、町としては、人員の削減であるとか、あるいは負担金や補助金の見直しどんどんやっていましたし、何よりも、平成 17 年の末には、一番の行革といいますか、リストラといいますか、町村合併もつなげてきているわけですから。

そういうのは、たまたまそれは反映されない。ゼロだということですよね。

これは全然納得できません。

それから、もう一つ、国の方で投資的経費を補助金に変えるというか、名目を国営事業でしたね。

補助金に変えて、補助金が多いから出さない。

これだって、幕別町の責任ではないですよね。

それから、さらにずっと財政問題を私も取り上げてきて、とにかくうちのまち、借金多いから、繰上償還やって、頑張って減らしてほしいといってきて、町も頑張りましたよね。

ところが、今度、繰上償還したからということで減額する。

これは、私、地方の力をつけるとか応援するプログラムの前に、もっと努力を認めて、それを反映するような交付税措置をするべきだというふうに、もっともっと強く挙げていいと思うのですよね。

それをなしにして、こういうふうに決まったのかということで、5，000 万円もの穴を開けられてしまうということには全然納得がいかないわけですよ。

ですから、特別な理由ではありません。

しかし、本来の行政の在り方として、うちの町が全くきちっとやってきているのだと。これがもし投げていきまして、例えば、問題があって、夕張のことも全部が実例として挙げられるわけではありませんが、いろいろ財政上で、借金が膨れ上がっていったのにもかかわらず、さらに借金を増やしたとか、一借でしのいだとか、いろんな問題がある。

そういう問題を、うちの町が持っていたのだったら、私は致し方なかったかなと思うのですが、そうではないという以上は、これはもう再算定を求めるに値するのではないかと思ってお尋ねしたので

すが、いかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　交付税の再算定というのは、町村個々の理由でなくて、例えば、かっては国税三税、今は国税五税ぐらいになっていますけども。

それが、当初、交付税会計でみていたより、景気がよくなったとか、どっと税が増えたので、その分を再算定して、さらに町村に割り振りしますよと。ある程度決まっているわけですね。

それと、もう一つ、再算定という言い方がいいのかどうかも知りませんけども交付税が 100 と決まったら、そこに 0，000 幾らという調整率があるのですね。ご承知のとおりだと思いますけど。

この調整率を逆に解除して、幾らか増やす。実はそれで、去年辺りは 2，000 万ぐらい増えた例もあるのですけども。

今回の私どもの事情というのは、ちょっとそれとは違うものですから、再算定という言葉にはちょっとつながらないのかなというふうに思います。

そして、今言った 14 年と 17 年の決算を比べたときに、補助金が増えた。この増えた補助金は何かとおっしゃったとおり、国営事業の償還金だった。

ただ、これは我が町だけではなくて、現に芽室町ですとか、清水町なんかも出ていますし。

ただ、困ったことに、北海道がこれが多くて、ほかの都道府県は、きちんと昔からそうやっていたということなのです。投資的経費でなくて、昔から補助金に入れていたと。

ところが、北海道はどういうあれか知らないけども、道の指導もあって、私どもはずっと投資的経費入れてきたのが、ある日突然補助金に変わったというようなことで今回のことがあったのですけども。

ただ、これは、昨日も言いましたように、来年も続くものですから、このまま放っておきますと、また減らされるので、何とか今、来年、国に向けて制度改正をしていただくようにということで、これからも運動は続けて生きたいと、そういうふうに思っています。

○議長（古川　稔）　中橋友子議員。

○１番（中橋友子）　やっぱり国であれ地方であれ、納得のいく財政運営、道理ある算定。こういうものをいつも、自分たちのところももちろんそうやりますし、国に対しても問題があるときには、きちっとその問題があるということを指摘していただいて、貫いていただきたいと思います。

それで、新型交付税の中でも、これは新型交付税できるときに、地方６団体は駄目ですよということを言っているのですよね。

それで、結局人口と面積を基本にするということで、さらにこれも今回、うちにとっては不利にやられてしまったのですけど。

このときに何を言っているかというと、総務省はこうやって言っているのですよ。

なぜその人口と面積だけを基本にするかというと、ときの竹中前総務大臣ですが、算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点。だから、うちの町として、人口とそれから面積だけでやってくれるから、交付税の額はもう、すぐ予見できるよと。だから、この方法をとるのだというような言い方をしていながら、こういうふうに変えてくるわけですね。

ですから、町長頑張ってください。こういうこともきちっとやっぱり言っていただいて、国に意見を挙げていただかなければならないと思います。

最後ですが、頑張る応援プログラムの中で、昨日も前川議員質問されておりましたが、この制度も私も、決して頑張るだけのものではないかなと。行革なんかきちんとみないで、それで、算定してくるわけですからね。

ただ、事業名においては、特別交付税事業名においては、やっぱりきちっともらうものはもらった方がいい。3，000 万といえどももらった方がいい。

そうすると、その事業の積み上げに、３年間の事業計画をもって、それを算定してもらうわけだけれども、うちの場合に、他町村と比較すると事業のその金額というのは、総額で、要するに、他より

は少ないのですね。その辺が、この事業そのものも１億円越えるような計画を挙げていかないと、なかなか3，000万の対象にならないのだということも聞いているのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（古川　稔）　岡田町長。

○町長（岡田和夫）　昨日もご質問にお答えして、私どもとしましては、14事業を挙げているわけでありまして、３カ年の事業総額で２億5，100万という数字を挙げておりました。

単年度で6，300万ということなのですけども、なかなか一つの事業を積み上げていくわけですけども、一つで１億を越えるような大きな事業というのは、実はこの中にはない。

ただ、ほかの町にない、例えば、農業振興公社を立ち上げて、農業問題にあれしているとか、土づくり対策ですとか、そういったことについては、これは継続される事業でありますから、これは続くのでしょうけども、後は子育て支援にかかわるようなものだとか、環境問題、協働のまちづくり。これらが、協働のまちづくり辺りが、さらに地域の協力を得ながら増えていくことによって、さらに事業費の面では増えていくのだろうというふうにも思っておりますけども。

ただ、交付税ですから、先ほど、中橋委員も言われたように、私は余りこういうものだけが交付税の算定に使われるということは、必ずしもいいことではないのかな。

あくまでも一般財源でありますから、もっと町村が使うためには、それなりに使いやすい施策でなければ、昨日の起債の償還もそうなのですけども、片一方は15年で償還するけども、交付税は10年で満たすのだからというようなことでなくて、見てもらうことは有り難いことではありますけども、それ以上にもっとやっぱり交付税を充実させていただきたい。させていただければ有り難いなと、そういうふうに思っております。

○議長（古川　稔）　以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、15時５分まで休憩いたします。

14：53　休憩

15：05　再開

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○３番（斉藤喜志雄）　私は、通告に基づき、児童・生徒の読書活動の推進と、学校図書館の図書整備について、質問をいたします。

言葉の乱れへの危機感、さらには、昨今ますます顕著になってきている読書離れへの危倶、あるいは、文字力・語い力の低下などを背景に、文字・活字文化振興法が平成19年の９月に制定されたことは、ご案内のとおりであります。

この法律は12条からなるシンプルなものですが、そこに盛り込まれている国や地方公共団体、そして、学校教育及びマスコミ・出版界に課せられている課題は極めて重いものがあります。

それら課題の中から、特に、学校教育に対しては、全教育課程を通して、児童・生徒の読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力、言語力だとか国語力だとかを言いますが。の涵養に努めること期待されております。その言語力を身につける上で、極めて有効な方策の一つとして、学校をあげての読書活動の推進が考えられます。

私は、児童・生徒の読書離れは仮の姿で、今までに素晴らしい本との出合いがなく、読書の楽しさを知らないことから、本を読まないのではないかと、経験的に思っているところもであります。もちろん、テレビをはじめ、パソコンやゲームなとの負の影響も決して無視できないことは百も承知の上でありますが。ついては、学校と教育委員会が手を携えて、一つには、読書の素晴らしさを訴えると。

併せて、読書する環境を整備し、読書する時間を確保することなどが強く求められているものを考えるところであります。

そこで、４点についてお尋ねをいたします。

その１点目は、子供読書活動推進計画の策定についであります。

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるとともに、創造力を豊かなものにして、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであります。

しかし、前段でも申し上げたとおり、様々な情報メディアの発達と普及、生活環境の変化、あるいは、幼児期からの読書習慣の未形成などもあって、いわゆる読書離れが指摘されているところであります。

そうした実態を踏まえるときに、学校・家庭・地域社会の三者が、緊密な連絡のもと、その推進を図るため、子供読書活動推進計画の策定が必要と考えるところでありますが、いかがでしょうか。

その２点目は、各学校の読書活動の推進状況とその内容についてであります。

我が国の児童・生徒の読解力、OECD の平均値程度まで落ち込んでいることが報告され、また、現在行われている学習指導要領の見直しでも、言葉を重視することが重要であるとの意見が数多く示されるなど、学校が取り組む読書活動の重要性はますます高まっているというふうに考えてございます。

ついては、町内の各学校で取り組まれている読書活動の推進状況、その実践内容などについてはどのようになっているか、お聞かせを頂きたいと思います。

その３点目は、学校図書館の図書整備についてであります。

学校図書館は、日々の読書活動はもとより、児童・生徒の想像力を培い、豊かな心を育むとともに、主体的な学習を支援し、教育課程の展開に寄与する学校教育の中核的な役割を担うものです。

その学校図書館の整備については、文科省が学校図書館図書標準を設定し、そのための地方財源措置が講じられてきたと聞いておりますが、本町における達成率。できれば、小中学校別にどういった実態にあるか、お聞かせを頂きたいと思います。

そして、その４点目は、公立図書館とのネットワーク接続についてであります。

学校や学級への図書の団体貸出し、指導員の派遣、図書館の運営や指導に関する各種相談事業など、学校図書館支援のためには、学校図書館と公立図書館とのネットワーク接続が有効と考えるところでありますが、その辺についてお聞かせをいただければと思います。

以上、４点について私の質問を終わります。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

児童生徒の読書活動の推進と学校図書の整備についてであります。

読書は、文字を持つ人類が長い歴史の中で培ってきた固有の文化であり、我々は、読書を通じて追体験することにより、知識や知恵を会得し、豊かな人間性を涵養し、生きる力を得てきたと言っても過言ではないと考えております。

読書の習慣を身に付けることは、国語力を向上させることにとどまらず、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみのもとともなるものであります。

また、若いうちに身に付けることが肝要であると言われております。

ご質問の１点目、子供読書活動推進計画の策定についてでありますが、子供の読書活動の推進に関して、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進することを目的に、平成 13 年に公布されました子供の読書活動の推進に関する法律におきまして、市町村においても、市町村子供読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないと定められております。

幕別町におきましては、平成 14 年８月の国の基本計画、平成 15 年 11 月の北海道の推進計画の策定を受け、これらを基本として、平成 16 年２月に、平成 16 年度から平成 22 年度までの７年間を計画期間とした幕別町子供の読書活動推進計画を策定したところであります。

７カ月健診の乳児に絵本をプレゼントするマイファーストブックサポート事業をはじめ、学校図書館との連携など、計画の推進に鋭意努めているところであります。

ご質問の２点目、各学校での読書活動の推進状況とその内容についてであります。

平成 19 年度の状況を説明いたしますが、一つには、全校一斉の読書活動でありますが、多くの学校が朝の始業前に 10 分から 20 分の時間帯で実施をいたしております。

小学校７校、中学校３校で実施しておりますが、実施頻度は、小学校では週に１回実施が２校、数回実施が３校、読書週間などを設定して実施しているのが２校、中学校は３校とも毎日実施しているという状況であります。

また、読み聞かせなど読書活動の支援活動に、地域の方々にボランティアとしてご協力を頂き、小学校７校、中学校１校において実施しております。

前年度に比べまして、読書活動推進への取組状況は増加傾向にありまして、教育委員会といたしましても、一層の推進をお願いしているところであります。

ご質問の３点目、学校図書館図書標準の達成度についてであります。

平成５年３月に、当時の文部省は、学校図書館が児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、学校教育上重要な役割を担っていることに鑑み、学校図書館の図書の充実を図り、教育課程の展開に寄与するために、学級数に応じた整備目標である学校図書館図書標準を設定し、市町村教育委員会に対しては、図書の整備に努めるよう通知があったところであります。

一方、図書購入費に対する財源措置につきましては、平成５年度以来、普通交付税により措置されてまいりましたが、子供の読書活動の推進に関する法律の制定や新学習指導要領のもと、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくため、平成 14 年度から平成 18 年度までの５カ年計画で、蔵書の充実を図るべく、引き続き単位費用に計上されております。

平成 18 年度では、小学校１学級当たり２万 5，000 円、中学校１学級当たり５万 1，000 円が単位費用の算定基礎に計上されております。

ご質問の図書標準の達成状況でありますが、平成 19 年５月１日現在で、小・中学校 15 校全体では 70.1％、小学校 10 校では 64.4％、中学校５校では 79.1％の充足率となっております。

学校ごとの状況では、標準を達成しているのは小学校２校、75％以上 100％未満が小学校３校、中学校３校、50％以上 75％未満が小学校２校、中学校２校、50％未満が小学校３校という状況であります。

学校標準の算定の基礎となる学級数は、普通学級と特別支援学級を合わせた学級数でありますことから、特別支援学級が多い小学校が 50％を下回っている状況にありますことを申し添えます。

ご質問の４点目、公共図書館とのネットワークについてであります。

平成 16 年２月に策定をいたしました幕別町子供の読書活動推進計画に基づき、図書館を核に読書活動の推進に努めておりますが、学校との連携という観点では、移動図書館車による月２回の小学校への巡回・貸出し、学校の総合的な学習として図書館を訪問しての調べ学習、図書館司書による学校訪問、学校図書館担当者会議の開催など、連携を密にしておりますが、加えまして、平成 18 年、19 年と２カ年事業で町内五つの中学校の図書館蔵書のデータベース化を行い、図書館と中学校図書館とのネットワーク化を本年８月に終了したところであります。

今後も、開かれた学校づくりを推進し、学校図書館が地域における図書館として機能できるよう、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　斉藤喜志雄議員。

○３番（斉藤喜志雄）　数字を挙げて丁寧な答弁を頂きありがとうございました。

ところで、子供の読書活動推進計画の策定でありますが、必ずしも私の質問が適切でなかったことを、まず冒頭お詫びをしておきたいというふうに思いますが、私も委員会にいたときに、この平成 16 年というのはかかわっていたような気がいたしまして、後ほど、大変ご迷惑をかけたなと思いながら、趣旨はこういうことなのです。

実は 17 年度末のいわゆる市町村のこの子供読書活動推進計画の策定が、わずか全国 16％なのです。

実は、何でこれを掲げたかというと、非常にそういう意味では、先進的な幕別が取組をなされて、まさに教育行政執行方針の中でも、謳っているとおり、文化のかおる心豊かな学びのまちづくりという、そこのところ受けて、先進的な取組をされているということで、私自身も非常に高い評価をしていたところなのであります。

したがって、今度とも、一層後からの達成率とのかかわりで、是非継続して、その思いを一層充実させていっていただきたいなということで、ここに取り上げさせていただいていることを、まずもってご理解を頂きたいというふうに思います。

そこで、各学校の校内での取組ということで、それぞれの学校が創意ある取組の中で、この読書活動が非常に前進をみているということで、私も大変うれしく思うところでありますけれども、実は、この朝の読書。わずか短いようですが、非常に私は有効なものであるというふうに考えているのであります。

とりわけ、いじめだとか不登校だとか低学力などが多発している状況をみるときに、今の児童生徒は非常に恵まれた食生活で、身体的な栄養は満たされているけれども、心や精神面では栄養失調状態にあるような子供たちが非常に多い。

そういった中では、学校が取り上げてのこの全校一斉の朝の読書というのは、わずかな時間を使って非常に大きな効果があるというふうに考えてございます。

これはOECDでの学力調査を見たときに、スウェーデンが実は1番なのですね。

ここのところの読書率というのは、これはまた国民を挙げても含めても、全て非常に世界の中で最も普及している。

そういう観点からみると、単なる学力の向上だけでなくて、落ち着いた学校生活を維持する上での積極的な生徒指導という観点からも、実は、非常に有効な手立てだというふうに考えているのですが、この朝の読書活動の推進について、今後、教育委員会としてどのようにこの部分を評価され、さらにそれを広めていこうというふうな支援策といいましょうか、そんなものをお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　最後の部分の、いわゆる朝の読書活動にかかわる今後の委員会としての方向ということであります。

お答えをいたしておりますように、朝読書につきましては、始業時間10分あるいは15分ということが平均的でありますけれども、1授業時に入る前の朝読書というのは、頭の回転を良くするというふうに言われております。

したがって、非常に入りやすいという効果もある意味であります。

読書の必要性については、昨今のテレビ、あるいはパソコンなどの影響によるところが大きいのでしょうか。医学者に言わせれば、前頭葉を通過しないで、まっすぐ反射的に行動しなければゲームに集中できない。そういうような脳になっているので、ものごとをかみ砕いて、感情、感性というものが出てこないという一つの脳の変化、子供たちの脳の変化というようなことを言われている方もいらっしゃいますが、いずれにいたしましても、年々その朝の読書活動については増えているというのが状況であります。

実施していないというところがあるというふうに誤解されますと困りますので申し上げておきますが、例えば、漢字の書き取りテストだとか、あるいは計算ドリル。これらを使ってやっているというところもありますので、全校が必ずしも何からの形でやっていないということでありますので、その辺は誤解のないようにしていただきたいと思いますが。

いずれにしても、引き続き、新学習指導要領の見直しの中でも、いわゆる低学年の国語の時間を増やすとか、そういうことの必要性を十分感じているようであります。

私どももそういう意味ではそのように思いますので、是非、授業として、あるいは教科としてカウントされるかどうかという問題は残っておりますけども、是非、そういう読書活動ができるような体

制になって、仕組みになっていってほしいというふうに思っておりますので、私ども教育委員会といたしまして、学校に対しましてお願いをするという立場でありますけれども、強力にお願いをしていきたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　斉藤喜志雄議員。

○３番（斉藤喜志雄）　私の言葉足らずで誤解のないようにしていただきたいと思いますが、教育課程の編成権は、当然現場にあるということであるということでありますから、したがって、そこのところは、教育委員会が統一して何かをあれするということには決してならないというふうに思っておりますので、その教育効果だとか、そういった趣旨をしっかりと学校現場に伝えていただくことによって、その学校の主体的判断をということで、あれしていただきたいなというふうに思いますので、誤解のないように申し添えておきたいと思います。

そこで、その標準の達成率について、先ほどありました。

しかし、これも実は16年度末の調査でありますけれども、全国の達成率というのは小学校で約38%ぐらいでしょうか。それから、中学校が32%程度なのですよ。それが、幕別にあっては、非常に高い数字を示しているというのは、これまた教育委員会の読書活動に対する積極的な取組が功を奏しているのだろうなということで、これまた評価をしたいなと思いますが、しかし、いずれにしても、100%にはなっていない。とりわけ、数字の魔術で小規模校と大規模校をセットにしてやると、この数値は上がる。上がりますよね。

しかし、対規模校だけで考えてくると、若干下がる。

それでもはるかに全国数値からみたら高いものがある。

そこで、僕は地方交付税の措置によって、この学校図書整備費というのはあれさているというふうに思いますが、交付先自治体でのこの人の制約を受けていない性格のものであるという、そこのところを踏まえると、なぜこの 100%に、あるいは、全国の数字もそうです。限りなく遠くにあるのかということなのですが、僕はやはり別なところに振り向けられている部分もあるのではないか。

そういう点でいうと、本来的に国がこういった趣旨でとつけているところについて、完全予算化とまではいかないにしても、教育委員会に是非そのこの部分の増額を頑張ってほしいと。そんなふうに思っているのです。

いわゆるその単なる目標値に終わらせることなく、限りなく子供たちがいつでもどこでも誰もが、この選択できるという、そういう冊数を確保する。その取組を強くお願いをしておきたいなというふうに思うわけであります。

もう一つは、私、夏休みに何校か、学校の図書室を見せていただきました。

そうすると、単なる冊数を持って是としないのですよ、これは。単なる冊数を持って是とはしない。

言っている意味はご理解いただけるかと思いますが、資料が古くて、資料が古くて必ずしも調べて学習等々で力が発揮、効果が発揮できる、そういう図書ではないというものが、実は結構各学校にあります。

したがって、その辺りをきちんと更新をするとすれば、さらにこの達成率は下がっていくような気がします。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（古川　稔）　金子教育長。

○教育長（金子隆司）　斉藤議員がおっしゃりますように、幕別町につきましては、ご案内のとおり非常に高い数値を示しております。

それは、早くから読書活動にかかわる、その評価を、予算査定側にご理解を頂いたものというふうに思っておりますけれども、非常に高いわけです。

そうはいいながらも100%には至っておりません。

私どもの交付税算定上の算定金額及び図書配分として、学校に配分したものとおおよそイコールぐらいの額になっておりまして。これは他町村では考えられない状況だろうと。いまだに 100%ではありませんけども、今回の交付税については、18年度までは更新にかかわる、いわゆる入れ替わり分で

すが、フリー図書等々ですね。それらに係る概念というのは入っておりませんでした。

単年度措置で130億程度、全国ベースでは算入されておりますけども、今回の19年度からの算入につきましては更新部分と、それから、新規購入部分と、この二つの概念が入っております。いろいろな方々のお力添えを頂いての算入だろうというふうに思いますが、130 億から単年度で申し上げますと、200億ということで、非常に倍率が高くなっております。

これは更新にも、これからは力を入れていかなければならないということでありましょうし、それから、そこにいる図書館司書のいろいろ考え方があります。きちっと整理するものは整理し、購入するものは購入していくというところもあれば、数ですから、ある程度古いものも置いているというような学校もありまして、何とも評価としては難しいものがありますけれども、全体としては確かにおっしゃるようなことが傾向としてありますので、今回の交付税の改正計画の見直しにかかわるさらなる５カ年の延長というふうに聞いておりますので、それらにも配慮した予算の確保について、町長部局とも予算削減の段階において、強く主張をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（古川　稔）　斉藤喜志雄議員。

○３番（斉藤喜志雄）　19年から23年までの新しいあれですね。そこの中で約1，000億円、単年度でいったら、今、教育長がおっしゃったような数字で、更新分がその中に含まれてきていると。従来はいわゆる増冊分だけのあれだったものが、更新分が含まれたということで、是非、その辺りは大事にしていただきたいなと。当然、その町理事者との予算の獲得に当たっても、その当たりも含めた新しい予算措置がなされているということでの取組を強くお願いをしておきたいというふうに思うのですね。

とりわけ、私は朝の読書活動のようなものについては、子供たちは、いわゆる自由読書ですから、読みたくない本は読まなくていいわけですよ。

子供たちが自由に選択するという、そういうその内容になってきますので、ある意味では学校図書館の書架に、新しい、きれい、そして、魅力的な本がたくさん並んでいることが、実は朝の読書活動の充実につながると。そんなふうに確信をしておりますので、是非、更新分という視点でのその予算も含めて、従来の予算よりはさらに多い予算獲得を強くお願いをしておきたいものだなと。

そのことが、現場の一生懸命読書活動に取り組んでいる先生方や、あるいは、子供たちの幸せにつながるものだというふうに確信をしておりますので、どうぞ、教育委員会の皆さんの頑張りを重ねてお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（古川　稔）　以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

［付託省略］

○議長（古川　稔）　お諮りいたします。

日程第３、議案第47号から日程第12、議案第56号までの10議件については、会議規則第39条第２項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、日程第３、議案第47号から日程第12、議案第56号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（古川　稔）　日程第３、議案第47号、幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明）　議案第 47 号、幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の１ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の改正は､平成 18 年６月に交付されました学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

この中で、盲学校、聾学校及び養護学校は、障害種別を越えて教育の対象とすることができる特別支援学校に転換され、また、小中学校においては、これまでの特殊学級が特別支援学級という表現に改められましたことから、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿って説明させていただきます。

第３条第２項につきましては、就学指導委員会の委員の選出区分を規定しておりますが、第１号及び第２号中、特殊学級を特別支援学級に改めるものであります。

議案書の１ページをご覧ください。

附則でありますが、本条例の施行期日を、交付の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川　稔）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川　稔）　日程第４、議案第 48 号、幕別土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明）　議案第 48 号、幕別土地開発公社定款の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の２ページをお開きいただきたいと思います。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成 19 年 10 月１日に施行され、公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されることに伴い、幕別町土地開発公社定款を一部変更することが必要になるため、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第２項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、土地開発公社定款第 23 条第１項第２号中、郵便貯金又はを削るものであります。

議案書の２ページをご覧ください。

附則につきましては、この定款は、北海道知事の認可のあった日から施行することとなります。

ただし、その認可が平成 19 年９月 30 日までにあった場合は、平成 19 年 10 月１日から施行するとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川　稔）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第 49 号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明）　議案第 49 号、幕別町辺地総合整備計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の３ページをお開きください。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、駒畠辺地、新和辺地及び明倫辺地に係ります総合整備計画を策定するものであります。

辺地総合整備計画につきましては、５年間を計画期間として策定するものであり、いずれも平成 19 年度から平成 23 年度までの計画であります。

４ページの別紙をご覧いただきたいと思います。

まず、駒畠辺地の計画でありますが、南幕別地区道営畑総事業による農道整備事業、駒畠簡水の配水管敷設及び敷設替え事業、並びに除雪機械の購入であります。

除雪機械の購入事業につきましては、平成３年度に購入した除雪機械１台を更新するものであり、後ほどご説明いたします新和及び明倫辺地を含め利用するものであります。

５ページをお開きください。

新和辺地に係る計画は、先ほどご説明いたしました除雪機械の更新等であり、駒畠、新和、明倫辺地で利用するものでございます。

６ページをご覧いただきたいと思います。

明倫辺地に係る計画は、幕別簡水の配水管敷設事業並びに駒畠・新和辺地同様除雪機械の更新であります。

いずれもこの計画により事業を実施いたしますと、辺地総合整備事業債の対象となり、その元利償還金の８割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川　稔）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第 50 号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明）　議案第 50 号、辺地総合整備計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の７ページをお開きいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、美川辺地に係る総合整備計画の変更を行うものであります。

８ページの別紙をご覧いただきたいと思います。

既に議決を頂いております美川辺地の計画に、事業を追加するもので、括弧内が変更後の金額であります。

事業といたしましては､今年度から平成 23 年度で計画いたしております美川地区道営畑総事業による農道整備事業並びに国営土地改良事業市町村負担金であります。

この国営事業負担金につきましては､平成 18 年度に完了いたしました国営かんがい排水事業札内川第１地区第２期の負担金を、本年度全額繰上償還を行いますが、償還金の一部が辺地対策事業債の対象となることから、事業を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川　稔）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第 51 号、平成 19 年度幕別町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明）　議案第 51 号、平成 19 年度幕別町一般会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5，754 万 9，000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140 億 4，451 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、２ページから３ページに記載しております第１表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、４ページをお開きください。

第２表債務負担行為の補正でございます。

追加でございますが、平成 14 年第３回定例議会におきまして、56 件の委託業務を５カ年間の長期継続契約を結ぶべく、債務負担行為の議決を頂き、その後、同様の契約を５件行い、現在、61 件の委託業務について、長期継続契約を締結しているところであります。

このたびの補正につきましては、このうち 24 業務について、類似業務等の統合を図り、８業務につきまして、債務負担行為をお願いするものであります。

なお、残りの業務につきましては、12 月議会において、債務負担行為の追加を予定しており、業務の内容上、早期に入札を執行する業務につきまして、このたびの補正予算に計上いたしたところであります。

債務負担行為の追加の内容でありますが、町道管理業務委託料につきましては、平成 14 年度の債務負担行為には計上しておりません事業であり、新規に債務負担行為を行うものであります。

町道本数 999 本、総延長 881.6 キロメートルの管理及び除雪対象路線の除雪及び公共施設の除雪について、委託を行うものであります。

次に、公園管理業務委託料でありますが、ナウマン公園等管理業務、明野ヶ丘公園管理業務等９公園の草刈業務等を委託するものであります。

次に、フラワーガーデン及び果樹管理業務の委託料でありますが、花の苗の植栽及び樹木の管理等を委託するものであります。

札生通堤防緑地管理業務委託料でありますが、札生通り沿いの札内川堤防の草刈等を委託するものでございます。

次に、ごみ収集業務委託料でございますが、幕別地区の不燃・可燃並びに資源ごみ・大型ごみ等の収集及び忠類地区の忠類地区のごみ収集業務について委託するものであります。

次に、運動公園野球場及び陸上競技場の維持管理業務の草刈等の委託であります。

以上、８業務について債務負担行為を行うものであります。

それでは、最初に、歳出からご説明申し上げます。

７ページをお開きいただきたいと思います。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、185 万円の追加でございます。

13 節委託料でございますが、訴訟代理委託料につきましては、町長から先の行政報告でもご報告いたしましたが、株式会社しまむらの固定資産課税審査棄却決定取り消し請求事件につきまして、結審いたしましたことから、その訴訟代理委託料を補正するものであります。

14 節使用料及び賃借料につきましては、各種計画等の作成を自前印刷を行うなど、印刷経費の削減及び例年より多くの会計検査受験にありましたことから、それらの資料等の印刷がかさみ、今後の使用料等を勘案し、所要の補正を行うものであります。

次に、16 目諸費、64 万 8，000 円の追加でございます。

水道料改定に係る使用料等審議会委員報酬及び費用弁償の補正でございますが、水道料につきましては、平成９年７月に 9.2％の引上げを行って依頼、約 10 年間、料金の据置きを行っていたところであります。

この間、事業経営の効率的運営に努め、財政の収支均衡を図るべく努力をしてまいりましたけれども、平成 18 年度損益ベースで、約６億 5，000 万円の累積欠損金額が生じており、平成 19 年度以降におきましても極めて厳しい財政運営が予想されます。

このことから、今般、料金改定について審議を行っていただくべく、所要の補正を行うものであります。

次に、18 目、電算管理費、50 万円の追加でございます。

平成 20 年度から、後期高齢者医療制度の実施に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合と幕別町を結び、事業を実施する上で必要なデータ等を専用回線を利用し、相互に運用するものでありますが、その際、回線の増即を行うことが必要となりましたことから、それら回線の使用料及び本町のネットワーク機器の修正を行うものであります。

なお、運用は平成 20 年度を予定していますが、それまでの間、様々な運用上のテストを行う必要がありますことから、このたび、補正を行うものであります。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、41 万 1，000 円を追加するものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金でございます。

次に、３目、障害者福祉費、444 万 9，000 円の追加でございます。

11 節需用費、消耗品及び、12 節役務費、18 節備品購入費でありますが、平成 19 年 10 月から、障害者自立支援法によりまして、障害者支援費の支払業務が、社会福祉施設運営財団から国民健康保険連合会へと変わることから、それら制度改正に伴うシステム導入等を行うため、補正を行うものでございます。

また、需用費、印刷製本費につきましては、これまでそれぞれの障害ごとに作成し、配布いたしておりましたみんなの福祉の冊子につきまして、障害者福祉制度の改正等に伴い、新たに統合型のみんなの福祉を作成することといたしましたことから、それら所要の補正を行うものであります。

８ページをお開きください。

23 節償還金利子及び割引料につきましては、身体障害児援護費国庫負担金及び障害者医療費道負担

金の事業費確定に伴う清算還付金でございます。

６目老人福祉費、11 万 3，000 円の追加でございます。

平成 21 年９月に、北海道で開催が予定されておりますねんりんピック大会におきまして、パークゴルフが本町を会場に開催されることとなりました。

このことから、本年度開催される茨城県大会における大会運営方法等を視察し、大会受入れ準備を行うべく職員を派遣するための旅費の補正でございます。

13 目老人福祉センター管理費、47 万 1，000 円の追加でございます。

老人福祉センターの床暖房配管破損修繕に伴う補正でございます。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、１万 4，000 円の追加でございます。

児童手当に係ります国庫支出金の清算還付金でございます。

９ページになりますけれども、３目常設保育所費、80 万 5，000 円の追加でございます。

13 節委託料でございますが、本別の保育所に通所いたします２名分について、広域保育委託料を補正するものであります。

４款衛生費、１項保健衛生費、６目水道費、2，777 万 5，000 円の追加でございます。

水道料の高料金対策に対する水道事業会計への補助金であります。

本補助金につきましては、今年度、普通交付税の算定におきまして、高料金対策の団体として指定されましたことから、普通交付税で 50%、特別交付税で 30%補填されるものでありまして、残り 20%は一般財源となりますが、水道会計へ補助を行うものでございます。

５款労働費、１項労働諸費、１目労働諸費、21 万 5，000 円の追加でございます。

本年 10 月から実施されます通年雇用促進支援事業について、帯広高等職業安定所管内８町村で組織いたします十勝北西部通年雇用促進協議会に対する負担金でございます。

季節労働者の通年雇用化を図るため、通年雇用支援セミナーの開催、季節労働者施行雇用助成、求人開拓、相談窓口の開設等を実施するものであります。

なお、事務局は音更町に置き、財源につきましては、国からの委託金が８割、道の負担金が１割、町村負担金１割であり、町村負担金につきましては、均等割５割、季節労働者割５割をもって算出されたものであります。

10 ページをお開きください。

６款農林業費、１項農業費、５目畜産業費、53 万 5，000 円の追加でございます。

９節旅費につきましては、本年 10 月 11 日から 14 日まで、鳥取県で開催されます全国和牛能力共進会に、北海道代表として本町から２戸の農業者が和牛を出陳されることとなりました。

本共進会は、５年に一度開催されるものであり、和牛生産者といたしましては、その共進会に出陳されることは、大変名誉なことであり、本町の畜産行政のみならず、幕別町農業の知名度アップが図られることが期待されることから、職員１名を派遣し、先進地域における和牛振興施策の情報収集等を図るべく、旅費の補正を行うものでございます。

18 節備品購入費でございますが、平成 15 年北海道農業開発公社より貸付けを受けていた繁殖雌牛につきまして、繁殖障害による事故が発生いたしましたことから、繰り上げて償還を行うものであります。

８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路維持費、1，500 万円の追加でございます。

凍害等により、町道の破損箇所が多く発生しておりますことから、町道の舗装補修及び道路の補修工事を行うための補正でございます。

３項都市計画費、１目都市計画総務費、330 万 6，000 円の追加でございます。

公共下水道特別会計への繰出金でございます。

３目街路事業費、補正額は０円でありますが、北栄大通整備事業関連事業において、道路用地買収、物件移転補償交渉がまとまりましたことから、事業の進捗を図るため、工事請負費から組替えを行うものでございます。

11 ページでございます。

10 款教育費、４項幼稚園費、１目幼稚園管理費、115 万 7，000 円の追加でございます。

７節賃金にありますが、現在、わかば幼稚園には、54 名の園児が在籍しておりますが、障害又は障害が疑われる園児につきましては、10 名在籍しているところであります。

このことから、当初、臨時職員を３名配置し、その対応等を図ってまいりましたが、幼児教育の安定的な実施を図る観点から、臨時職員１名を追加配置し、今後、さらなる円滑な運営を図ってまいりたいと考えておりますことから、賃金の補正を行うものでございます。

５項社会教育費、10 目百年記念ホール管理費、30 万円の追加でございます。

本補正につきましては、８月 20 日に、町内及び十勝管内の町民、高校生を対象として、演出家である鴻上尚史のワークショップを開催したところでありますが、事業終了後、本事業が財団法人北海道市町村振興協会の補助対象事業に採択されたことから、その補助金相当額を町民芸術劇場公演事業助成金として交付するための補正でございます。

次に、歳入でございますが、５ページまでお戻りいただきたいと思います。

15 款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費負担金、２万 6，000 円の追加でございます。

児童手当の精算金でございます。

16 款道支出金、２項道補助金、１目民生費補助金、145 万 9，000 円の追加でございます。

歳出でご説明いたしましたが、障害者自立支援法の思考に伴い、障害者支援費の支払業務の変更になることから、それらシステム改修等に係る道補助金でございます。

17 款財産収入、２項財産売払収入、２目物品売払収入、39 万 4，000 円の追加でございます。

公社貸付牛の繰上償還に係る歳入でございます。

20 款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、5，428 万 9，000 円の追加でございます。繰越金でございます。

本年度の繰越金といたしましては、地方自治法第 233 条の２の規定による基金への積立金１億 2，000 万円を除きまして、準繰越金として、8，577 万 1，000 円としたところであります。

そのうち、当初予算計上額 20 万円。本補正予算に 5，428 万 9，000 円計上いたしましたので、残り 3，128 万 2，000 円を今後の補正予算等の留保財源としているところでございます。

６ページをお開きください。

21 款諸収入、４項受託事業収入、３目民生費受託事業収入、102 万 5，000 円の追加でございます。

広域保育所受託事業収入でございます。

21 款諸収入、５項雑入、４目雑入、35 万 6，000 円の追加でございます。

ねんりんピック北海道札幌 2009 実行委員会補助金及び鴻上尚史のワークショップ開催に伴う補助金の歳入でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川　稔）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

［一括議題］

○議長（古川　稔）　日程第８、議案第 52 号、平成 19 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第

１号）から日程第 12、議案第 56 号、平成 19 年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）までの５議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明）　議案第 52 号、平成 19 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3，923 万 6，000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 798 万 2，000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、２ページから３ページに記載しております第１表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

５ページをお開きください。

歳出からご説明を申し上げます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、41 万 1，000 円の追加でございます。

現在、発行しています国民健康被保険者証が、平成 19 年９月、一斉に更新を迎えますが、今後発行する被保険者証につきましては、後期高齢者医療制度が導入されることから、被保険者証の有効期限については、制度の開始時 75 歳到達者、又は制度開始後 75 歳到達者とするなどの対応を行うことが必要であることから、その所要の補正を行うものであります。

また、平成 19 年度をもって、退職医療制度についても廃止となることから、その有効期限についても、年度末３月 31 日とするべく被保険者証を更新するものであります。

９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金、3，882 万 5，000 円を追加するものであります。

平成 18 年度国及び支払基金から交付がありました療養給付費等に関する清算還付金であります。

次に、歳入でございます。

４ページにお戻りいただきたいと思います。

７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、41 万 1，000 円の追加でございます。

歳出でご説明いたしました国民健康保険被保険者証の更新に係る繰入金でございます。

８款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、3，882 万 5，000 円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、６ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 53 号、平成 19 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2，130 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 126 万 3，000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、７ページから８ページに記載しております第１表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明を申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

４款基金積立金、１項基金積立金、１目基金積立金、841 万 6，000 円を追加するものであります。

25 節積立金につきましては、平成 18 年度決算時点において、介護給付費の支払につきましては、保険料を充当し、決算いたしましたが、清算により、支払基金より追加交付がありましたことから、介護給付費に充当しておりました保険料相当分について、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金、1，288 万 4，000 円の追加でございます。

国庫支出金、道支出金、支払基金に対する清算還付金でございます。

次に、歳入でございます。

９ページにお戻りください。

５款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費支払基金交付金、841 万 6，000 円の追加でございます。

先ほど、歳出でご説明いたしました介護給付に係る清算交付金でございます。

９款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、1，288 万 4，000 円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、11 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 54 号、平成 19 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 343 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 427 万 3，000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12 ページから 13 ページに記載しております第１表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

２款事業費、２項下水道管理費、１目浄化センター管理費、130 万円の追加でございます。

11 節需用費でございますが、沈砂洗浄ブロワーモーター及び流入ゲート回路発信機等の修繕を行うものであります。

２目札内中継ポンプ場管理費、23 万円の追加でございます。

11 節需用費でございますが、コンプレッサー修繕及び依田マンホールポンプ逆止弁等の修繕を行うものであります。

13 節委託料でございますが、汚泥等を沈殿ろ過を行う沈砂池の清掃について、清掃方法の変更を行った結果、事業費が減額になりましたことから、その減額分の補正を行うものでございます。

３目管渠維持管理費、190 万円の追加でございます。

道路等に埋設いたしております管渠の補修工事であります。

次に、歳入でございます。

14 ページにお戻りいただきたいと思います。

４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、330 万 6，000 円の追加でございます。

一般会計からの繰入金でございます。

５項繰越金、１項繰越金、１目繰越金、12 万 4，000 円の追加でございます。

以上で、公共下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、16 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 55 号、平成 19 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 310 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億 688 万 8，000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17 ページから 18 ページに記載しております第１表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に、19 ページをお開きください。

第２表地方債の補正でございます。

追加でございますが、農業集落排水整備事業について、限度額 310 万円を追加するものであります。

記載の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

はじめに、歳出からご説明申し上げたいと思います。

21 ページをお開きいただきたいと思います。

２款事業費、４項排水処理施設費、１目排水処理建設費、310 万円の追加でございます。

農業集落排水処理区域内において、汚水管が未整備の地域のおいて、個人の住宅を新築することとなったことから、現在の配水管末端から当該住宅新築までの間、約 46 メートルについて、汚水管を新設するものでございます。

次に、歳入でございます。

20 ページにお戻りいただきたいと思います。

５款町債、１項町債、１目農業集落排水整備事業債、310 万円の追加でございます。

起債の追加でございます。

以上で、農業集落排水特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、22 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 56 号、平成 19 年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明を申し上げます。

水道事業会計、３条予算でございますが、このたびの予算につきましては、収益的収入のみの補正でございます。

１款水道事業費、規定予算額４億 8，844 万円、補正予定額 2，777 万 5，000 円。５億 1，621 万 5，000 円と定めるものでございます。

23 ページをお開きください。

１款水道事業収益、２項営業外収益、２目他会計補助金、2，777 万 5，000 円の追加でございます。

一般会計でもご説明いたしましたように、高料金対策団体として指定されましたことから、一般会計から補助を受けるものでございます。

以上で、幕別町水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川　稔）　説明が終わりましたので、５議案について、一括して質問を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 52 号、平成 19 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 53 号、平成 19 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 54 号、平成 19 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 55 号、平成 19 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決す

ることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 56 号、平成 19 年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

［休　会］

○議長（古川　稔）　お諮りいたします。

議事の都合により、明９月 15 日から９月 25 日までの、11 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、９月 15 日から、９月 25 日までの 11 日間は、休会することに決定いたしました。

［散　会］

○議長（古川　稔）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は９月 26 日、午後２時からであります。

16：18　閉会

第３回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成19年第３回幕別町議会定例会

（平成19年９月26日　14時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第１　会議録署名議員の指名

７　野原恵子　　８　増田武夫　　９　牧野茂敏

（諸般の報告）

日程第２　議案第59号　平成19年度幕別町一般会計補正予算（第３号）

日程第３　請願第１号　「後期高齢者医療制度並びに70才～74才の医療費２倍化（２割負担）の改善を求める意見書」の提出を求める請願書

日程第４　陳情第６号　身体障害者福祉に関しての陳情書

日程第５　陳情第７号　生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善に関する陳情書

（以上、民生常任委員会報告）

日程第５の２　発議第９号　後期高齢者医療制度並びに70才～74才の医療費２倍化（２割負担）の改善を求める意見書

日程第５の３　発議第10号　生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善を求める意見書

日程第６　認定第１号　平成18年度幕別町一般会計決算認定について

日程第７　認定第２号　平成18年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

日程第８　認定第３号　平成18年度幕別町老人保健特別会計決算認定について

日程第９　認定第４号　平成18年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

日程第10　認定第５号　平成18年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

日程第11　認定第６号　平成18年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

日程第12　認定第７号　平成18年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について

日程第13　認定第８号　平成18年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

日程第14　認定第９号　平成18年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

（以上、決算審査特別委員会報告）

日程第15　認定第10号　平成18年度幕別町水道事業会計決算認定について

日程第16　議案第57号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第17　議案第58号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第18　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19　常任委員会所管事務調査報告

（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

日程第20　議員の派遣について

日程第21　閉会中の継続調査の申し出

（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会　議　録

平成19年第３回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　平成19年９月26日

２　招集の場所　　幕別町役場５階議事堂

３　開会・開議　　９月26日　14時00分宣告

４　応 集 議 員　　全議員

５　出 席 議 員　　（20名）

議長　　古川　稔

副議長　千葉幹雄

１　中橋友子	２　谷口和弥	３　斉藤喜志雄	４　藤原　孟	５　堀川貴庸
６　前川雅志	７　野原恵子	８　増田武夫	９　牧野茂敏	10　前川敏春
11　中野敏勝	12　乾　邦廣	13　芳滝　仁	14　永井繁樹	15　杉山晴夫
16　大野和政	17　杉坂達男	18　助川順一		

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町　　長	岡田和夫	副　町　長	高橋平明
副　町　長	遠藤清一	教　育　長	金子隆司
教育委員長	林　郁夫	代表監査委員	市川富美男
農業委員会会長	上田健二	会計管理者	管　好弘
総務部長	増子一馬	経済部長	藤内和三
民生部長	新屋敷清志	企画室長	佐藤昌親
建設部長	高橋政雄	忠類総合支所長	川島博美
札内支所長	熊谷直則	教育部長	水谷幸雄
総務課長	川瀬俊彦	糠内出張所長	中川輝彦
企画室参事	羽磨知成	土木課長	佐藤和義
地域振興課長	姉崎二三男	建設課長	吉田隆一

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　堂前芳昭　　課長　横山義嗣　　係長　國安弘昭

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

７　野原恵子　　８　増田武夫　　９　牧野茂敏

議事の経過

（平成 19 年９月 26 日　14:00　開会・開議）

［開会・開議宣言］
○議長（古川　稔）　これより本日の会議を開きます。

［議事日程］
○議長（古川　稔）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］
○議長（古川　稔）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　本日の会議録署名議員に、７番野原議員、８番増田議員、９番牧野議員を指名いたします。

［諸般の報告］
○議長（古川　稔）　諸般の報告をいたします。
　このたび、幕別町地域防災計画が修正され、議長宛に提出されました。
　お手元に配布いたしましたので、後刻ご覧願います。

［付託省略］
○議長（古川　稔）　お諮りいたします。
　日程第２、議案第 59 号、平成 19 年度幕別町一般会計補正予算（第３号）は、会議規則第 39 条第２項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。
　これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
　したがって、日程第２、議案第 59 号、平成 19 年度幕別町一般会計補正予算（第３号）は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］
○議長（古川　稔）　日程第２、議案第 59 号、平成 19 年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。
　説明を求めます。
　高橋副町長。
○副町長（高橋平明）　補正予算の説明に入ります前に、今回の補正は、台風９号による災害復旧に要する経費でありますので、はじめに、台風９号による被害状況について、ご説明をいたします。
　去る９月７日から８日にかけて、渡島半島から留萌沖を通過した台風９号は、各地に大きな被害をもたらせたところであります。
　特に、十勝地方におきましては、停滞していた前線の影響と重なり、南部海岸沿いを中心に激しい雨を降らせたところであります。
　本町におきましては、糠内で午後７時から８時にかけて、時間最大雨量 21 ミリを記録し、降り始めからの総雨量が、中里で 191 ミリ、糠内で 189 ミリとなりました。
　本町では、７日夕刻から、幕別町地域防災計画に基づき、第２次警戒態勢を敷き、職員に自宅待機を指示するとともに、30 名余りの関係部課職員が役場、忠類総合支所及び糠内出張所において、情報

収集及び随時パトロールを翌日まで実施したところであります。

また、幕別建設業協会の会員企業のご協力を頂き、浸水箇所へのポンプの設置や町道陥没箇所の応急措置などの対応に当たったところであります。

幸いにして、人的被害はありませんでしたが、町道法面崩壊や明渠が土砂により埋まってしまうなどの施設被害が発生しましたことから、それら災害の復旧費について、補正予算を提出させていただきましたところであります。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

追加議案書をご覧いただきたいと思います。

議案第59号、平成19年度幕別町一般会計補正予算（第３号）についてであります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億6,881万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、２ページから３ページに記載しております第１表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に、４ページをお開きください。

第２表地方債の補正でございます。

追加でございますが、今回の災害に際しまして、農業施設あるいは土木施設等に災害が発生しておりますことから、これにかかわります起債額1,180万円を新たに追加するものでございます。

最初に、歳出からご説明を申し上げます。

６ページをお開きいただきたいと思います。

14款災害復旧費、１項農林業災害復旧費、１目単独災害復旧費、850万円の追加でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、主に明渠に溜まりました土砂の床ざらいを行い、明渠の復旧を行うための重機等借上料であります。

15節工事請負費につきましては、忠類旭地区第１号明渠及び忠類晩成地区第９号明渠にかかっています橋梁基礎部分の土砂流出に伴う復旧工事であります。

次に、２項土木災害復旧費、１目単独災害復旧費、1,580万円の追加でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、道路側溝等の土砂除去に係ります重機借上及び浸水防止のため、水中ポンプを設置したことによります借上料であります。

15節工事請負費につきましては、明野９線ほか24路線で発生しました路肩決壊等に係ります復旧工事であります。

なお、このたびの災害により、復旧工事等が必要となりました箇所につきましては、別添議案説明資料の農林業災害復旧箇所図及び土木災害復旧箇所図に示されておりますので、ご参照を頂きたいと思います。

次に、歳入でございますが、５ページにお戻りいただきたいと思います。

20款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、1,250万円の追加でございます。

繰越金でございます。

22款町債、１項町債、７目災害復旧費、1,180万円の追加でございます。

農業及び土木施設等の単独災害復旧事業債でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川　稔）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

［委員会報告］

○議長（古川　稔）　日程第３、請願第１号、「後期高齢者医療制度並びに 70 才～74 才の医療費２倍化（２割負担）の改善を求める意見書」の提出を求める請願から、日程第５、陳情第７号、生活保護、児童扶養手当などの福祉切下げの中止と改善に関する陳情書の３議件を一括して議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長中野敏勝議員。

○民生常任委員長（中野敏勝）　朗読をもって報告いたします。

平成 19 年９月 26 日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成 19 年９月４日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第１項の規定により報告いたします。

記。

１、委員会開催日。

平成 19 年９月７日、12 日（２日間）。

２、審査事件。

請願第１号、「後期高齢者医療制度並びに 70 才～74 才の医療費 2 倍化（２割負担）の改善を求める意見書」の提出を求める請願書。

３、請願の趣旨。

後期高齢者医療制度は、75 才以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、介護保険料とあわせて月額１万円を超える負担を強い、滞納した高齢者からは保険証を取り上げようとしている。高齢者の検診制度枠外化や、診療報酬を現役世代と別建てにし、必要な医療を受けられなくするものである。高齢者を医療から遠ざける、世界に類を見ない「年齢による差別医療」の導入である。

現役世代に高齢者医療を支える「特定保険料」として全国民に負担を強い、2008 年４月からは、70 才から 74 才の医療費負担が２倍の２割に引き上げられる。

これらが実施されると、高齢者が安心して必要な医療が受けられなくなることから、高齢者が安心して必要な医療が受けられるよう、意見書を関係機関に提出するよう請願する。

４、審査の経過。

審査に当たっては、請願の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

５、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

次に、平成 19 年９月 26 日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成 19 年９月４日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第１項の規定により報告いたします。

記。

１、委員会開催日。

平成 19 年９月７日、12 日、21 日（３日間）。

２、審査事件。

陳情第６号、身体障害者福祉に関しての陳情書。

３、陳情の趣旨。

身体障害者家庭や高齢者家庭では、極端な減収の中で、節約にも限界があり、生活の継続に支障を来す恐れがある。

本町では、生活必需設備である「電気・ガス・水道」に関し、一切割引や優遇処置が実施されていない。

行政として、電気行政や、ガス行政、上下水道行政施策において、身体障害者割引や優遇処置の施策の実施を行い、情報を住民に告知しサービスを受益する権利を保障し、住民が正当なるサービスを受益できるよう、事業者に対して指導教育を行うよう陳情する。

(1)電気使用代金の割引、優遇、減免措置の実施要望、勧告、及び関係機関に対する意見書の提出。

(2)ガス使用代金の割引、優遇、減免措置の実施要望、勧告、及び関係機関に対する意見書の提出。

(3)上下水道使用代金の割引、優遇、減免措置の実施要望、勧告、及び関係機関に対する意見書の提出。

４、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の各項目について慎重に審査がなされた結果、(1)、(2)については、事業者の経済活動に関する事項に立ち入ることとなること、また、陳情の趣旨に記載されていた法的な根拠もないことから「不採択」とした。

(3)については、町の施策として福祉の観点から検討すべき事項であるとの意見が一致し「採択」とした。

５、審査の結果。

「一部採択」すべきものと決した。

平成 19 年９月 26 日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成 19 年９月４日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第１項の規定により報告いたします。

記。

１、委員会開催日。

平成 19 年９月７日、12 日、21 日（３日間）。

２、審査事件。

陳情第７号、生活保護、児童扶養手当などの福祉切下げの中止と改善に関する陳情書。

３、陳情の趣旨。

生活保護の受給世帯は 109 万世帯に達し、史上最高を更新し続けている。生活保護制度は、セーフティネットの最後の砦であるが、日本の生活保護の捕捉率はヨーロッパにくらべ極端に低いことが多くの研究者から指摘されている。

給付費を抑制し、国の負担を抑えようとする政府の姿勢の反映であり、格差が広がり貧困が深刻となっているいま、必要な人が受けられる制度に改善すべきである。

また、母子家庭などに支給される児童扶養手当の受給者数は、過去最高となっている。母子家庭は、不安定雇用、低所得を強いられ、その平均収入は全世帯の平均収入の約４割である。児童扶養手当は命綱になっており、手当の減額ではなく、維持・増額が必要である。

よって諸施策の実施を求める意見書を関係機関に提出するよう陳情する。

４、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

５、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。
○議長（古川　稔）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（古川　稔）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
「後期高齢者医療制度並びに 70 才～74 才の医療費２倍化（２割負担）の改善を求める意見書」の提出を求める請願は、委員長の報告は、採択とするものであります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。
次に、陳情第６号、身体障害者福祉に関する陳情書の委員長の報告は、一部採択とするものであります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
したがって本案は、委員長報告のとおり一部採択とすることに決定いたしました。
次に、陳情第７号、生活保護、児童扶養手当などの福祉切下げの中止と改善に関する陳情書の委員長の報告は、採択とするものであります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

［追加日程表・付託省略］
○議長（古川　稔）　追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

14：20　休憩
14：21　再開

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きます。
ただ今、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。
この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

［説明・質疑・討論省略］
○議長（古川　稔）　日程第５の２、発議第９号、「後期高齢者医療制度並びに 70 才～74 才の医療費２倍化（２割負担）の改善を求める意見書案」及び、日程第５の３、発議第 10 号「生活保護、児童扶養手当などの福祉切下げの中止と改善を求める意見書案」の２議件を一括議題といたします。
お諮りいたします。
本、意見書案については、先に報告のありました民生常任委員会報告の、請願、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
したがって、提案者の説明・質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

［採決］
○議長（古川　稔）　お諮りいたします。
発議第９号、「後期高齢者医療制度並びに 70 才～74 才の医療費２倍化（２割負担）の改善を求める意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
したがって、本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。
次にお諮りいたします。
発議第 10 号、「生活保護、児童扶養手当などの福祉切下げの中止と改善を求める意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
したがって、本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

［一括議題・決算審査特別委員会報告］
○議長（古川　稔）　日程第６、認定第１号、平成 18 年度、幕別町一般会計決算認定についてから、日程第 15、認定第 10 号、平成 18 年度、幕別町水道事業会計決算認定についての 10 議件を一括議題といたします。
決算審査特別委員長の報告を求めます。
委員長牧野茂敏議員。
○決算審査特別委員長（牧野茂敏）　平成 19 年９月 26 日。
幕別町議会議長古川稔様。
決算審査特別委員長牧野茂敏。
決算審査特別委員会報告書。
平成 19 年９月４日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。
記。
１、審査事件。
認定第１号、平成 18 年度幕別町一般会計決算認定について。
認定第２号、平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について。
認定第３号、平成 18 年度幕別町老人保健特別会計決算認定について。
認定第４号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計決算認定について。
認定第５号、平成 18 年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について。
認定第６号、平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について。
認定第７号、平成 18 年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について。
認定第８号、平成 18 年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について。
認定第９号、平成 18 年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について。
認定第 10 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計決算認定について。
２、委員会開催日。
平成 19 年９月 19 日・20 日（２日間）。

３、審査の結果。

全会計を「認定」すべきものと決した。

○議長（古川　稔）　報告が終わりました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長に対する質疑は、省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

［討論］

○議長（古川　稔）　これより、認定第１号、平成 18 年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋議員。

○１番（中橋友子）　日本共産党議員団を代表いたしまして、認定第１号、平成 18 年度幕別町一般会計決算認定に対する反対討論を行います。

平成 18 年度幕別町一般会計決算は、歳入総額 158 億 1,627 万 4,000 円、歳出総額は 155 億 8,557 万 8,000 円で提案されました。

この年度、平成 18 年度は、国が改革総仕上げの年と位置付け、地方財政計画では５年連続の減額となり、道路建設や大企業の減税は温存される一方で、地方交付税はマイナス 5.9％と厳しい予算を強いられました。

また、国民に対しては、本格的な増税が開始され、所得税、住民税の定率減税廃止による負担増は、平均的サラリーマンで年額 20 万円にもなり、また、高齢者も増税に加え、年金給付はマイナススライドによる減額、障害者は、自律支援法の制定で、自己負担１割の導入など、負担増が続きました。

格差と貧困が広がり、町民の収入状況は、年収 300 万円以下が 63％、年金収入では、160 万以下が実に 73％に上っています。

このような現状から、町行政においては、住民の命や暮らしを守ることを最優先にさせる施策が特に強く求められてきました。

以下、幾つかの問題点を申し上げたいと思います。

第１に、財政問題であります。

町長は、予算の提案に当たって、厳しい税財政状況のもと、事務事業の見直しや人件費の抑制の上、優先度の高い事業や、住民要望に応えるべき意を用いたと、基本姿勢を示されていました。

しかし、厳しい税財政状況については、様々な取決めを行いながらも、十勝管内では、ただ一つ合併を進め、また、人件費の抑制など、行政改革を進めても、結果としては、実質公債費比率は 23.5％、対前年比 2.6％の増となり、十勝で一番高い比率となっています。

地方債総額も 237 億 2,134 万 8,000 円、町民一人当たり約 87 万円にも上ります。

国の方針通りの政策が、必ずしも評価につながらず、国の予算削減がそれを上回っているというのが現状です。

結果としては、数字的に合併の効果や、あるいは、行財政改革の効果が数字としては表れず、好転はいつになるのかと、多くの町民が心配をしているところです。

このままでは、町民や職員の負担が増え、住民のサービス低下を招くことは必至と考えます。

国に対して、地方交付税の削減の中止や、福祉教育のための国庫補助負担金の縮小・廃止の中止など、さらに厳しく臨む必要があるのではないでしょうか。

２点目は、住民要望に応える政策についてであります。

子育て支援や障害者自立支援など、独自事業の負担の軽減の実施などについては、大きく評価する

ものであります。

しかし、忠類で長く実施してきた乳幼児医療費の小学校就学前までの無料化年齢を引き下げての後退。

障害者１割負担の導入による町の収入増もある中で、これらが当事者の負担軽減にまわらなかった問題。

増税で増収になっても、負担軽減は行わないなど、特に支援を必要とする町民に対する救済措置は大変弱いものといわざるを得ません。

水道の停止に至っている町民の経済状況、不安を持つ高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の訪問活動、施設待機者の実数や状況など、窮地に置かれている町民の実態調査が極めて不十分であり、もっと町民の立場に立った心通わせる姿勢が必要ではないでしょうか。

行政に当たる姿勢の問題として、指摘をさせていただきたいと思います。

幕別町は、今、合併後初の第５期総合計画策定の真只中です。

人口の伸びは横ばいとなっています。

これらを増加に向け、また、活気あるまちづくりを進めていくためにも、全国的に取り組まれている子供の医療費の就学前までの支援などの定住対策。中心市街地活性化、ここに集中した真剣な取組や、再生産可能な農業支援と関連事業の育成。

また、雇用の拡大など、平成 18 年度決算から見て、今後、特別にこれらを強化する必要があるものと考えます。

地方自治体の役割は、住民の生命と財産を守り、福祉の向上を図ることにあります。

国の方針に従うだけではなく、その本旨が十分に発揮される。そんな行政になるよう求めて、反対討論といたします。

○議長（古川　稔）　次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

乾議員。

○12 番（乾　邦廣）　私は、認定第１号、平成 18 年度幕別町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算は、合併後初の本格予算に対する決算となり、総額で、歳入、158 億 1,600 万円、歳出、155 億 8,500 万円となり、管内町村で、音更町をもしのぎ、一番の財政規模となりました。

大きな特徴として、合併協議会において調整の図られた事務事業を予算に反映し、合併補助金など合併による財政的なメリットを最大限活用し、将来の財政運営に支障を来さないよう配慮がされ、また、人件費においては、退職者の不補充や給与構造改革の実施により、大幅に削減をし、特にラスパイレス指数においては、17 年度 97.7%、18 年度 95.7%と大幅な改善が見られました。

さらに、旅費、消耗品など、経常経費の削減にも努められたところでもあります。

町長が進める基幹産業、農業を中心とし、各地域が一体感の醸成と、均衡ある発展を理念に、町民の目線に立ったまちづくりを行った結果、主な事業として、各種農業基盤整備事業、道路新設改良事業、公営住宅建設事業、北栄町近隣センター建設事業や地域振興策としての忠類道の駅建設事業。

また、少子化子育て支援対策としては、子育て支援センターを併設したさかえ保育所の建設事業や、紙おむつ用のごみ袋の支給、妊娠検診に対する助成、常設保育における延長保育の時間拡大を図るなど、住民要望の高い事業に積極的に取り組まれました。

さらには、合併にかかわって、地域イントラネット基盤整備事業など、幕別町と忠類を結ぶ事業にもいち早く取り組むという姿勢に対しても、高く評価するところであります。

しかしながら、本町を取り巻く財政状況は、国の三位一体の改革以後、ますますその厳しさを増してきております。

財政指数においても、財政力指数は横ばいながら、特に注意を要する実質公債比率が、今年度がピークとはいえ、23.5%となっており、交付税の減少傾向が続く中で、厳しい状況が続くものと予測されます。

次年度以降も今まで同様、公債費の繰上償還や、低利率への借り換えを積極的に取り組む必要があると思われます。

また、貴重な自主財源である町税においては、平成18年度からコンビニ収納も取り入れるなど、税収や使用料を納付する環境の整備を前向きに取り組まれたところですが、徴収率は 90.74%で、前年度より若干向上したものの、残念ながら、以前として10%程度の未納があり、税の公平性を考える上からも、さらなるアップが望まれるところもであります。

特に、今後、自主財源の確保が重要になってきます。

人口増につながる住宅政策、企業誘致など、前向きに取り組み、力強く、活力あるまちづくりに向けて、さらなるリーダーシップを強く期待したいと思います。

併せて、先般の決算審査特別委員会での審査がなされた事柄が、次年度予算に反映され、町長がいつも言う町民の目線で行政が執行されることを願いながら、賛成討論とさせていただきます。

○議長（古川　稔）　ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

［採決］

○議長（古川　稔）　採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第１号、平成18年度、幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川　稔）　起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

［討論］

○議長（古川　稔）　次に、認定第２号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

野原議員。

○７番（野原恵子）　平成18年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する反対討論といたします。

国民健康保険制度は、社会保障及び国民健康の向上を目的とし、住民に医療を保障するための制度です。

これまで被保険者は、農業者や自営業者中心で構成されていましたが、昨今の経済社会状況の中で格差が広がり、無職者、失業者、不安定雇用の労働者中心の保険に変化してきました。

貧困と社会的格差の広がりは大変深刻になり、とりわけ、国民健康保険の高すぎる保険税、そして、保険税を払えない人への保険証未交付は、命の格差まで生み出しています。

幕別町の国保加入率は、毎年増え続け、18年度決算では、総世帯の49.9%になっています。

また、滞納世帯も毎年増え、平成16年度決算では540世帯、平成17年度では559世帯、平成18年度では602世帯となり、年収200万円以下の滞納世帯は75.4%となっています。

このことからも、収入の低い世帯ほど、国保税の負担が重くなっていることが明らかです。

また、年収200万円以上の滞納世帯は、平成17年度より2.2倍となり、法定減免の適用基準にならない世帯にも、滞納が増えていることは、国保税の負担が重くなっていることの表れであると考えます。

また、資格証明書の発行は、18 世帯になっていますが、全国保険員団体連合会の調査結果によりますと、資格書発行全国１位の神奈川県では、資格書を発行された人の受診率、一般被保険者の 32 分の１となり、必要な医療が受けられず、重症化した、そして、死亡したケースも報告されています。

国は特別な事情について、災害、盗難にあったこと。病気や負傷したこと。事業を廃止、休止したこと。事業に著しい損害を受けたこと。

これらに類する事由の五つを挙げていますが、これは国が示す事例であり、個別の具体的な特別な事情は、市町村の判断に任されています。

納付困難な加入者には、町独自の基準を設け、申請減免を活用しやすくできるよう改善し、基本的には保険証を全員に交付すべきと考えます。

国保税の高すぎる原因の大元は、1984 年に国庫負担の比率を 45%から 38.5%に引き下げたことによるものです。

また、政府は、介護保険実施に伴い、2000 年４月から、国民健康保険法を改悪し、低所得で払いきれない人たちにまで、保険証の未交付を強化しています。

このことからも、国の責任を強く求めていくとともに、町として町民の健康を守るための一層の努力が必要であり、平成 18 年度国民健康保険特別会計決算に対する反対討論といたします。

○議長（古川　稔）　次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

討論、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

［採決］

○議長（古川　稔）　採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第２号、平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川　稔）　起立「多数」であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第３号、平成 18 年度、幕別町老人保健特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

［討論］

○議長（古川　稔）　次に、認定第４号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

増田議員。

○８番（増田武夫）　日本共産党議員団を代表して、認定第４号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計決算認定について、反対の討論を行います。

介護保険制度は、2000 年、平成 12 年４月に施行されましたけれども、そのとき、政府は、その目的を家族介護から社会が支える制度へ。在宅で安心できる介護へ。サービスが選択できる制度へなどと宣伝しておりましたけれども、しかし、その後の経過は、心配されていましたことが次々と現実のものとなり、国民の期待を裏切る結果となっております。

2006 年、平成 18 年本格実施に移された改正介護保険制度は、施設介護へのホテルコストの導入、新予防給付への移行、生活援助の大幅な削減など、負担の増大とサービスの削減をもたらすものとなっており、地方自治体に、これらへの対応が強く求められた年度でありました。

我が町の高齢化も次第に進んで、第１号被保険者は、6,248 人となり、17 年度と比較すると 200 人増えています。

比重を増す高齢者の経済状態は、ますます厳しいものとなり、年金収入 160 万円以下は 73.0％から、１年で 76.3％へと、3.6％の増加となっています。

中でも、年収 100 万以下、59.6％の高齢者に対する配慮は、重要な政策課題とならざるを得ません。

平成 18 年度の特別会計で問題となると思われる点には、次のようなものがあります。

第１に、介護認定作業についてであります。

政府は、介護のための予算削減を一つの目的として、新予防給付の導入を図り、それまでの要介護１から、新設された要支援２への大幅な移行となる判定基準を採用いたしました。

その結果、新設された要支援２は、164 人、16.7％となり、包括払いの導入やサービス限度額を低く抑えるなどによって、必要なサービスを受けられない事態が起きています。

各自治体間の第２次判定結果を比較すると、第１次判定で要介護１相当とされたものが、第２次判定で、要支援２となる比率は高く、帯広市や南十勝の町村と比べましても、有為の差があります。

改善に向けて努力していく必要があると考えます。

その第２は、低い年金収入もあって、98 人もの滞納者がいますが、低所得者に対する対策がとられていません。

町独自の保険料減免制度をつくるよう求めます。

第３には、札内寮や老健あかしやの待機者は、この１年で、札内寮では 74 人から 92 人へ。

また、あかしやでは、23 人から 37 人へと大幅に増加していることに象徴されていますように、本来、要介護者が選択できるとされているサービスが提供できていないという問題があります。

町には、保険者としての責任を果たすための努力が求められます。

介護認定者が必要とする介護サービスを、よく調査して、それに応える体制の整備に努めなければなりません。

特別養護老人ホームの建設枠拡大などを、国に求めると同時に、次の計画に積極的に盛り込んで、介護難民を生まないよう、真剣な取組を求めるものであります。

以上、社会のために長い間苦労されてきた高齢者が、安心して介護を受けることができて、人生の最後の時期を心安らかに送ることができるように、地方自治体としての役割を果たすよう求めて反対討論といたします。

○議長（古川　稔）　次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

［採決］

○議長（古川　稔）　採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第４号、平成 18 年度、幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするもの

であります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川　稔）　起立多数であります。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第５号、平成 18 年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第６号、平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第７号、平成 18 年度幕別町公共用地取得特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第８号、平成 18 年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第９号、平成 18 年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 10 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、15 時 15 分まで休憩いたします。

14：57　休憩

15：15　再開

○議長（古川　稔）　休憩前に引き続き会議を開きます。

［人事案件］

○議長（古川　稔）　日程第 16、議案第 57 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫）　議案第 57 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現公平委員会委員であります加藤正則氏が、本年９月 30 日をもって任期満了となりますことから、再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、平成 19 年 10 月１日から、平成 23 年９月 30 日までの４年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の３ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川　稔）　本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員は、19 人です。

投票用紙を配布いたします。

投票用紙の配布もれはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（堂前芳昭）　議席番号とお名前を申し上げます。

１番中橋議員、２番谷口議員、３番斉藤議員、４番藤原議員、５番堀川議員、６番前川雅志議員、７番野原議員、８番増田議員、９番牧野議員、10 番前川敏春議員、11 番中野議員、12 番乾議員、13 番芳滝議員、14 番永井議員、15 番杉山議員、16 番大野議員、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員。

○議長（古川　稔）　投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第 32 条第２項の規定により、立会人に、野原議員及び増田議員を指名いたします。

よって両議員の立会いを願います。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 19 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19 票、反対０票。

以上のとおり、賛成万票でありますので、本案は同意することに決定いたしました。

日程第 17、議案第 58 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫）　議案第 58 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明をご説明申し上げます。

本件は、現教育委員会委員であります沖田道子氏が、本年９月 30 日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしてく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、本年 10 月１日から、平成 23 年９月 30 日までの４年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の４ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川　稔）　本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員は、19 人です。

投票用紙を配布いたします。

投票用紙の配布もれはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川　稔）　配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（堂前芳昭）　議席番号とお名前を申し上げます。

１番中橋議員、２番谷口議員、３番斉藤議員、４番藤原議員、５番堀川議員、６番前川雅志議員、７番野原議員、８番増田議員、９番牧野議員、10 番前川敏春議員、11 番中野議員、12 番乾議員、13 番芳滝議員、14 番永井議員、15 番杉山議員、16 番大野議員、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員。

○議長（古川　稔）　投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）
○議長（古川　稔）　投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
開票を行います。
会議規則第 32 条第２項の規定により、立会人に、牧野議員及び前川敏春議員を指名します。
よって両議員の立会いを願います。
投票の結果を報告いたします。
投票総数 19 票。
これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成 19 票、反対０票。
以上のとおり、賛成万票であります。
よって、本案は同意することに決定いたしました。
日程第 18、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
説明を求めます。
岡田町長。
○町長（岡田和夫）　諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
本件は、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。
現人権擁護委員であります桐山武博さんにつきましては、平成 19 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますことから、再度同氏を推薦いたしてく意見を求めるものであります。
なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の５ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
○議長（古川　稔）　本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。
諮問第２号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

［委員会報告］
○議長（古川　稔）　日程第 19、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。
総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。
なお、本件は説明を省略いたしますので、後刻ご覧いただきたいと思います。

［議員の派遣］
○議長（古川　稔）　日程第 20、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
来る、10 月４日、音更町で開催される、十勝町村議会議長会主催による、十勝管内町村議会議員研修会に全議員を派遣いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、10 月 4 日、音更町で開催される、十勝町村議会議長会主催による、十勝管内町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

［閉会中の継続調査の申出］

○議長（古川　稔）　日程第 21、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長・民生常任委員長・産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川　稔）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

［閉議・閉会宣告］

○議長（古川　稔）　これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 19 年第 3 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15：35　閉会